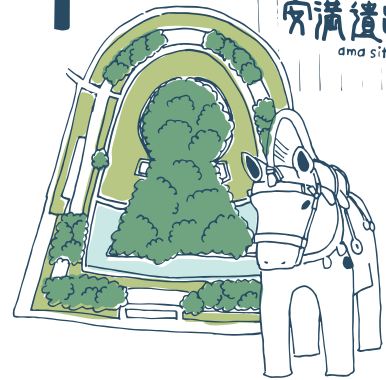
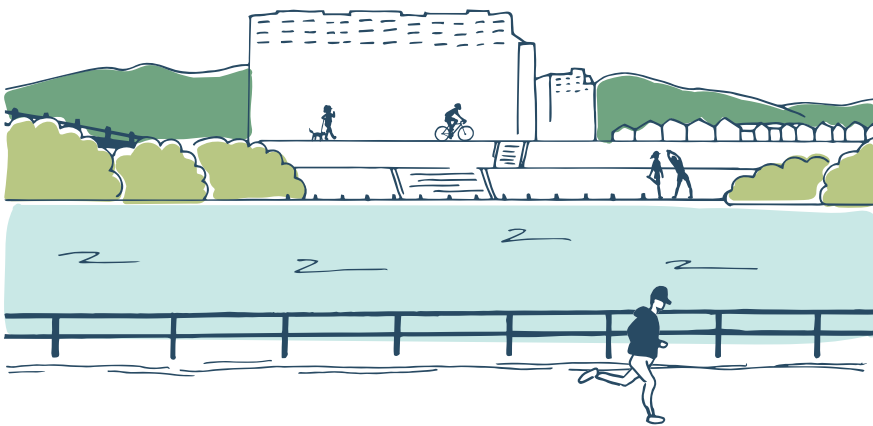
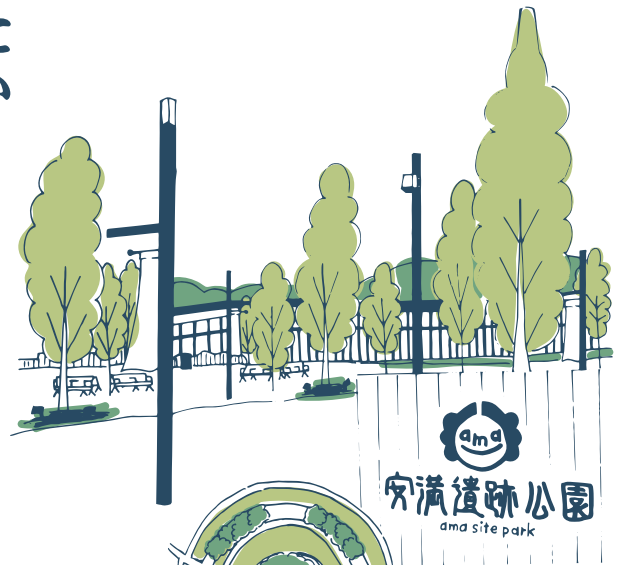
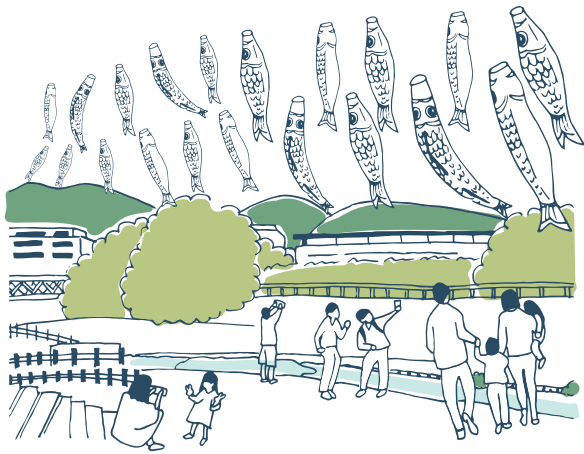




大阪府高槻市

住みたい・住み続けたい・訪れたい
みどりでつながるまち たかつき



令和4年3月

第2次高槻市みどりの基本計画

高槻市

はじめに

高槻市は、北部には北摂山系の美しい山並みや里山、南部には農地が広がるとともに、市域を芥川や淀川などの河川が流れるなど、水やみどりに恵まれた良好な自然環境を有しています。また、まちなかには安満遺跡や今城塚古墳などの重要な歴史遺産と一体となったみどりが多く点在しており、多様な動植物が生息・生育できる環境を形成しています。

これらの豊かな自然環境の保全を目的に、本市では、昭和61年に「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定し、快適な生活環境の実現を目指し、様々な緑化及び緑地環境の保全に関する施策や事業を展開してきました。

一方、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化し、継続的な人口減少や少子高齢化、地球温暖化やヒートアイランド現象の深刻化に加え、地震や台風などの自然災害による脅威に対する備えも大きな課題となっています。

また、生物多様性の分野においては、里地里山などの手入れ不足、外来種の持ち込みや地球環境の変化により、生き物の減少がみられるなど、生態系の危機に直面しており、将来にわたって自然の恵みを持続的に享受できるよう、人と生き物が共生できる環境づくりが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、私たち自身の生活様式も大きく変化する中で、日常生活に癒しや安らぎをもたらすものとして、「みどり」の重要性が再認識されています。

このような社会状況の変化に対応し、みどりが持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう、令和4(2022)年度からの10年間を目標年次とした「第2次高槻しみどりの基本計画」を策定しました。

本計画においては、「住みたい 住み続けたい 訪れたい みどりでつながるまち」を将来像として、市民や事業者などの多様な主体と共創し、みどりのまちづくりを進めてまいりますので、皆様におかれましては、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この度の計画策定に当たり、ご尽力賜りました緑地環境保全等審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご協力を賜りました市民や市民団体の皆様、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月



高槻市長 濱田 剛史

目 次

第1章 高槻市みどりの基本計画の基本的事項	1
1. みどりの基本計画とは	1
1.1 みどりの基本計画とは	1
1.2 計画策定の背景	1
1.3 計画の位置づけ	2
1.4 対象地域	2
1.5 計画期間	2
2. 計画の構成	3
3. 本計画で対象とする「みどり」	3
4. みどりの機能	4
5. みどりをめぐる動向	5
5.1 社会動向	5
5.2 国の動向	5
5.3 国際的な動向	6
第2章 本市のみどりの現状と課題	7
1. みどりの現状	7
1.1 都市計画区域内の用途地域の指定状況	7
1.2 土地利用の状況	8
1.3 緑地の状況	9
1.4 市街化区域のみどりの状況	14
1.5 緑被率	15
1.6 本市のみどりの特性	16
2. みどりの課題	18
2.1 本市のまちづくりを支えるみどりの役割	18
2.2 みどりの課題	20
2.3 みどりの課題解決に向けた方向性	21
第3章 めざす将来像	25
1. 基本理念とみどりの将来像	25
2. 計画の全体指標	26
3. 基本方針と施策分野	28
3.1 基本方針	28
3.2 基本方針の考え方	29
4. みどりの配置方針	31

第4章 みどりのまちづくり施策の展開	32
1. 施策体系	32
2. 具体的施策	35
3. 重点施策	47
4. 実行計画	48
5. 計画の推進に向けて	64
5.1 推進体制	64
5.2 進行管理	65

資料編

1. 本市の概況	資料編 1
1.1 位置と面積	資料編 1
1.2 人口	資料編 2
1.3 産業	資料編 2
2. 本市のみどりを取り巻く状況	資料編 3
2.1 気候	資料編 3
2.2 地形、水系	資料編 4
2.3 市街化区域における身近な公園の充足状況	資料編 5
2.4 主な遺跡の分布状況	資料編 6
2.5 その他の歴史的遺産	資料編 6
3. 本市の生物多様性の状況	資料編 7
3.1 生き物の生息・生育環境	資料編 7
3.2 生き物の状況	資料編 10
3.3 生物多様性保全に向けた市民活動の状況	資料編 11
4. 市民アンケート調査の結果	資料編 12
4.1 調査の概要	資料編 12
4.2 調査の結果	資料編 12
5. 施策一覧	資料編 21
6. 用語集	資料編 25
7. 第2次高槻のみどりの基本計画策定の経過	資料編 29
7.1 高槻市緑地環境保全等審議会委員名簿	資料編 29
7.2 高槻市緑地環境保全等審議会開催経過	資料編 30

第1章 高槻市みどりの基本計画の基本的事項

1. みどりの基本計画とは

1.1 みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、対象区域は、市街化区域だけでなく、本市の特徴である、森林や農地、里山などの自然環境に恵まれた市街化調整区域も含まれます。

本計画では、将来のみどりの総合的な保全・整備の方針を定めることにより、みどりや生物多様性の課題を多様な主体や市民の参画のもとで解決しながら、本市のみどりあふれる憩いと潤いのあるまちづくりを計画的に進めることをめざしています。

1.2 計画策定の背景

本市では、平成23(2011)年度に「高槻市みどりの基本計画」(計画期間：平成24年度～令和3年度)を策定し、計画期間の中間年となる平成28(2016)年度に、計画の進捗状況や市民意識調査などを踏まえ、改定計画(計画期間：平成29年度～令和3年度)の策定を行いました。

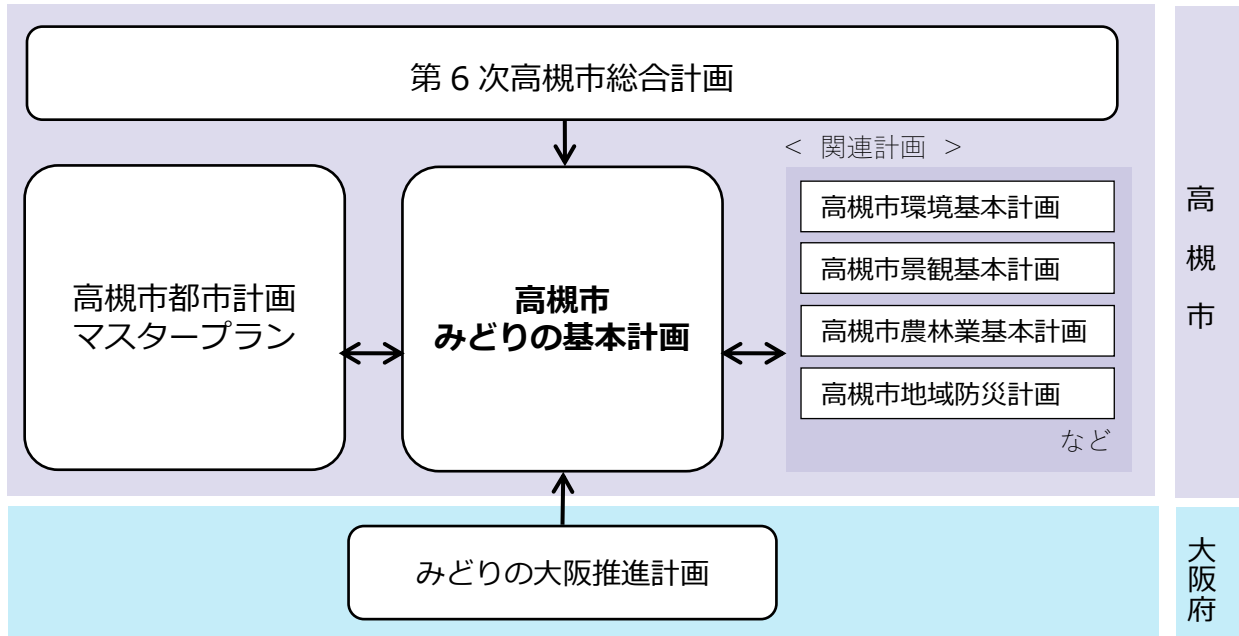
みどりを取り巻く動向では、平成23(2011)年度に都市緑地法運用指針が一部改正され、緑の基本計画策定の際の留意事項に「生物多様性の確保」の視点が追加となり、平成29(2017)年6月には都市緑地法などが一部改正され、民間主体が市民緑地を整備・公開することができる「市民緑地認定制度」などの新たな制度が創設されました。

社会状況の変化では、以前から課題となっている継続的な人口減少や少子高齢化に加えて、近年は大規模地震や地球温暖化に伴う気候変動による水害・土砂災害などが多く発生し、私たちの暮らしにおいて、自然の脅威を痛感することで、みどりの保全・活用による持続可能な安全・安心なまちづくりへの期待も増しています。また、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症が発生・拡大し、新たな生活様式への変化を求められており、改めて身近な公園や緑地の価値や必要性が認識されるようになりました。

このような社会状況のなか、本市では令和3(2021)年に安満遺跡公園が全面開園しました。本公園は民間活力を導入することで、質の高い効率的な管理運営に取り組んでおり、市民と育てつづける公園づくりをコンセプトに市民主体での様々な活動が行われています。開園以降は、ライフスタイルにあわせて利用できる公園として市内外から多くの利用者が訪れ、関西圏の公園の中でも、魅力ある公園として高く評価されています。この公園の開園を契機として、これからのみどりのまちづくりをさらに発展させるため、本市の現況や課題を整理し、今後のみどりの将来像や方針、施策などを示した新たなみどりの基本計画を策定しました。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第6次高槻市総合計画」や都市計画の基本方針である「高槻市都市計画マスタープラン」、関連計画である「高槻市環境基本計画」、「高槻市景観基本計画」、「高槻市農林業基本計画」、「高槻市地域防災計画」などとの調和・整合性を図ります。また、広域的な視点から大阪府における「みどりの大阪推進計画」などとの連携を図ります。



1-1 計画の位置づけ

1.4 対象地域

計画の対象地域は高槻市全域（都市計画区域：面積約 10,529ha）とします。

1.5 計画期間

本計画では、上位計画である「第6次高槻市総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）の策定を踏まえ、目標年次を令和13（2031）年度とし、計画期間を令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

なお、社会動向の変化を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 計画の構成

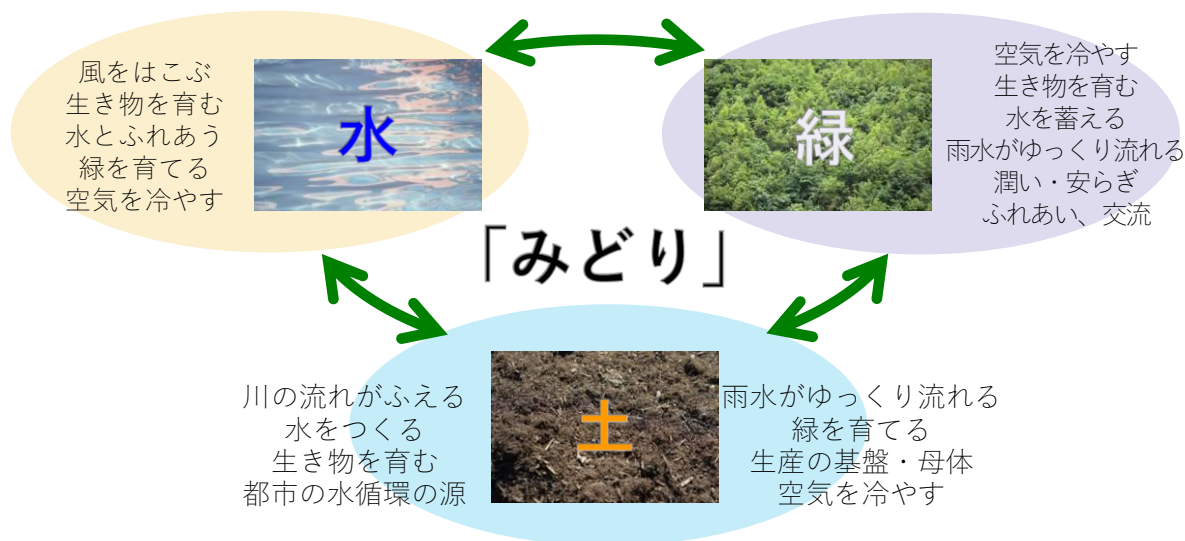
本計画では、本市のみどりの現況を踏まえ、課題を解決しながら実現していきたい将来の姿として「めざす将来像」を示しました。そして、その実現をめざし、市民がわかりやすく、実行性のある計画となるよう、みどりのまちづくりの「基本方針」を定め、その中で分野ごとの「施策」やこれからの10年で取り組む「重点施策」を展開しています。また、実現への歩みを確実に把握するための「指標」を設定し、今後の本市の取組を明確にしました。



1-2 計画の構成

3. 本計画で対象とする「みどり」

本計画では、水と緑と土を、包括的有機的に結合した「みどり」と捉えます。樹木や草花などの植物のほか、森林、公園・緑道などの緑地、水田・畑・果樹園などの農地、河川・水路・ため池などの水辺、空地・グラウンドなどのオープンスペースに加えて、水や土壌などの自然的要素を含むものを「みどり」の対象とします。また、みどりを守り拡充するための啓発活動や環境教育、みどりのまちづくり活動なども本計画の対象とします。



1-3 みどりの要素イメージ

4. みどりの機能

みどりは、安全・安心な暮らしを支え、潤いや安らぎを与えるとともに、生き物の生息・生育地を保全し、人と生き物が共生する都市を形成します。みどりが有する多様な機能をグリーンインフラとして活用することで、魅力的な都市を持続可能な形で維持・形成していくことができます。

■都市環境の維持・形成

- 温室効果ガスの吸収
- ヒートアイランド現象の緩和
- 水循環の促進
- 騒音・振動の緩和 など

■安全性・防災性の向上

- 雨水の浸透・貯留による調節、都市型水害の軽減
- 災害時の避難場所、災害救助活動の拠点
- 火災発生時の延焼防止
- 土砂崩れの防止 など

■景観の形成

- 遠くに望むことができるまとまった森林
- 身近に目にできる斜面林
- 身近な水辺である河川敷やため池
- 歴史的・文化的価値のある遺跡や社寺林 など

■健康・レクリエーションの場

- 休息・スポーツ・散歩など健康維持の場
- 遊びや学習の場
- コミュニティ形成の場
- 生き物とのふれあいの場 など

■生物多様性の保全

- さまざまな生き物の生息・生育の場所
- 健全な生態系の維持
- 生物資源・遺伝子情報の保全
- 人と生き物との共生実現 など

5. みどりをめぐる動向

5.1 社会動向

近年のみどりをめぐる社会動向として、国内では、地球温暖化の影響による集中豪雨などの自然災害が全国で頻発するとともに、生態系においては、特定外来生物の増加や絶滅危惧種などの希少動植物の減少が懸念されるなど、私たちの生活を取り巻く自然環境の問題は日々深刻化しています。

また、本市においては、平成 30（2018）年に大阪北部地震が発生し、多くの被害が発生するとともに、台風第 21 号の影響により北部の森林に甚大な被害が生じました。

こういった自然環境の変化や自然災害をきっかけとして、温室効果ガスの吸収源となり、台風や豪雨などによる自然災害を軽減させる森林・農地などのみどり、災害時の避難場所となる公園・緑地、多種多様な生き物が生息できる里山など、みどりが有する多面的な役割に大きな期待が寄せられています。また、昨今は世界的に流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活様式が変容し、日常の癒しや安らぎなどの生活の豊かさをみどりに求めるようになるなど、みどりの重要性が再認識されています。

5.2 国の動向

国においても、都市における緑とオープンスペースの政策に新たな展開がみられます。温暖化の影響や近年の社会情勢の変化などを背景に、安心・安全なまちづくりに加え、心の豊かさやゆとりを求めるものへ国民意識が変化するなか、みどりが有する多機能性を地域や市民のために最大限に引き出す方向へと移行しています。

平成 23（2011）年には都市緑地法運用指針が改定され、生き物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するための生物多様性の確保の視点が提示されました。

平成 29（2017）年には、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法などの改正が行われ、市民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用が示されました。

令和元（2019）年には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が施行され、国から都道府県及び市町村に対して、私有林人工林面積、林業の就業者数、人口に応じた森林環境譲与税が交付されることとなり、現在、市町村の森林整備などへの活用が図られています。

また、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用推進のための「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、みどりを含む自然環境が有する多様な機能を活用して、地域の課題解決、魅力ある都市づくりを進めていくための取組が示されました。

5.3 国際的な動向

近年の国際的な動向として SDGs（エスディー・ジーズ）が注目されています。SDGs とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称です。

SDGs では、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を包括的に挙げ、「誰ひとり取り残さない」ことをめざし、達成すべき 17 の目標と 169 の達成基準、232 の指標を設けています。それを達成するために、途上国や先進国にかかわらず、国、地方公共団体のみならず、事業者、団体、市民など、あらゆる主体が持続可能な社会を築くために行動することが求められています。

みどりのまちづくりにおいても、SDGs の考え方を踏まえ、経済・社会・環境の三側面における持続可能な取組を推進していくことが必要です。本計画では、多様な主体と連携して取組を進めることで、以下に挙げる 10 の目標の達成に寄与します。



1-5 本計画に関連する SDGs の 10 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



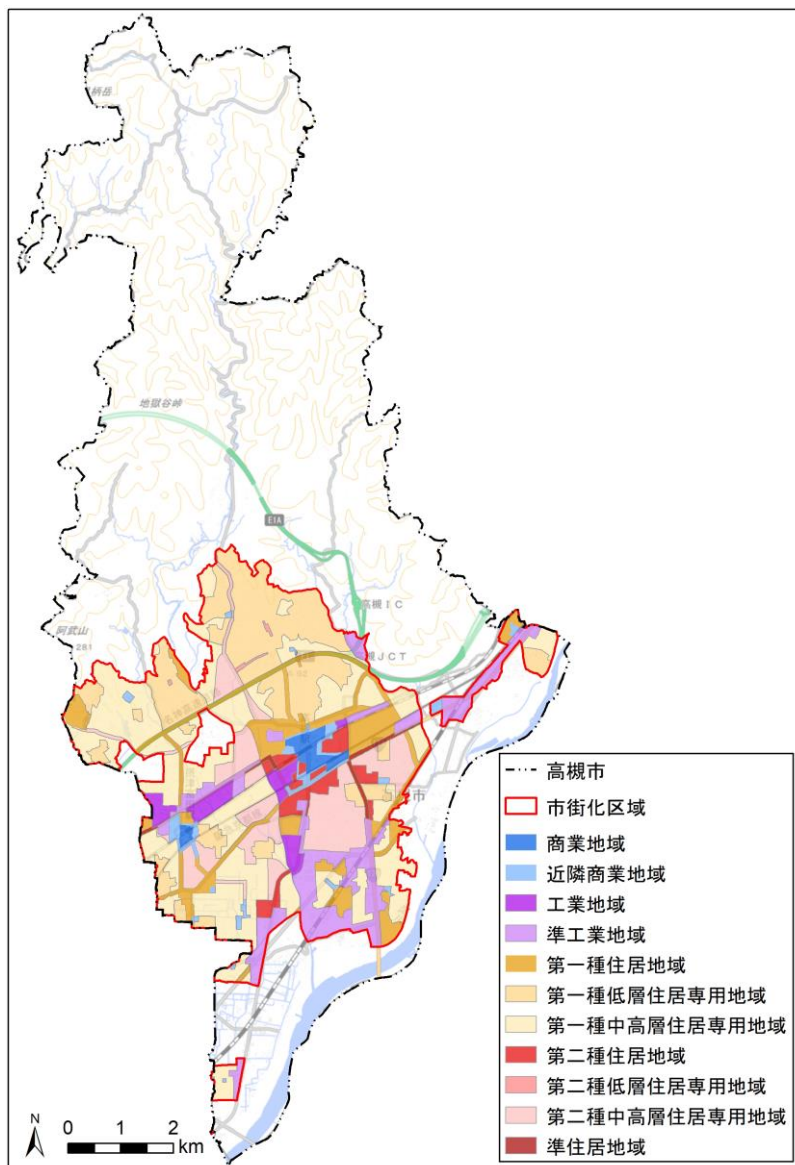
1-6 SDGs の 17 のゴール
資料：国際連合

第2章 本市のみどりの現状と課題

1. みどりの現状

1.1 都市計画区域内の用途地域の指定状況

本市は全域が都市計画区域に指定されています。中部は広く市街化区域に区分され、都市化が進んでいます。一方、北部と南部淀川沿いなどは、市街化調整区域であり、山林や農地が多く分布しています。

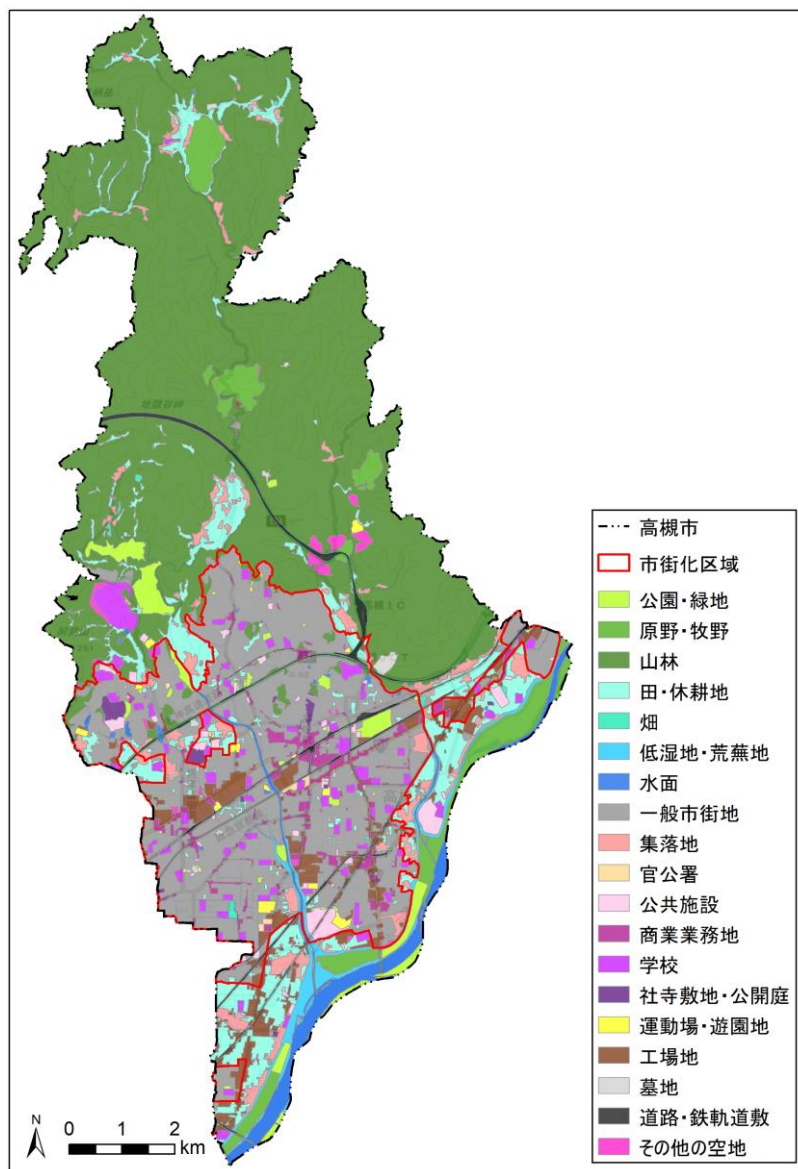


2-1 用途地域の指定状況

1.2 土地利用の状況

中部の市街化区域では、宅地開発や駅周辺の事業地開発などにより市街化が進み、学校施設なども充実しているほか、一部社寺が残され、公園緑地が整備されています。

市街化調整区域については、北部に豊かな森林が広がっており、林野面積は 4,949ha となっています。そのうち、国有林が 143ha、公有林が 51ha で、96%にあたる 4,755ha が私有林です。また、淀川沿いの三箇牧地域や五領地域、北部の檜田地域や原地域では農地が広がっており、耕地面積は 586ha で、市面積の 5.6%です。



2-2 土地利用の状況

1.3 緑地の状況

本市では現在、都市計画区域内で都市公園法に基づく都市公園が223ヶ所・約207ha整備されており、令和3（2021）年3月末時点の市民一人当たりの都市公園の面積は約5.9㎡/人で、令和2（2020）年3月末時点の全国平均12.4㎡/人や大阪府平均6.2㎡/人より少ない状況です。

また、都市公園の面積に、子どもが身近に利用できる小規模な遊び場や緑道、グラウンドなどの施設緑地を加えた都市公園等の面積は777ヶ所・約313haで、令和3（2021）年3月末時点の市民一人当たりの都市公園等の面積は約8.9㎡/人となっています。

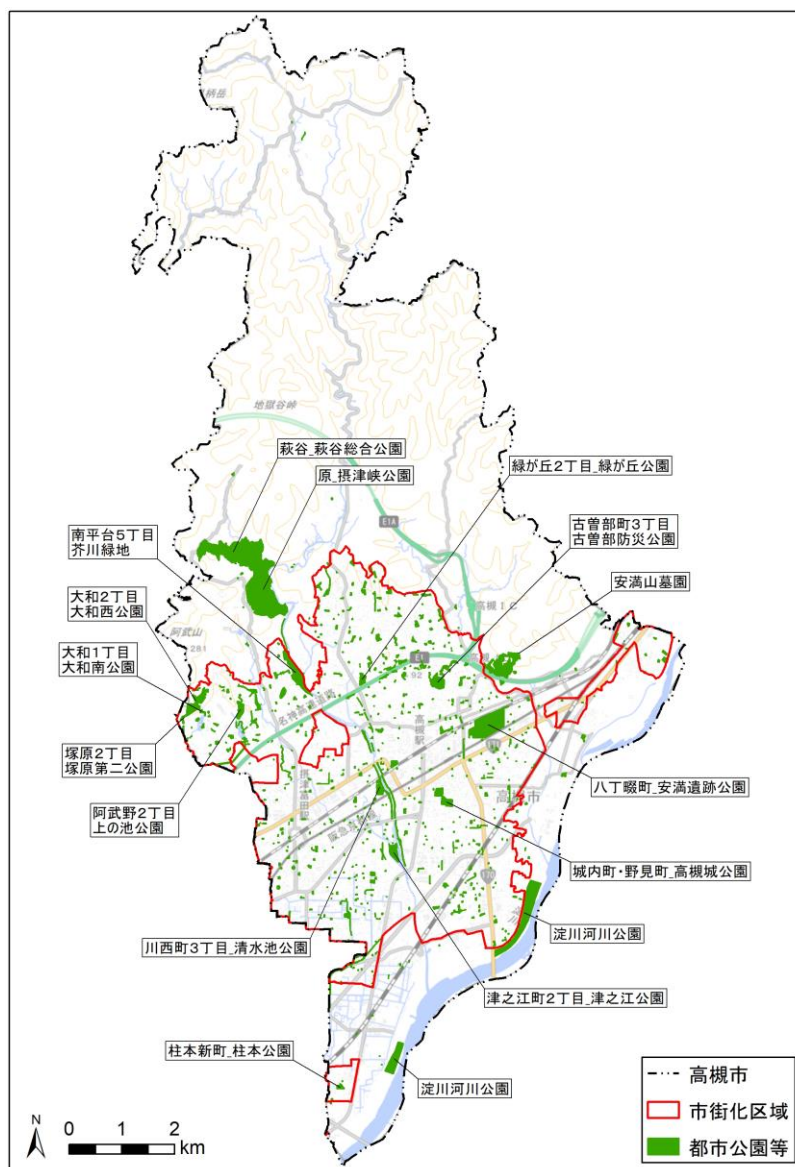
また、法や条例に基づく地域制緑地として、風致地区や生産緑地地区などが指定されており、令和3（2021）年3月末時点では、市域全体で約5,389haとなっています。

2-3 緑地整備の状況（令和3年3月末時点）

緑地種別	年次	令和3年3月末						
		市街化区域			都市計画区域			
		整備量		㎡ / 人	整備量		㎡ / 人	
		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		
都市公園	住区基幹公園	街区公園	210	44.57		210	44.57	
		近隣公園	6	12.19		6	12.19	
		地区公園	2	9.03		2	9.03	
	都市基幹公園	総合公園	1	21.76		2	55.74	
		運動公園	0			0		
	基幹公園計		219	87.55		220	121.53	
	特殊公園	風致公園	0			1	42.65	
		歴史公園	0			0		
		墓園	0			1	13.08	
	都市緑地	0			0			
	国の設置によるもの	0			1	30.10		
	都市公園計		219	87.55		223	207.36	5.91
	公共施設緑地計		515	99.80		554	105.59	
都市公園等合計		734	187.35		777	312.95	8.92	
施設緑地計		734	187.35		777	312.95		
地域制緑地	風致地区					227.50		
	生産緑地地区		61.58			61.58		
	その他法によるもの計		60.70			9,953.06		
	法によるもの計			122.28			10,242.14	
	条例等によるもの計			12.00			28.15	
	小計			134.28			10,270.29	
	地域制緑地間の重複			12.00			4881.65	
地域制緑地計			122.28			5,388.64		
施設・地域制間の重複						110.60		
緑地総計			309.63			5,590.99		

(1) 都市公園などの施設緑地

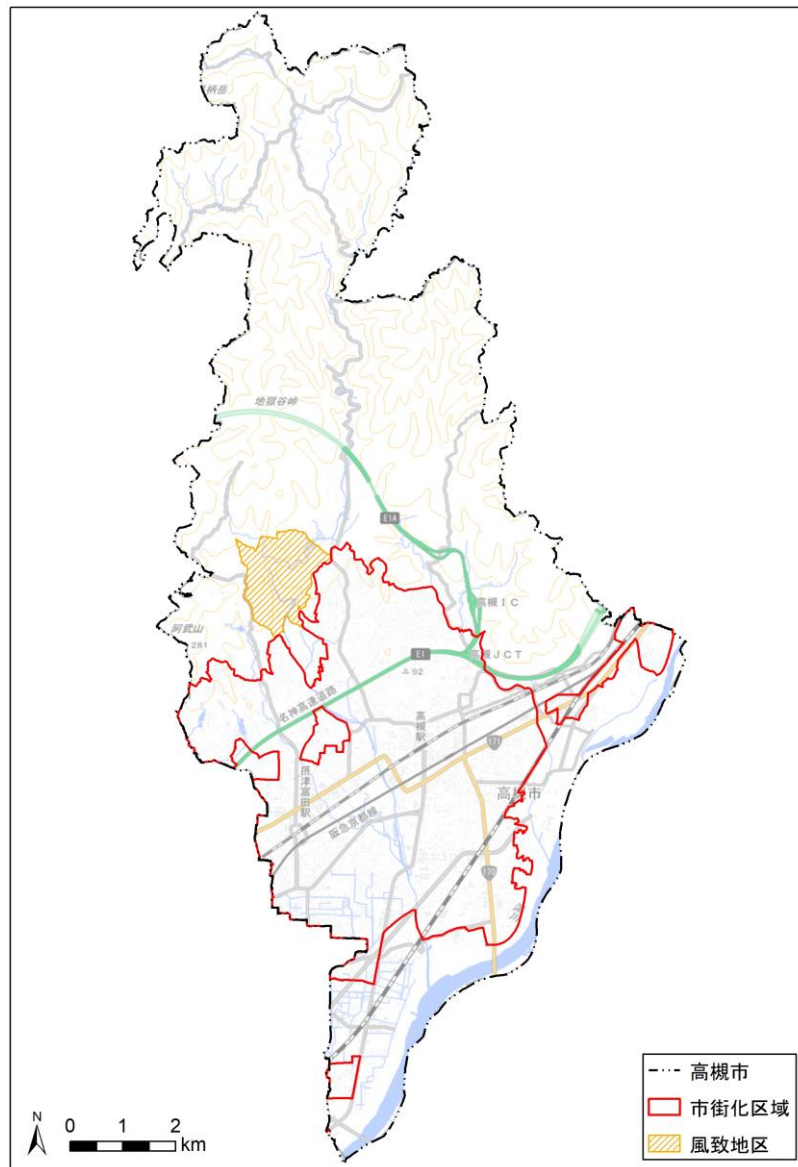
本市には、恵まれた自然環境の中にあり、子どもたちの遊べる遊戯施設やサッカー場などのスポーツ施設を有する萩谷総合公園、災害時の防災拠点として本格的な防災機能を兼ね備えた古曽部防災公園、芥川に面し水辺空間とふれあえる芥川緑地のほか、風致公園で桜の名所でもある摂津峡公園、弥生時代の遺跡を保存・活用した安満遺跡公園など、多様な魅力ある都市公園などが整備されています。これらの公園は散歩や子どもの遊び場として日常的に利用されるほか、イベントやレクリエーションなどの場としても活用されています。



2-4 都市公園などの分布状況

(2) 地域制緑地：風致地区

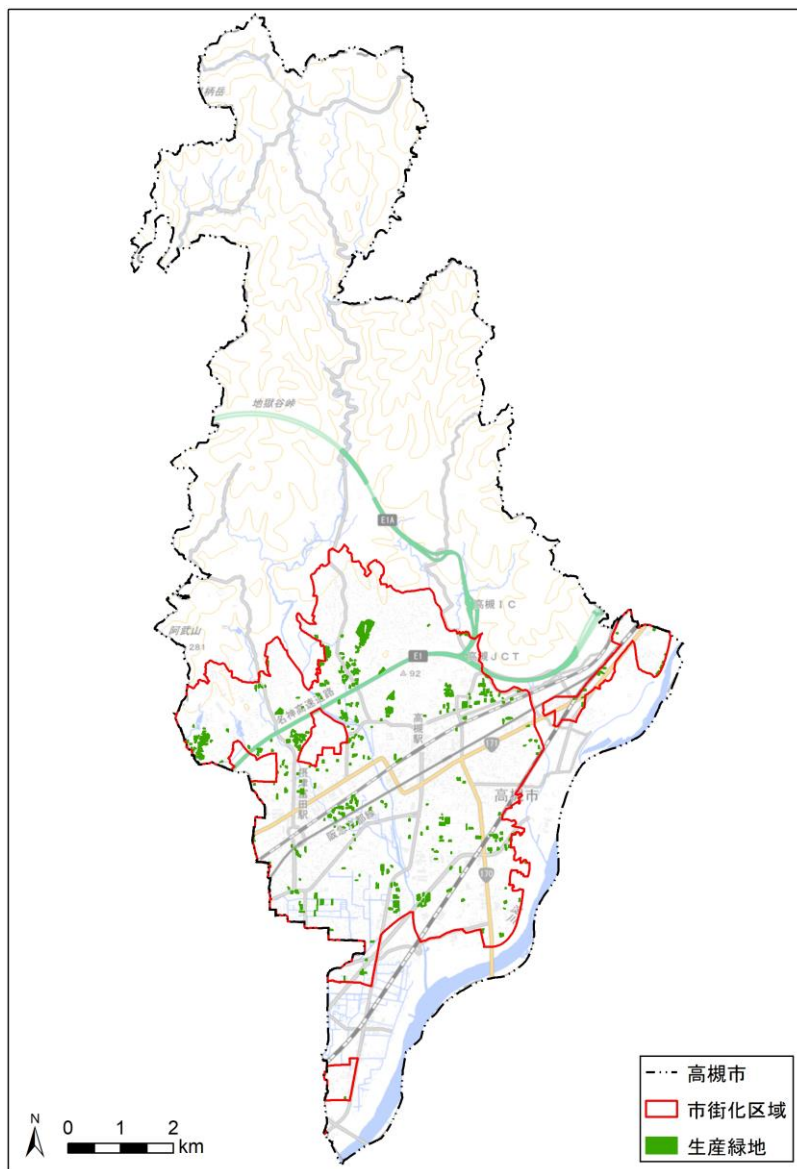
山岳森林美と渓谷沿岸の溪流美を維持保全するため、景勝地である摂津峡周辺の区域面積約227.5haが「摂津峡風致地区」として指定されています。樹林地や水辺地など、豊かな自然的景観に富んだ区域として、市民にとって身近で大切な場所となっています。



2-5 風致地区の指定状況

(3) 地域制緑地：生産緑地

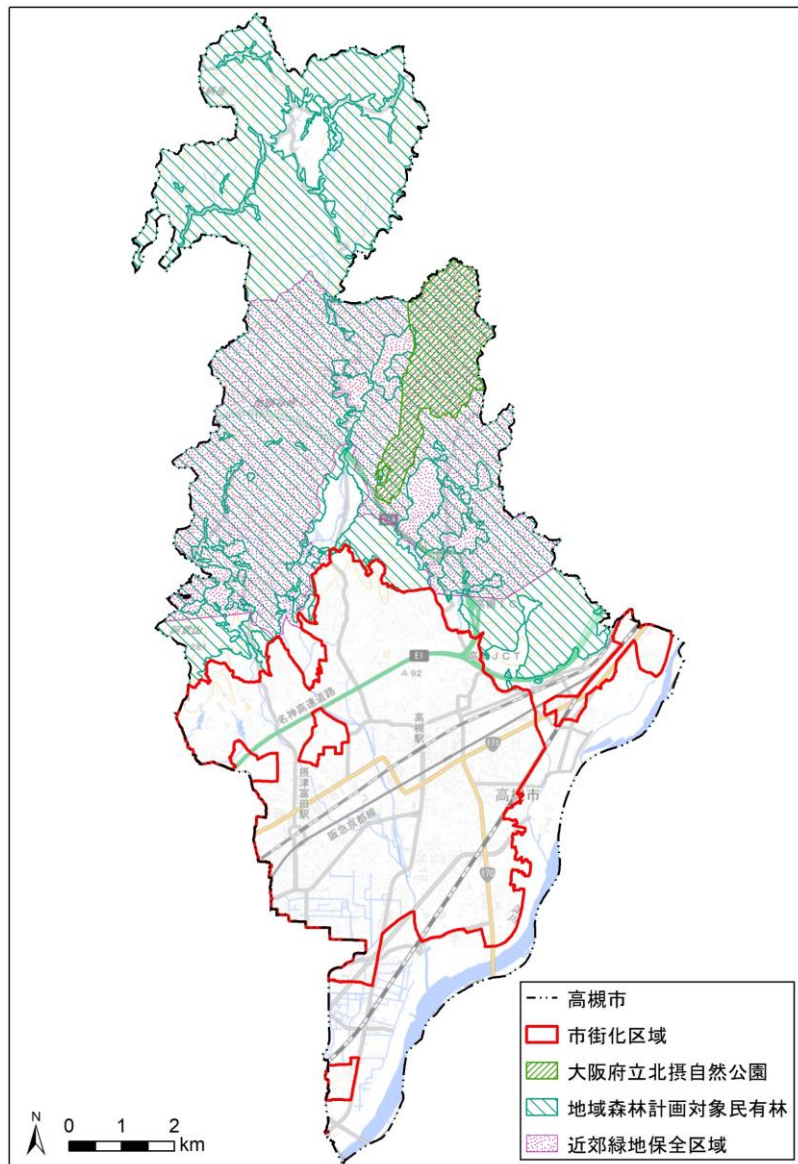
農地は農産物を生産する場としてだけでなく、景観としてのみどりや災害時の避難地などのさまざまな機能を有しています。その機能を活用し、良好な都市環境の保全・形成を図ることを目的として、市街化区域内にある農地を「生産緑地地区」として指定しています。指定面積は、令和3(2021)年3月末時点で、市街化区域面積の1.84%にあたる農地61.58haとなっています。



2-6 生産緑地の分布状況

(4) その他の地域制緑地

その他の地域制緑地として、多様な動植物が生息・生育し、地域に親しまれているポンポン山周辺が「大阪府立北摂自然公園」として指定されています。また、森林の保全・整備の方針などを定めた地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」、無秩序な市街化の防止や地域住民の健康増進、災害の防止などを目的とした「近郊緑地保全区域」などがあります。

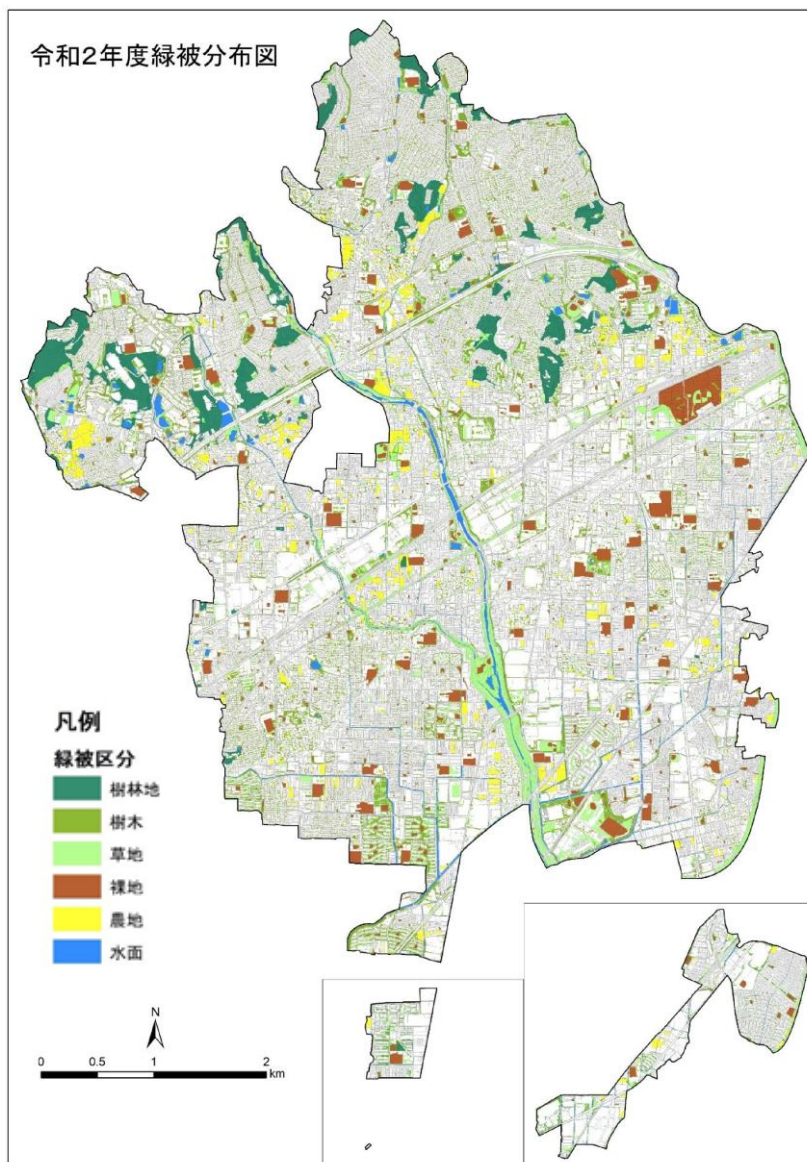


2-7 その他の地域制緑地の指定状況

1.4 市街化区域のみどりの状況

市街化区域のみどりの状況として、令和 2（2020）年度に実施した調査の結果から緑被分布を示しました。緑被には「樹林地」、「樹木」、「草地」、「裸地」、「農地」、「水面」があります。

市街化区域の北部には樹林地のほか、ため池などの水面が分布します。一方、中部から南部にかけては裸地や農地が分布するほか、河川沿いには草地在広がっています。



2-8 市街化区域の緑被分布図

1.5 緑被率

現在の市街化区域の緑被面積は約 387ha で、緑被率は 11.8%です。前回調査時の平成 22 (2010) 年度と比較すると、若干の増加がみられるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

2-9 市街化区域の緑被率

市街化区域 面積	緑被区分	前回調査時（平成 22 年度）		今回調査時（令和 2 年度）	
		緑被面積	緑被率	緑被面積	緑被率
32,906,661 m ²	樹林地	3,758,811 m ²	11.4%	1,118,804 m ²	3.4%
	樹木			2,753,406 m ²	8.4%
合計		3,758,811 m ²	11.4%	3,872,210 m ²	11.8%

* 緑被率について

緑被率とは、一定の区域における緑被地の割合を示したもので、大阪府においては、「緑被地」として「樹林地」、「樹木」、「草地」、「農地」、「裸地」を定義しています。しかしながら、これまでの本市の「緑被地」の取扱いについては「樹林地」、「樹木」のみに限定していたため、今後の「緑被地」については、大阪府に準じ、「樹林地」、「樹木」、「草地」、「農地」、「裸地」に変更して、緑被率を集計・算出します。

<参考> 今回調査時（令和 2 年度）の「緑被率」

【変更前】

市街化区域 面積	含まれる 緑被地	緑被面積
32,906,661 m ²	樹林地、 樹木	3,872,210 m ²
緑被率		11.8%



【変更後】

市街化区域 面積	含まれる 緑被地	緑被面積
32,906,661 m ²	樹林地、 樹木、草地、 農地、裸地	7,264,193 m ²
緑被率		22.1%

1.6 本市のみどりの特性

(1) まちのみどり

本市のまちなかのみどりは、歴史遺産を活用した安満遺跡公園や、芥川に隣接した親水空間のある清水池公園などの公園が拠点となり、まとまったみどりを形成しています。また、緑化を重点的に進めている JR 高槻駅周辺、高槻城公園、市役所前などの中心市街地では、自治会、市民団体、事業者などの緑化活動が盛んに行われ、公園や街路樹、四季折々の草花の花壇によるみどりの空間が創出されています。また、最近では、市街地の事業所や集合住宅において、屋上緑化や壁面緑化などの新たな手法による緑化にも取り組まれています。

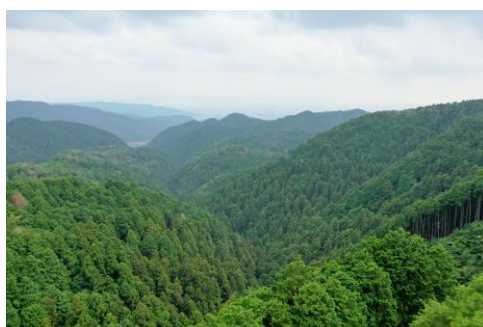


安満遺跡公園

(2) 北部の森林のみどり

北部の森林は、神峯山寺や本山寺周辺に一部国有林がありますが、それ以外の多くは民有林となっています。植生としては、本山寺周辺の地域の一部にモミ、ツガ、カシ類などのすぐれた天然林があります。また、植林されたスギ、ヒノキの人工林のほか、クヌギ、コナラ、アベマキなどの良好な落葉広葉樹も分布しています。

この森林地帯は、芥川・檜尾川など市内主要河川の水源林となっているほか、多種多様な動植物の生息・生育場所にもなり、豊かな生態系を有するエリアとなっています。



北部の森林

(3) 農地のみどり

北部の檜田地区、摂津峡周辺を含めた原地区などの中山間地域では、水田や畑、背後にある落葉広葉樹林を主体とした樹林により、情緒ある里山景観が形成されています。また、農地は良好なみどりのつながりの形成に寄与し、生き物が生息できる空間を支えています。一方で、近年の森林環境の変化により、生態系のバランスが崩れ、鳥獣による農作物への被害も増え、農地の保全に影響をもたらしています。

南部では、市街地に農地が点在するほか、東部の五領地区にはタケノコが産出される竹林の広がりが見られます。また、東部から南部にかけての淀川沿いの農地では、水稻を中心とした水田稲作景観が広がっています。



檜田地区の農地

(4) 河川のみどり

市内の主要河川は、明神ヶ岳（本市と京都府亀岡市との境にある山）を源流に本市の中心を縦断して南へ流下する芥川とその支川である女瀬川、北部の原地区を水源に南へ流下する檜尾川、そして、これらが注ぐ南部の淀川です。芥川・檜尾川水系上流域には北摂の豊かな自然環境が広がり、生き物の貴重な生息・生育空間となっています。

芥川では、平成 18（2006）年に策定された「芥川創生基本構想」に基づき、「芥川創生事業」として、魚道を整備するなど「ひとと魚にやさしい川づくり」が市民協働で進められ、天然のアユが遡上できるようになるなどの生態系の回復が見られています。また、平成 26（2014）年～令和 2（2020）年には、「芥川かわまちづくり事業」として、遊歩道整備や魚道づくりに取り組むなど、府・市・市民団体の協働による川づくり活動が行われています。

淀川では上牧・鶴殿地区のヨシ原が特徴的な河川景観を形成しています。この地域は大阪府の鳥獣保護区に指定されているほか、生物多様性ホットスポットにも選定されており、チュウヒ、オオヨシキリなどの鳥類やカヤネズミ、キツネなどの小中型哺乳類が多く生息する、豊かな生態系を有しています。また、大塚地区では、淀川河川公園が整備されており、自然とふれあひながら、スポーツやバーベキューなどを楽しめるレクリエーションの場として市民に利用されています。



芥川

(5) 歴史・文化が息づくみどり

本市には、多くの歴史遺産があります。国道 171 号の北側には、安満宮山古墳や闘鶏山古墳、今城塚古墳、阿武山古墳など、重要な古代の歴史遺産が数多く点在し、まちなかのみどりとして貴重な場所となっています。

また、中近世の歴史遺産である芥川山城跡や高槻城跡、京都から九州地方を結ぶ西国街道なども大切な歴史遺産であり、保存に向けた取組や公園整備などのまちのにぎわいづくりとしての活用が進められています。

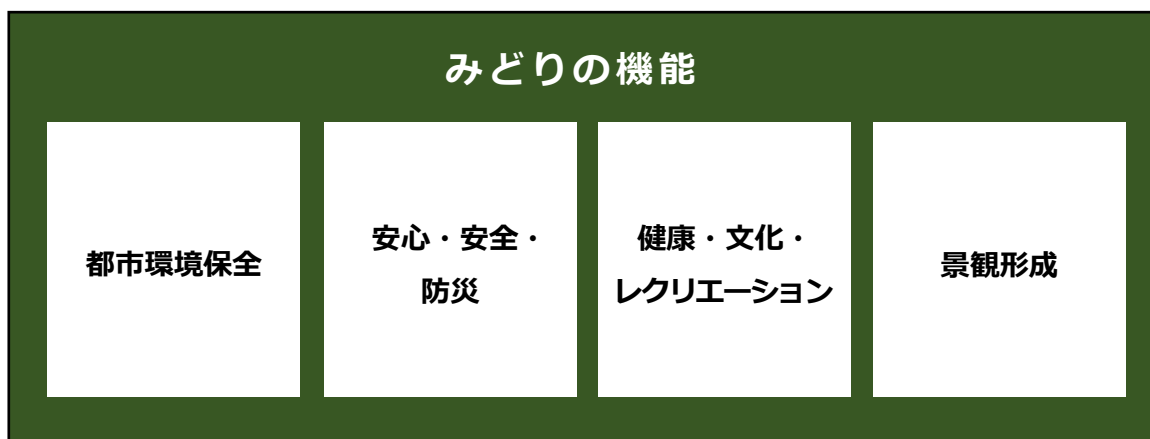
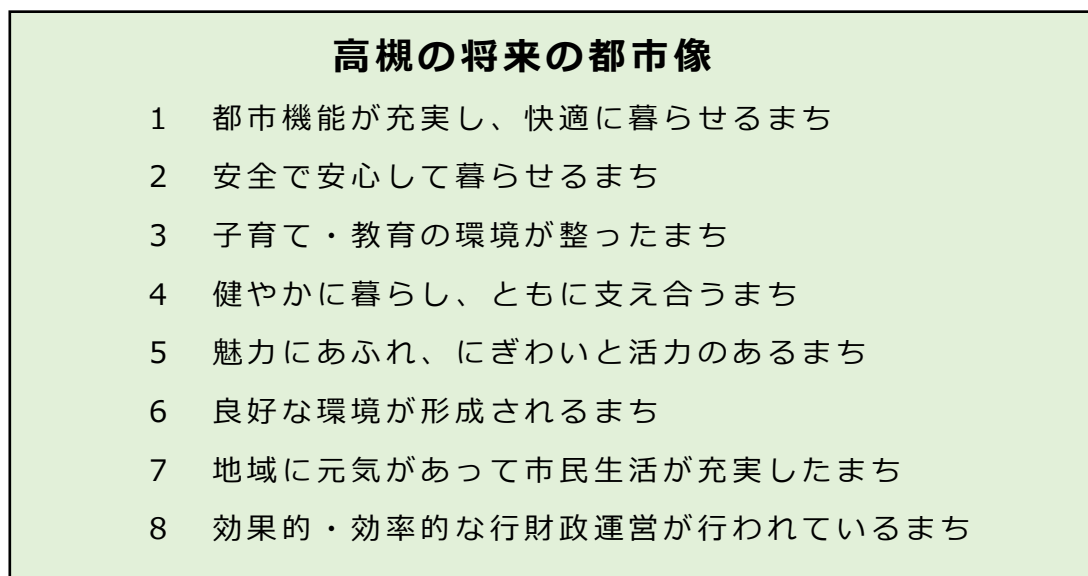


今城塚古墳

2. みどりの課題

2.1 本市のまちづくりを支えるみどりの役割

第6次高槻市総合計画で掲げる将来の都市像の実現に向けて、みどりが有する「都市環境保全」、「安心・安全・防災」、「健康・文化・レクリエーション」、「景観形成」の機能を最大限発揮し、寄与します。



2-10 本市のまちづくりを支えるみどりの機能

2-11 本市がめざすまちづくりを支えるみどりの役割

まちづくりの 基本構想 機能	1 都市機能が充実し、 快適に暮らせるまち	2 安全で安心して 暮らせるまち	3 子育て・教育の 環境が整ったまち	4 健やかに暮らし、 ともに支え合うまち	5 魅力にあふれ、 にぎわいと活力のあるまち	6 良好な環境が 形成されるまち	7 地域に元気があって 市民生活が充実したまち
都市環境 保全			●ネットワーク化されたみどりは、子どもが生き物のつながりなどを学ぶ場として活用され、豊かな人間性の形成に寄与	●ネットワーク化されたみどりは、ヒートアイランド現象の抑制や大気浄化、騒音・振動の低減などの都市環境負荷の緩和などにより、市民の健康増進に寄与		●森林は、温室効果ガスを吸収し、地球温暖化の防止に寄与 ●森林・農地・河川などは、ヒートアイランド現象の抑制や生物多様性の保全に寄与 ●ネットワーク化されたみどりは、ヒートアイランド現象の抑制や大気浄化、騒音・振動の低減などの都市環境負荷の緩和などにより、住みやすい住環境を形成	
安心・ 安全・ 防災	●森林・農地・ため池などは雨水を貯留・かん養して地下浸透を促進し、水道水の安定供給に寄与	●森林・農地・公園・ため池などは、雨水を貯留・地下浸透させ、豪雨による土砂災害や洪水の防止に寄与 ●公園・緑地は、災害時の避難地・避難路となり、火災の延焼防止や災害救助・復旧の拠点として利用され、災害に強い地域を形成 ●地域での活発な緑化活動は、良好なコミュニティを形成し、災害時の共助の心を醸成するとともに、地域の防犯に寄与				●森林・農地・公園・ため池などは、雨水を貯留・地下浸透させ、豪雨による土砂災害や洪水の防止に寄与	●公園・緑地などは、地域活動の場として、良好なコミュニティを形成し、災害時の共助の心を醸成するとともに、地域の防犯に寄与
健康・ 文化・ レクリエーション			●公園・緑地などは、子どもたちが安心して遊べる場として、地域の子育て環境の向上に寄与 ●森林・農地などは、食育・環境学習の場として、子どもたちの健全な発育に寄与	●森林などは、自然とのふれあい・ハイキングなどに利用され、心身の健康増進に寄与 ●公園・緑地は、子ども、高齢者、障がい者などの健康づくり、憩い、交流の場となり、生活習慣病などの予防に寄与 ●地域での活発な緑化活動は良好なコミュニティを形成するとともに、健康増進に寄与	●森林は、ハイキングに利用されるなど、自然の観光資源としてまちの魅力の創出に寄与 ●農地は、農業体験の場として活用され、特産物の生産などにより、まちの魅力づくりに寄与 ●公園・歴史文化遺産などは、観光資源やイベント開催の場として、地域の活性化に寄与し、にぎわいと活力あるまちづくりに貢献		●公園・緑地などは、市民活動やイベントなどの場として、地域のコミュニティを形成 ●歴史文化遺産は、生涯学習の素材となるとともに、子どもたちが感性や創造性、豊かな心を育む機会を提供 ●公園・緑地はスポーツなどの運動の場として、人々の交流を創出
景観形成	●森林・農地・里山・公園などのみどりは、人々に四季折々の彩りをもたらし、癒しや安らぎを提供		●森林・農地・里山・公園などのみどりは、人々に四季折々の彩りをもたらし、癒しや安らぎを提供するとともに、自然を通じて、子どもたちの情操心などの育成・醸成に寄与		●歴史文化遺産と一体となったみどりは、歴史を感じさせる魅力ある景観を形成し、市内外の人が訪れたいまちづくりに貢献	●森林・農地・里山・河川・ため池などのみどりは、地域を特徴づける景観を形成し、暮らしにゆとりと潤いを提供	●高樹らしい地域景観を形成するみどりは、地域住民の地元に対する愛着心を育み、住み続けたいと思う心を醸成

2.2 みどりの課題

本市のみどりの課題について、前項までの整理に市民アンケート、活動団体からのヒアリング結果を加え、再整理しました。

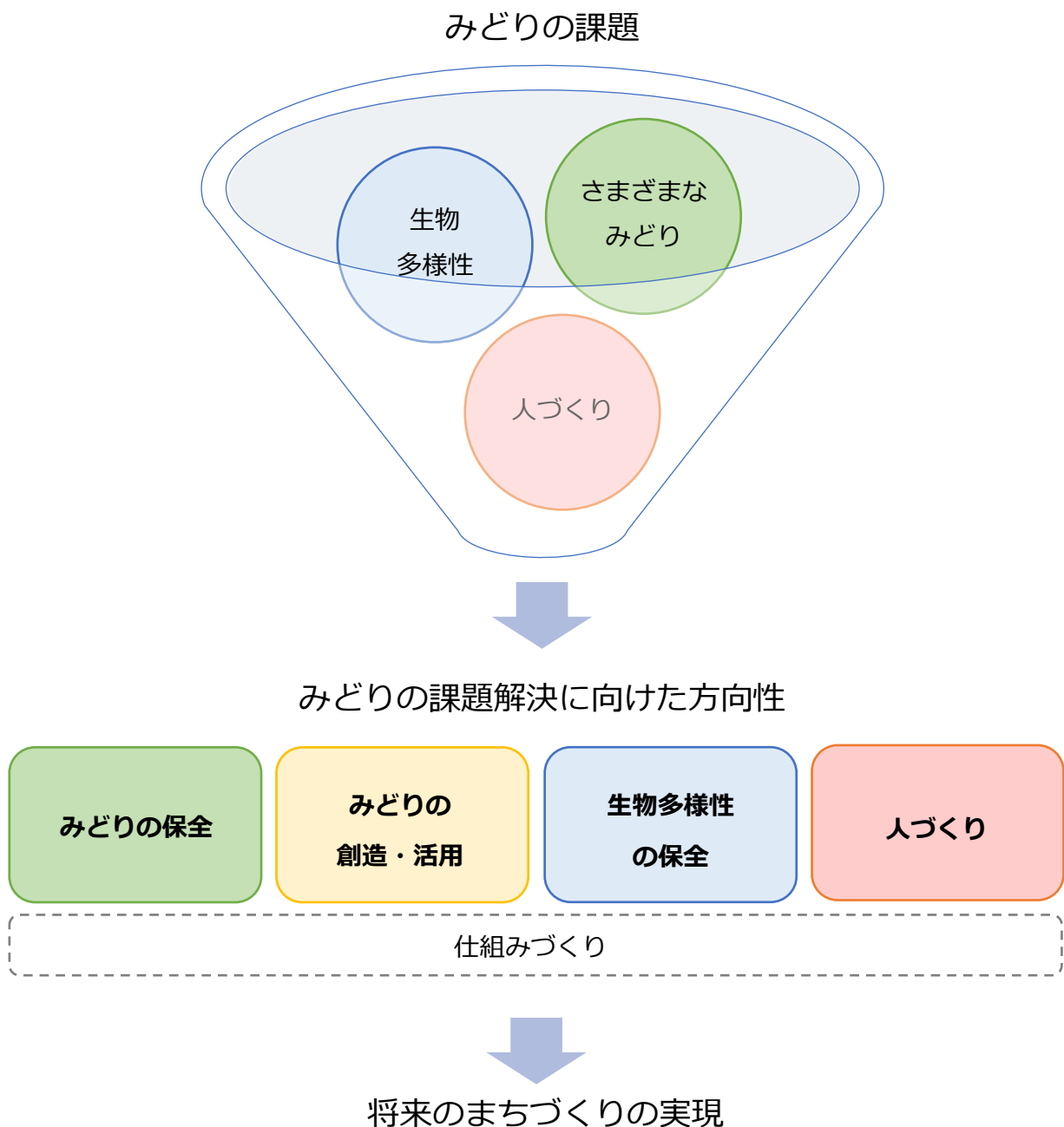
2-12 みどりの課題

さまざまなかみどり	<p><森林></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の荒廃による自然災害のリスクの増加 ・ 森林保全育成の促進と災害復旧事業との両立 ・ ボランティア育成や多様な主体との協働による森づくりの推進 ・ 森林資源の活用による良好な森林の保全 	<p><農地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代の担い手の育成 ・ 営農活動の合理化 ・ 地産地消の推進 ・ 遊休農地の抑制 ・ 農地の多面的機能の発揮
	<p><河川></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な生き物が生息・生育できる川づくりの推進 ・ 市民の憩いの場となる親水空間の維持 	<p><歴史・文化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史遺産を活用した魅力あるみどりのまちづくりの推進
	<p><市街地></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・緑地などの身近なみどりの維持・管理 ・ 市民に利用される公園づくりの推進 ・ 街路樹の適切な維持管理 ・ 連続性のある質の高いみどりの創出 ・ みどりの防災・減災機能を活用したまちづくりの推進 ・ みどりの二酸化炭素吸収固定作用や蒸散作用などによる温暖化やヒートアイランド現象の緩和促進 ・ コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用 ・ ライフスタイルに活用できるみどりの創造 	
生物多様性	<p><守りたい生き物、残したい場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芥川上流部のモリアオガエル、ヒダサンショウウオなど ・ ゲンジボタル、新川などのヒメボタル ・ 本山寺周辺のもみ、ツガ、アカガシ林 ・ 樹林保護地区、保護樹木、保護動物 	<p><多様な生き物の生息地の保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性の高い自然環境を有する地域の保全 ・ エコロジカルネットワークの保全・形成 ・ ビオトープの活用
	<p><外来生物・獣害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働による特定外来生物の防除の取組の推進 ・ 森林、農地、市街地における有害鳥獣対策の推進 ・ 野生動物との共生 	
人づくり	<p><人づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育や体験学習を通じた子どもへのみどりの重要性の啓発 ・ 市民が気軽にみどりの活動に参加できる仕組みづくり ・ みどりに対する市民の関心度の向上 ・ 自然博物館との連携強化 <p><活動団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民団体の継続的な活動の担保 ・ 団体間の活動内容などの情報共有 ・ 市民、市民団体、事業者、行政が連携したみどりのまちづくりの推進 ・ 市民活動の支援体制の充実 	

2.3 みどりの課題解決に向けた方向性

本市のみどりの課題から、森林や農地、河川、市街地など異なる環境のなかで顕在化する「さまざまなみどり」の課題、暮らしを支える自然との共生を実現するための「生物多様性」の課題、そしてみどりのまちづくりを進める上で不可欠な「人づくり」の課題があることがわかります。

本計画では、本市のまちづくりに寄与するみどりの課題解決に向けて、今後 10 年で取り組む方向性として、今あるみどりを維持・保全するとともに新たな視点によりみどりを創り、活用していくこと、人と生き物が共生できる暮らしをめざすことが重要であり、これらの課題を自分のこととして認識し、ともに進めていくための人づくりが必要です。



(1) みどりの保全

市域の豊かな森林や農地は里地里山として、市民の暮らしを支える代表的なみどりです。しかし、一部では高齢化や担い手不足により適切な管理がなされていない箇所も見受けられ、森林においては平成 30（2018）年の台風第 21 号の影響で甚大な被害を受けるなどの大きな課題に直面しています。これらの課題を解決し、地球温暖化抑制や自然災害防止、生物多様性保全などの多面的機能を十分に発揮できるよう、森林や農地、里地里山を持続的に管理できる仕組みづくりが必要です。

また、芥川や檜尾川、淀川などの河川は、市域のみどりをつなぐ重要な役割を有するとともに、市民にとっての身近な親水空間や多くの生き物の生息・生育空間の場となっており、さらなる保全が求められています。

さらに、市内に多く残る古墳や城跡などの遺跡、街道など歴史文化と一体となったみどりもまた、本市の特徴的なみどりの一つであり、保存・保全と活用という観点で新たなみどりのあり方の構築が望まれます。



台風被害の様子

(2) みどりの創造・活用

市街地には安満遺跡公園や古曽部防災公園、清水池公園など、まとまりのあるみどりを有する公園のほか、小規模な緑地も広く分布しており、これらのみどりが防災、親水空間などのさまざまな視点で本市のまちづくりを支えています。市街地における都市空間の快適性をさらに高めるためには、まとまりのあるみどりを中心に、みどりの連続性を創出する必要があり、公園や街路樹、駅周辺の花壇、住宅地の生け垣などにおいて、身近なみどりを増やし、それらをつなげていくことが求められています。

また、時代の変遷や新型コロナウイルス感染症の影響により、市民のライフスタイルも大きく変化し、身近な公園に対するニーズも多様化していることから、市民に利用される公園づくりを進めていく必要があります。

さらに、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発するなか、みどりを活用した安全・安心なまちづくりが注目されており、みどりによる気温上昇の抑制や降雨時の一時的な雨水貯留の場所を増やすなど、防災・減災を中心に、公園や農地、河川、ため池などのさまざまなみどりを活用したグリーンインフラとしての取組の推進が求められています。



公園宿泊体験

(3) 生物多様性の保全

多様な生き物が生息・生育する豊かな自然環境では、生物多様性の保全に関する課題が多くあります。

北部の芥川上流部に生息するモリアオガエル、ヒダサンショウウオについては、生息状況の把握と生息地の保全が求められています。また、貴重な天然林である本山寺周辺のモミ・ツガ・アカガシ林では、近年シカの食害などによる植生の衰退がみられ、継続的な管理や保全の必要性が高まっています。さらに南部の淀川河川敷には、野鳥や動植物の貴重な生息地である、鵜殿のヨシ原があり、継続的な保全活動やその仕組みづくりが求められています。

また、近年は、特定外来生物であるアライグマによる農作物被害の増加やミズヒマワリやオオバナミズキンバイなどによる水路における繁殖拡大なども課題として挙げられます。

このような課題に対応するためには、生物多様性の啓発や市民などの協力による保全が必要です。



モリアオガエル（重要種）



ミズヒマワリ
(特定外来生物、環境省提供)



鵜殿のヨシ原焼き

(4) 人づくり

みどりや生物多様性の保全を進めるためには、市民や事業者など多様な主体の参加・協力が不可欠です。

みどりのまちづくりを担う市民団体の活動については、メンバーの固定化や高齢化が進んでおり、活動が縮小傾向にあります。今後、これらの活動を持続的なものとしていくためには、活動へのモチベーションを維持するための支援・仕組みづくりが求められます。

また、活動に取り組む担い手については、関係団体とともに「市民林業士養成講座」や「たかつき市民環境大学」などを開催し、森林やみどりの保全活動につながる人材を育成しています。これらの講座などにおいて、より幅広い層の担い手の育成や継続した人材の輩出が必要です。

さらに、みどりのまちづくりにおいては、地域全体で取り組んでいくことが大切です。市民と行政による協働だけでなく、事業者も地域での活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者、行政が共創した取組の推進が求められています。



たかつき市民環境大学

生物多様性とは

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることであり、遺伝子、種、生態系の3つのレベルでの多様性があるとされています。生物多様性は、空気や水など生命の生存環境を支える基盤をつくり、食物や木材、医薬品など生活に必要なさまざまな資源として私たちの暮らしを支えています。また、祭や郷土料理、ふるさと景観など、地域の自然に根づいた文化形成の土台となっています。このような生物多様性がもたらす恩恵は、生態系サービスと呼ばれ、私たちはこれらの恩恵を受けることで、豊かな日常生活を送ることができます。

都市の生物多様性は、私たちに大気浄化、レクリエーション、災害防止、豊かな地域文化など、様々な恩恵を提供しています。私たちが身近な生物とふれあうことは、生物多様性の重要性を理解し、保全に向けた行動を起こしていくきっかけとしても重要なものといえます。

現在、生物多様性の喪失が温暖化と並ぶ深刻な地球環境問題となっています。平成4（1992）年の生物多様性条約の締結を契機として、日本を含む世界各国で生物多様性の保全にむけた様々な取組が進められています。私たちの暮らしは世界の生物多様性から生み出される資源を消費することで成り立っています。そのことを考え、生命の存続と持続可能な社会形成のために、暮らしや事業活動のあり方を、今一度見つめ直すことが求められています。



「My 行動宣言」生物多様性のためにできる5つのアクション
一人一人が生物多様性との関わりを日常の暮らしの中ですとらえ、実感し、身近なところから行動する
出典：「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）ホームページ資料

第3章 めざす将来像

1. 基本理念とみどりの将来像

第6次高槻市総合計画にある高槻のまちの姿を、みどりの側面から実現するために、本計画の基本理念と具体的なみどりの将来像を次のように掲げます。

基本理念

「住みたい・住み続けたい・訪れたい みどりでつながるまち たかつき」

みどりの将来像

- ◆ 森林・農地やささまざまなみどりの保全・活用により、持続可能で災害に強い安全・安心なまち
- ◆ 魅力あふれるみどりの景観、公園・川などに、市民が集い、にぎわいと活力を生み出すまち
- ◆ 豊かな環境をもつみどりが多様な生き物のすみかとなり、人と生き物が持続的に共生できるまち
- ◆ 誰もが自ら地域づくりに関わり、多様な主体との共創によりみどりが広がっていくまち

3-1 「基本理念」と「みどりの将来像」

2. 計画の全体指標

めざす将来像を実現するために、以下のとおり指標を設定し、取組を進めます。

指標 1：緑被率

市街化区域において、緑被率調査の空中写真をもとに「樹林地」、「樹木」、「草地」、「農地」、「裸地」に区分される面積を合計し、市街化区域面積に対する割合を算出・評価します。

現況（令和 2 年度）	令和 13 年度目標
22.1%	22.1%以上

指標 2：市民一人当たりの都市公園等の面積

都市計画区域における市民一人当たりの都市公園等の面積を算出・評価します。

現況（令和 2 年度）	令和 13 年度目標
8.92 m ² /人	9.7 m ² /人

指標 3：緑視率 ※次頁参照

まちなかの質・量の高い緑化空間を形成するため、多くの人が行き交う場所を調査地点に設定し、地上 1.5m から一定方向を撮影した画像をもとに、撮影範囲の面積に対する人の目に見える緑（樹木や草地、壁面緑化、芝生など）の面積の割合を算出・評価します。

調査地点	現況（令和 2 年度）	令和 13 年目標
阪急上牧駅付近	6.9%	10%
JR 摂津富田駅付近	10.8%	14%
JR 高槻駅西口付近	17.8%	22%
城内公民館前	19.2%	23%

指標 4：公園を月 1 回以上利用する市民の割合

市民意識調査により、市民の公園利用頻度を調査し、その割合を算出・評価します。

現況（令和 2 年度）	令和 13 年度目標
44%	60%

指標 5：身近に自然環境とのふれあいを感じる市民の割合

市民意識調査により、指標項目を調査し、その割合を算出・評価します。

現況	令和 13 年度目標
令和 2 年度までの過去 5 年間の平均値	令和 13 年度までの 10 年間の平均値
76.8%	80%以上

指標 6：みどりのまちづくり活動に参加している団体数

自治会や市民団体などで本市が実施している花苗配布事業を利用した団体数を算出・評価します。

現況（令和 2 年度）	令和 13 年度目標
129 団体	150 団体

※緑視率

◎街路樹や花壇の草花など市民がまちなかで目にするみどりは、市民がその存在を直接実感しやすいものであり、これを充実させることが人々の心に潤いと安らぎを与えます。

緑視率とは、そのような人の目に見える緑の割合を表すものであることから、快適な緑化空間を測る指標であると考え、評価指標に設定しました。

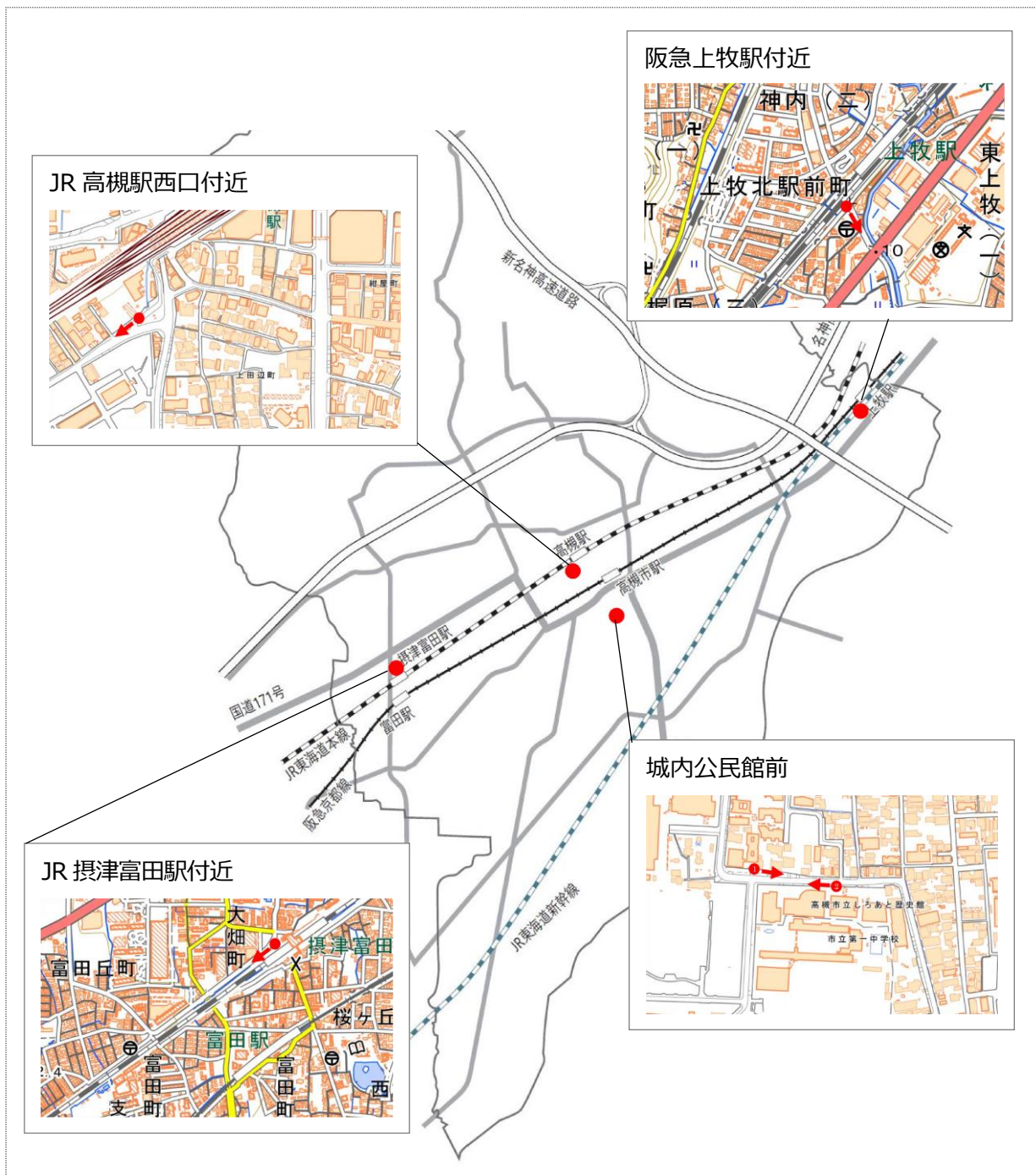
◎本計画では次のような視点で緑視率の評価を行います。

＜撮影時期＞ 6月～8月

＜調査地点＞ 多くの人が行き交う駅周辺など、今後緑化の促進が求められる地点を設定

＜撮影方向＞ 地点ごとの特徴と緑化状況を踏まえ、適切な撮影方向を設定

◎調査地点は下図の4ヶ所になります。撮影方向は矢印で示しています。

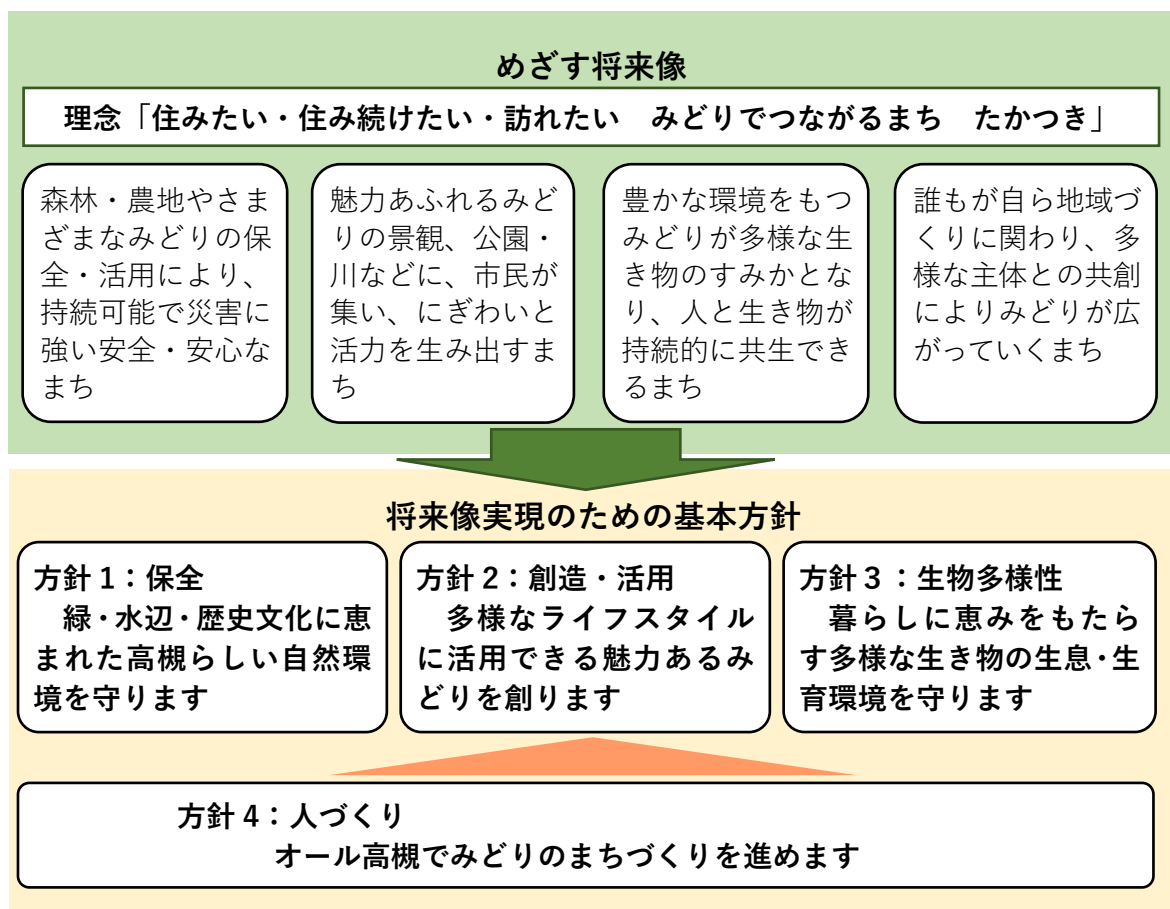


3-2 調査地点

3. 基本方針と施策分野

3.1 基本方針

みどりのまちづくりは、以下に示す「保全」、「創造・活用」、「生物多様性」、「人づくり」の4つの基本方針のもとに推進します。今あるみどりを保全しながら、新たなみどりを創造・活用し、人と生き物が共生できるよう生物多様性の保全を進めます。また、みどりを支える人づくりを推進することで、市民や事業者などの多様な主体と共創したみどりのまちづくりをめざします。



3-3 みどりの将来像の実現に向けた基本方針

3.2 基本方針の考え方

4つの基本方針の考え方と関連する施策分野を以下に示します。

方針1 緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります

保全

市域の約半分を占める北部の森林や南部の農地、芥川や淀川などの河川、歴史遺産と一体となったみどりは、多様な動植物の生息・生育の場や人と自然が共生する場所であるとともに、飲み水の約3割を地下水でまかなう自然の水循環を支えています。また、潤いのある都市景観を形成するとともに、散策やレクリエーションなどの場を提供しています。このようなことから、本市の特徴である恵まれた自然環境をみどりの拠点として保全します。

< 施策分野 >

- ①豊かな森林を保全・活用する
- ②持続可能な農地を保全・活用する
- ③潤いある河川・水辺を保全・活用する
- ④歴史文化と一体となったみどりを保全・活用する



方針2 多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります

創造
活用

身近な公園や街路樹、水辺などのみどりは、人々が集い、憩い、遊び、楽しめる場としてだけでなく、災害時の避難場所やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保などのグリーンインフラとしての役割も担っているため、市民ニーズを踏まえた公園づくりや、市民・事業者・行政の共創によるみどりのまちづくりを進めることで、市民一人一人のライフスタイルを支える魅力あるみどりを創造します。

< 施策分野 >

- ①多様な機能を活かした魅力ある公園を創る
- ②みどりで癒しと安らぎのある生活空間を創る
- ③安全・安心な暮らしを支えるみどりを創造する



方針3 暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります

生物
多様性

生物多様性とは、さまざまな生き物が存在し、全ての生き物に違いや個性があってつながりがあることをいい、私たちは生物多様性から食料や衣料品、文化などさまざまな生態系サービスを楽しんでいます。本市には、北部の森林や里山、芥川、鶴殿のヨシ原など、豊かな生態系を形成している地域が数多く残されており、将来にわたって、生物多様性の恩恵を享受できるよう、これらの地域の保全を図り、多様な生き物の生息・生育環境を守ります。

< 施策分野 >

- ① エコロジカルネットワークを保全・形成する
- ② 在来生物を保全する
- ③ 生物多様性に関する市民意識の向上



方針4 オール高槻でみどりのまちづくりを進めます

人
づくり

本市のみどりを持続的に次世代に継承していくために、環境学習や農業体験などを通して、本市のみどりの魅力を市民が体感し、その大切さを理解することで、自らがみどりを守り育てる市民となるよう取組を進めます。また、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップのもとにそれぞれの役割を担い、共創し、やりがいを持って継続した取組ができる支援・仕組みづくりを進めます。

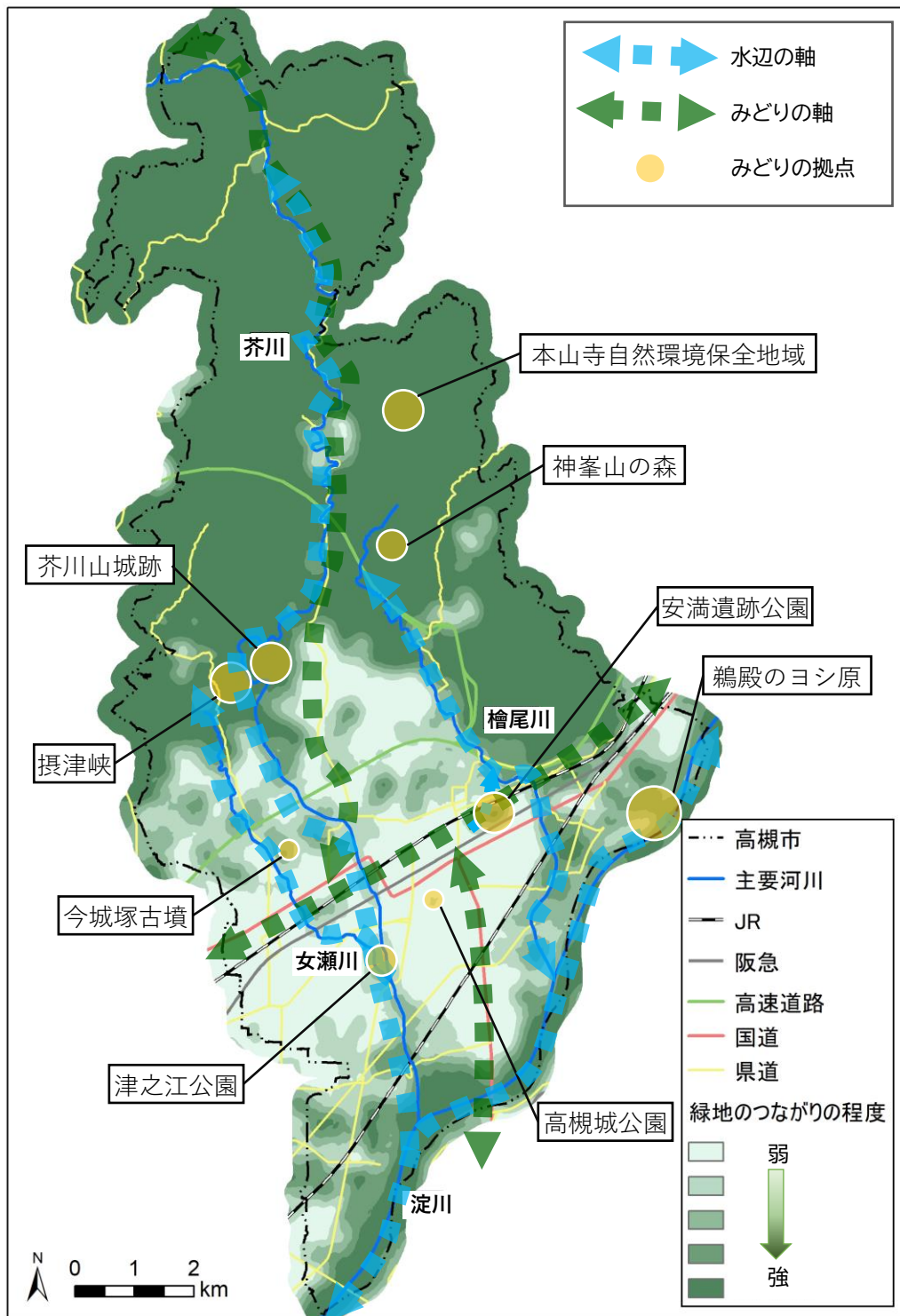
< 施策分野 >

- ① みどりを守り育てる人を育む
- ② みどりで楽しさを創出する
- ③ 市民が主体となって取り組める仕組みをつくる



4. みどりの配置方針

本計画におけるみどりの配置方針を下図に示します。図は緑地のつながりの程度を表したもので、緑が濃いほど周辺のみどりとのつながりが強い場所（連続したみどりがある場所）になります。本計画では、みどりの拠点を保全し、水辺のみどりの軸を中心に小さなみどりをつなぐことで、みどりの連続性を充実させます。



3-4 みどりの配置方針

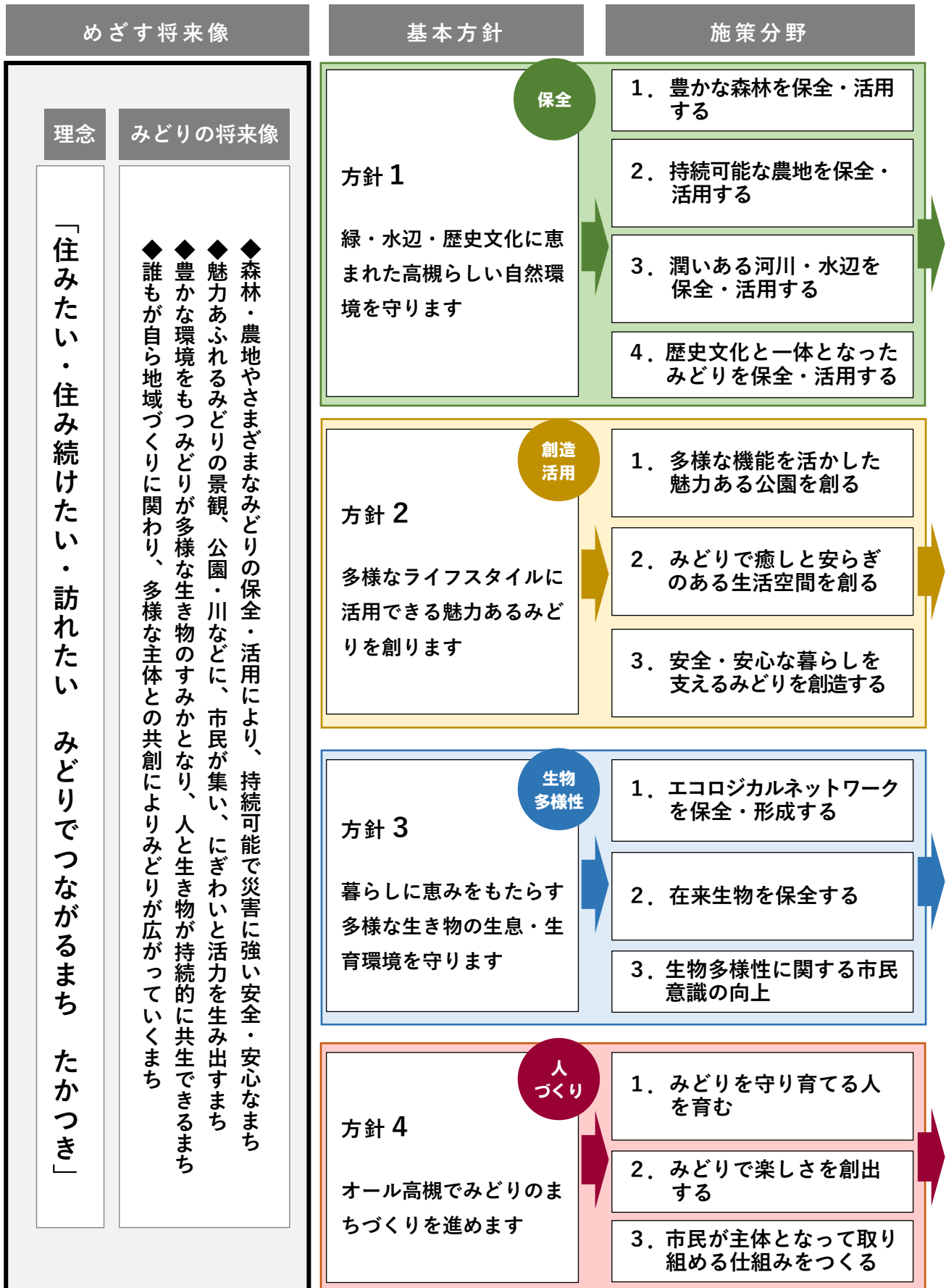
第4章 みどりのまちづくり施策の展開

1. 施策体系

本計画でめざす将来像の実現に向け、市民、市民団体、事業者との共創により、施策を展開します。

施策は13の施策分野に分け、そこからみどりの将来像の実現や本市が抱える課題の解決につながる重要な14施策を重点施策として設定します。そして、計画の進捗を把握するための指標として、6つの全体指標と、15の施策指標を設定し、施策の点検・評価を行いながら、本計画を実行性あるものとして推進します。

< 施策体系図 >



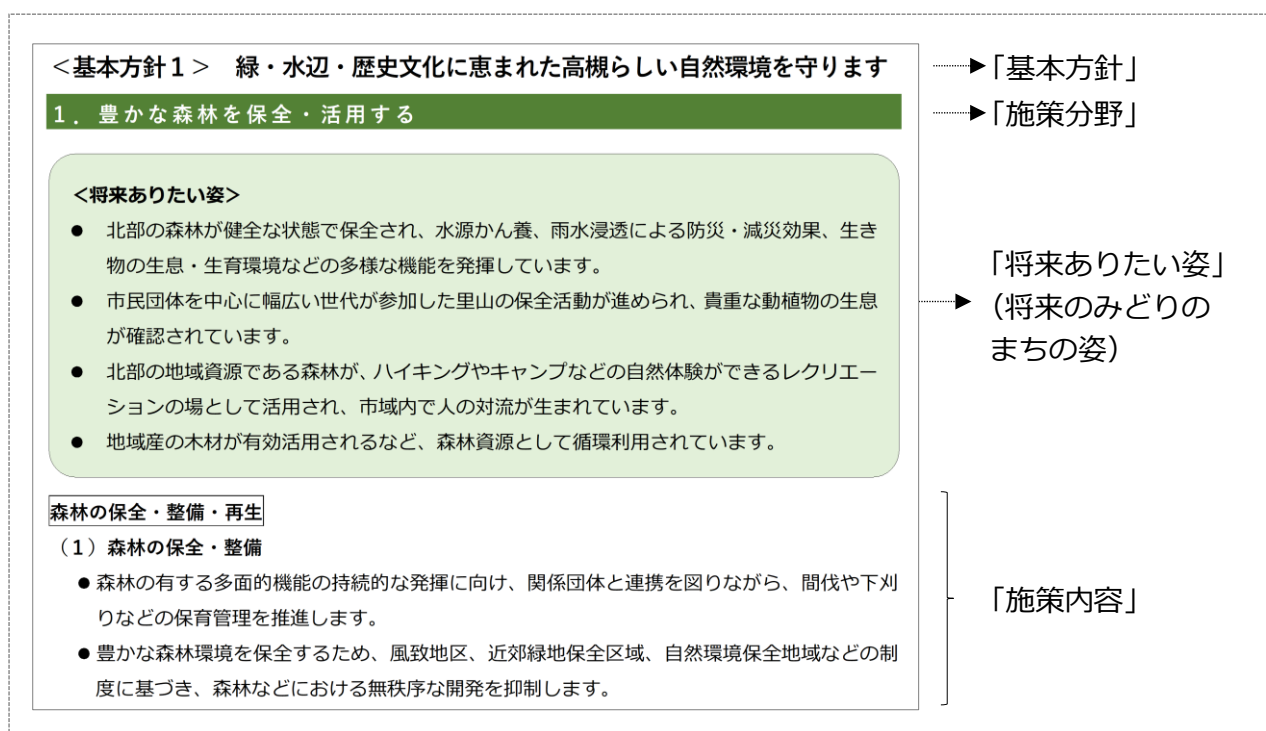
施策内容	重点施策	指標
<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の保全・整備・再生 ● 農地の保全 ● 地域農業への理解の促進 ● 芥川における多自然川づくりの推進 ● 人や生き物とつながる淀川での取組の推進 ● 市民がふれあえる親水空間の形成 ● 社寺林の保全 ● 古墳・遺跡・史跡周辺のみどりの保全 	<p>みどりの将来像の実現などに大きく寄与する「14の重点施策」を設定</p>	<p>みどりの将来像の実現に向けて「6つの全体指標」と「15の施策指標」を設定</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然・歴史・文化と融合した公園づくり ● ライフスタイルと密着した身近な公園づくり ● 持続可能な公園管理 ● 良好なみどりによる公共空間の形成 ● 民有地における緑化の推進 ● 防災機能を高める緑地の保全、緑化空間の形成 ● みどりを活用した都市環境の改善 		
<ul style="list-style-type: none"> ● エコロジカルネットワークの拠点の保全 ● 市街地におけるネットワークの保全・形成 ● 生息状況の把握・調査 ● 希少種の保全 ● 外来生物の防除 ● 市民への周知・啓発 		
<ul style="list-style-type: none"> ● みどりを育てる機会の創出 ● みどりの人材育成 ● みどりで育む子どもの情操心 ● 身近なみどりとのふれあいの創出 ● みどりの魅力の情報発信 ● みどりのまちづくり活動の活発化 ● みどりを育てるネットワークづくり 		

2. 具体的施策

施策体系に基づく個別の施策を次頁以降に示します。施策は、施策分野における将来ありたい姿を描き、その実現に向けての施策項目を設定しました。

< 施策の読み方 >

次頁以降の施策の説明では、施策の基本方針及び施策分野ごとに、将来ありたい姿を枠内に示し、その下部にそれらを実現するための具体的な施策を記載しています。



<基本方針1> 緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります

1. 豊かな森林を保全・活用する

<将来ありたい姿>

- 北部の森林が健全な状態で保全され、水源かん養、雨水浸透による防災・減災効果、生き物の生息・生育環境などの多様な機能を発揮しています。
- 市民団体を中心に幅広い世代が参加した里山の保全活動が進められ、貴重な動植物の生息が確認されています。
- 北部の地域資源である森林が、ハイキングやキャンプなどの自然体験ができるレクリエーションの場として活用され、市域内で人の対流が生まれています。
- 地域産の木材が有効活用されるなど、森林資源として循環利用されています。

森林の保全・整備・再生

(1) 森林の保全・整備

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、関係団体と連携を図りながら、間伐や下刈りなどの保育管理を推進します。
- 豊かな森林環境を保全するため、風致地区、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域などの制度に基づき、森林などにおける無秩序な開発を抑制します。

(2) 森林被災地復旧への取組の推進

- 平成30(2018)年の台風第21号により激甚災害指定を受けた森林被害について、国の「森林災害復旧事業」を活用し、被災森林の復旧に向け継続して取り組みます。また、残る被災森林において、関係団体と連携を図り、森林の再生に取り組みます。

(3) 多様な主体による未来への森づくり

- 豊かな森林を未来へと継承するために、ボランティア団体による保全活動を支援するとともに、新たな森林ボランティアの養成や、地域や学校、事業者などの関係団体と連携し、市民との共創による森づくりに取り組みます。

(4) 森林の活用

- 森林のレクリエーション機能を活用し、各種イベントを通じた市民の森林に対する意識高揚を図ります。
- 木材の有効活用を図るため、公共事業への木材利用を促進するとともに、関係団体などと連携し、普及啓発に取り組みます。



タケノコ収穫体験

2. 持続可能な農地を保全・活用する

<将来ありたい姿>

- 農地の維持・保全が進められることで、農業の営みが継続され、農地が有する多面的な機能が発揮されています。
- 市民農園や農業体験などにより農地が活用され、また、市民が地元産農産物を消費することで、地域農業への理解が深まっています。

農地の保全

(1) 農業基盤の保全・整備

- 農地や農道・水路などの農業基盤の保全・整備を行うことで営農環境の改善を図り、農業者を支援します。

(2) 遊休農地発生の抑制

- 担い手の育成・確保とともに、人・農地プランや農空間づくりプランの策定を推進し、営農が継続されるまちづくりに取り組み、遊休農地化の抑制を図ります。
- 生産緑地を保全することで、みどり豊かで良好な都市環境の維持を図ります。

(3) 有害鳥獣による農作物被害の軽減

- イノシシやシカなどの野生鳥獣による農作物被害を軽減することで、農業者の営農意欲減退を抑制します。

地域農業への理解の促進

(4) 地産地消の推進

- 地元産農産物の積極的な消費を促進するため、6次産業化の推進、朝市などのイベントや学校給食を通じた取組を支援します。

(5) 農にふれあう機会の提供

- 農業体験イベントや市民農園などのレクリエーション活動を通じて、市民が身近に農にふれあう機会の充実を図ります。

(6) 農地を活用した景観形成

- 農地を活用し、レンゲ、コスモス、ヒマワリなどの植栽による景観形成活動を支援します。



農業体験

3. 潤いある河川・水辺を保全・活用する

<将来ありたい姿>

- 芥川では市民による保全活動や生息調査が活発に行われ、たくさんの生き物が生息できるようになっています。
- 芥川が憩いとふれあいを感じることができる親水空間となり、イベントやレクリエーション、健康づくりの場などとしてたくさんの人に利用されています。
- 淀川の水辺空間は、自然とふれあえたり、スポーツやレクリエーションなどができる憩いと安らぎの場として親しまれています。また、鶴殿のヨシ原では、地元団体などによる保全活動により、貴重なヨシの生育環境が保たれるとともに、多くの生き物が生息するホットスポットとなっています。
- ため池や水路などの維持管理が適切に行われ、農業用として使われていますが、市民がふれあえる親水空間としても活用されています。

芥川における多自然川づくりの推進

(1) 芥川ひとと魚にやさしい川づくり

- 芥川創生基本構想に基づき、市民協働による川づくりに取り組みます。
- イベントを通じた市民の河川・水辺環境保全への意識の高揚を図ります。

人や生き物とつながる淀川での取組の推進

(2) 淀川河川公園の整備促進

- 国との連携による自然とふれあえる淀川河川公園の整備を促進します。

(3) ヨシ原の保全

- 河川管理者である国や地元団体などと連携し、多種多様な生き物が生息する鶴殿のヨシ原の保全活動を支援します。

市民がふれあえる親水空間の形成

(4) ため池、水路の保全・活用

- ため池などは、農業用水を安定的に供給する役割に加え、生き物の生息空間や親水空間としての機能があるため、適切に保全します。
- 水路の保全を図るとともに、自然環境に配慮した親水空間を創出します。



水辺の楽校

4. 歴史文化と一体となったみどりを保全・活用する

<将来ありたい姿>

- 市域の社寺のみどりの保全が図られ、生き物の生息空間となり、良好な景観も守られています。
- 古墳などの歴史遺産が保全・整備・活用され、市民に親しまれるだけでなく、市内外から多くの人を訪れ、学び、楽しむことができます。

社寺林の保全

(1) 市街地の貴重なみどりの保全

- 社寺林を条例により樹林保護地区や保護樹木として指定することで、市街地の貴重なみどりの保全を図ります。

(2) 豊かな生態系を有する北部社寺林周辺の保全

- 豊かな生態系を有する神峯山寺や本山寺周辺の自然環境の保全を図るため、関係団体と行政が連携した取組を進めます。

古墳・遺跡・史跡周辺のみどりの保全

(3) 市民に親しまれる自然環境の保全・活用

- 市民に親しまれている摂津峡・三好山周辺の歴史・自然環境を保全・活用し、関係団体などと連携しながら、地域の活性化を推進します。

(4) 高槻を象徴する古墳などの保存・活用

- 古墳などの歴史遺産を保存することで、みどり豊かな環境を維持し、自然の中で歴史を体感できる空間として活用します。



保護樹木（一乗寺）

<基本方針2> 多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります

1. 多様な機能を活かした魅力ある公園をつくる

<将来ありたい姿>

- 市街地にある歴史遺産が活用され、市民が集い、交流し、誰もがみどりを楽しめる公園・緑地となっています。
- 幅広い世代の市民が自宅近くの公園・緑地を日常生活の憩いの場として利用しています。
- 身近な公園や緑地が、おまつりやイベントなどのさまざまな地域活動に活用され、コミュニティ交流の場となっています。
- 民間事業者や市民の手で公園などの維持管理が展開されるなど、持続可能な公園・緑地づくりの実現に向け、さまざまな取組が進められています。

自然・歴史・文化と融合した公園づくり

(1) 市民と育てつづける公園づくり

- 令和3（2021）年に全面開園した安満遺跡公園において、史跡安満遺跡の保存・活用を図りながら、みどりが豊かに育つ環境をつくり、市民とともに育てつづける公園づくりに取り組みます。

(2) 市街地の拠点となる公園整備

- 市民の憩いの場や、誰もが自由に楽しめるにぎわい空間を形成し、「みどり」、「歴史」、「文化」をめぐる人々の交流と地域の活性化を促す新たな交流拠点として、高槻城公園の整備を進めます。

ライフスタイルと密着した身近な公園づくり

(3) 市民に利用される身近な公園づくり

- 地域住民のニーズを踏まえながら、子どもの遊び場や中高年層の健康づくりの場など、幅広い層のライフスタイルに応じて利用される公園の整備を進めます。
- コミュニティ活動の促進を図るため、身近な公園・緑地などが交流の場として活用されるみどりづくりを推進します。

持続可能な公園管理

(4) 公園施設の計画的な維持管理

- 各種施設などの改修計画に基づき、遊具などの計画的な維持管理を進めます。

(5) 市民が主体の公園管理の推進

- 公園が花とみどりの憩いの場となるよう、地域の自治会や市民団体を中心に「公園花いっぱい事業」を展開し、市民が主体となる公園・緑地の維持管理を推進します。

(6) 民間事業者を活用した公園管理

- 主要公園における指定管理者制度の導入など、民間事業者を活用した公園の運営管理を進めます。



高槻城公園中央エリアイメージ

2. みどりで癒しと安らぎのある生活空間を創る

<将来ありたい姿>

- 市街地では街路樹や公園の花壇、住宅地の生け垣などのさまざまなみどりで、行き交う人が心地よく感じる魅力的な景観を形成しています。
- 街路樹などのまちなかのみどりが適切に維持管理され、景観形成と安全面の両立が図られた良好な空間を創出しています。

良好なみどりによる公共空間の形成

(1) 緑化重点地区での連続した緑化空間の創出

- 「緑化重点地区」では、高槻城公園を中心に周辺の既存公園、街路樹などによるみどりの連続化を図ります。

(2) 地域の力で創出される公共空間における緑化の推進

- 公共施設などの花壇を「地域の庭」として整備し、地域住民に憩いや交流の場として親しまれる緑化空間を形成します。

(3) 街路樹の適切な維持・管理

- 市街地のみどりの骨格となる街路樹を安全面との両立を図りながら適切に維持管理し、良好なまちなみの景観を形成します。

民有地における緑化の推進

(4) 実感できるみどりの創出

- 敷地接道部への緑化を誘導するなど、民有地の公開性の高いみどりの創出を図ります。

(5) 住宅街における緑化の促進

- 住宅街における生け垣や緑のカーテンの促進、樹木剪定時の工夫などにより、みどりのまちなみづくりを推進します。

(6) 民有地での開発における緑化の推進

- 民有地での開発が行われる際は、「高槻市民間施設緑化指針」に基づき、景観や環境に配慮したみどりの創出を図ります。



地域の庭づくり

3. 安全・安心な暮らしを支えるみどりを創造する

<将来ありたい姿>

- 森林・農地・ため池などが適切な維持管理により保全されることで、集中豪雨や地震による自然災害が防止・軽減され、また、公園などのみどりが地域における防災の拠点となつて、防災機能の向上につながっています。
- 市街地を中心にみどりが増え、気候変動（地球温暖化）に適応した街づくりが進んでいます。

防災機能を高める緑地の保全、緑化空間の形成

(1) 公園・農地の防災空間としての活用

- 公園や農地を災害発生時の一時避難地や広域避難地として活用するなど、みどりの防災機能の発揮を図ります。

(2) さまざまなみどりの活用による浸水被害の軽減

- 農地・森林・ため池などの保全や公共施設の活用により、雨水の保水・貯留・地下浸透を促進し、都市型集中豪雨などの浸水被害を軽減します。

みどりを活用した都市環境の改善

(3) まちなかのみどりによる暑熱ストレスの緩和

- まちなかにみどりの木陰・緑陰空間を形成することで、熱負荷の低減を図ります。

(4) 民有地における環境に配慮した緑化の推進

- ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留、生き物の生息空間など、環境保全として有効な屋上・壁面緑化の促進を図ります。



屋上緑化



かまどベンチ

<基本方針3> 暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります

生物多様性

1. エコロジカルネットワークを保全・形成する
2. 在来生物を保全する
3. 生物多様性に関する市民意識の向上

<将来ありたい姿>

- 生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークが保全・形成され、市域の各所で生き物の営みが生まれ、野鳥やチョウ・トンボなどを多く見かけるようになっていきます。
- 市民や事業者、行政が協力しながら、外来種の駆除活動が活発に行われ、その分布拡大が抑えられることで、市域に生息する希少種が保全されています。
- 市内で生き物調査が実施され、生き物の生息状況が市民に共有されることで、身近な自然に対する市民の関心が高まっています。

エコロジカルネットワークの拠点の保全

(1) 水とみどりの軸でつながるエコロジカルネットワークの保全

- エコロジカルネットワークの拠点となる森林・農地・緑地・河川・ため池などの保全を図ります。

(2) 地域特性に応じた生き物の生息環境の保全

- 北部の森林・里山や南部の淀川、市域を流れる芥川など、地域特性に応じた生き物の生息環境を保全します。

市街地におけるネットワークの保全・形成

(3) ビオトープの活用

- 市街地における生物多様性のスポットである津之江公園自然再生エリアを活用した取組を推進します。

生息状況の把握・調査

(4) 多様な主体と連携した生き物調査の実施

- 市の保護動物などを指標とした調査などを通じて、市域に生息する生き物の把握に取り組みます。
- 市民が興味・関心を持ちながら参加できる身近な生き物調査を実施します。

希少種の保全

(5) 保護動植物の指定

- 市域の生き物の生息状況を踏まえ、市の保護動植物を指定します。



津之江公園の整備活動

(6) 野生鳥獣害への対策

- 関係機関の協力を得て、イノシシ・シカなどの有害鳥獣の捕獲を進め、農林業、生活環境、生態系への被害の軽減を図ります。

外来生物の防除

(7) 計画に基づくアライグマの防除

- 大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマの積極的な捕獲を実施し、農業及び生活環境ならびに生態系被害の防止を図ります。

(8) 特定外来生物（植物）の駆除

- 河川や水路を中心に繁茂している特定外来生物（植物）であるミズヒマワリやオオバナミズキンバイなどの駆除に、市民や関係機関と連携して取り組み、農業や生態系への被害拡大を防止します。

市民への周知・啓発

(9) 生物多様性保全の市民への啓発

- 自然博物館と連携し、生物多様性を保全する活動につながるよう、市民への啓発を図ります。

(10) 多様な動植物との共生への理解促進

- 人と動植物との共生など、生物多様性保全の重要性をわかりやすく情報発信し、市民の理解促進を図ります。



高槻市立自然博物館



オオバナミズキンバイ駆除活動

<基本方針4> オール高槻でみどりのまちづくりを進めます

人づくり

1. みどりを守り育てる人を育む
2. みどりで楽しさを創出する
3. 市民が主体となって取り組める仕組みをつくる

<将来ありたい姿>

- みどりの活動に興味を持ち、取り組んでみたいと思う市民が気軽に参加できる環境が整備され、子どもから大人までの幅広い層でみどりのまちづくり活動に参加する市民が増えています。
- 学校教育の環境学習など、学校と連携した活動を通じて、子どもたちが花や樹木、生き物などの自然とふれあう機会が増えることで、自然の大切さを理解し、みどりなどを守り、育てることへの興味・関心が深まっています。
- イベントなどの参加を通じて、みどりとふれあう楽しさや素晴らしさを体感し、高槻のみどりに親しみを感じる市民が増えています。
- 市民が主体となった地域の緑化活動が、行政や事業者と連携を図りながら、市内全体で盛んに行われ、地域ごとに特色あるみどりのまちづくりが進められています。
- みどりのまちづくりに向けて、みどりの活動に取り組んでいる市民団体同士が交流し、モチベーションが維持され、持続的な活動につながっています。

みどりを育てる機会の創出

(1) 身近に参加できる講習会の開催

- 園芸講座や寄せ植え講習会を開催し、市民が緑化活動に興味を持ち、気軽に活動に参加できる機会を提供します。

(2) 花やみどりに関する知識・技術の向上

- 市民がみどりのまちづくり活動に積極的に取り組めるよう、花や樹木などのみどりに関する講習会の開催や、相談できる場の提供など、市民のみどりに関する知識や技術の向上を図ります。

みどりの人材育成

(3) 市民共創による人材育成

- 市民団体との共創によるみどりに関する人材育成のための講座を実施します。

みどりで育む子どもの情操心

(4) 子どもを対象とした体験講座の充実

- 子どもが小さな頃から自然とふれあえるよう、さまざまな体験機会を提供します。



園芸講座

(5) 環境教育の推進

- 豊かな自然環境を守る子どもの情操心を育むため、学校教育における環境学習を促進します。

身近なみどりとのふれあいの創出

(6) みどりとふれあう楽しさの体感

- 森林・農地・河川などの恵まれた自然環境の中でさまざまなイベントを開催するとともに、みどりあふれる公園や森林が市民や事業者などの催しや共創の場として活用されることで、市民が直接みどりとふれあう楽しさを創出します。

みどりの魅力の情報発信

(7) 啓発イベントを通じたみどりの魅力発信

- 都市緑化フェアや農林業祭などのイベントを通じて、みどりの魅力を発信します。

(8) さまざまな媒体によるみどりの情報発信

- 広報誌やホームページを中心に、さまざまな媒体を活用したみどりの情報発信に取り組みます。

みどりのまちづくり活動の活発化

(9) 地域における緑化の拠点づくり

- 公園・緑地・学校などの公共施設の花壇を整備するなど、地域住民が活動できる緑化の拠点づくりを進めます。

(10) 市民ニーズにマッチした支援の提供

- 花苗や緑化樹の配布など、市民ニーズにマッチした支援を通じて、地域活動の活発化を図ります。
- まちなみを形成する街路樹の落ち葉の清掃活動を地域住民が協力して取り組めるよう、落ち葉の堆肥化など、緑化資源のリサイクルを推進しながら、落ち葉の活用を図ります。

(11) 顕彰制度の充実

- 優れた緑化活動に取り組む団体などを表彰する顕彰制度の充実を図ります。

みどりを育てるネットワークづくり

(12) 多様なネットワークの形成支援

- 森林・道路・河川沿いなどにおいて、地域住民・事業者・管理者などが連携した緑化を推進します。

(13) みどりに関する交流の場づくり

- 学校における緑化活動を通じた生徒と地域住民との交流の場づくりを進めます。
- 市民団体と連携し、緑化活動を行う市民が交流できる場をつくります。

3. 重点施策

本計画では、「めざす将来像」の実現に向けて、4つの基本方針に基づき、重点的に取り組む14の施策を重点施策として設定しました。重点施策については、実行計画に基づき、確実な実施を図ります。

方針1 「緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります」

保全

施策分野「豊かな森林を保全・活用する」

重点施策1. 森林被災地復旧への取組の推進

施策分野「持続可能な農地を保全・活用する」

重点施策2. 担い手の育成・確保、農地の集積・集約化の支援

施策分野「潤いある河川・水辺を保全・活用する」

重点施策3. 芥川創生基本構想に基づく「ひとと魚にやさしい川づくり」

重点施策4. ヨシ原の保全

施策分野「歴史文化と一体となったみどりを保全・活用する」

重点施策5. 摂津峡・三好山周辺の歴史・自然環境の保全・活用

方針2 「多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります」

創造
活用

施策分野「多様な機能を活かした魅力ある公園を創る」

重点施策6. 高槻城公園の整備

重点施策7. 芥川緑地の健康づくり広場等整備

施策分野「みどりで癒しと安らぎのある生活空間を創る」

重点施策8. 緑化重点地区におけるみどりの連続化

施策分野「安全・安心な暮らしを支えるみどりを創造する」

重点施策9. さまざまなみどりの活用による浸水被害の軽減

方針3 「暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります」

生物
多様性

施策分野「在来生物を保全する」

重点施策10. 市民参加による生き物調査の実施

施策分野「生物多様性に関する市民意識の向上」

重点施策11. 生物多様性保全の市民への啓発

方針4 「オール高槻でみどりのまちづくりを進めます」

人
づくり

施策分野「みどりを守り育てる人を育む」

重点施策12. 市民共創によるみどりの人材育成の促進

施策分野「みどりで楽しさを創出する」

重点施策13. イベント・活動などを通じたみどりの体感による楽しさの創出

施策分野「市民が主体となって取り組める仕組みをつくる」

重点施策14. みどりの交流の場の創出

4. 実行計画

「めざす将来像」の実現に向けて、本計画の目標年次である令和13（2031）年度までの10年間に重点的に実施する施策（重点施策）を具体的に展開し、進捗管理を図るために、重点施策に対する実行計画を策定しました。

実行計画は前期・後期の二期に分け、確実な実施を図ります。

年度	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
	前期					後期				
点検・評価	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
中間見直し					●					

重点施策 1：森林被災地復旧への取組の推進

< 施策内容 >

SDGs
との関連



平成 30（2018）年の台風第 21 号により激甚災害指定を受けた森林被害について、国の「森林災害復旧事業」を活用し、被災森林の復旧に向け継続して取り組みます。また、残る被災森林において、関係団体と連携を図り、森林の再生に取り組みます。

< 実施概要 >

目標設定	前期	被災地のうち優先度の高い森林について復旧を図る
	後期	被災地のうち優先度の高い森林について復旧を図る
展開手法	大阪府、大阪府森林組合と連携を図り、計画的な復旧作業に対して支援する	
担当課	農林緑政課	

< 現況 >

平成 30（2018）年の台風第 21 号により、本市の北部山林を中心に、約 613ha の森林で風倒木などの被害が発生しました。国の激甚災害指定を受け、現在、国の森林災害復旧事業を活用し、復旧を進めていますが、同補助金制度の対象地域は令和 4（2022）年度までの実施分約 123ha に限られ、被害の発生した全域に対する十分な対応ができていない状況です。

< 施策指標 >

● 今後の被災森林復旧面積

風倒木被害を受けた森林で、現在も復旧事業が実施されていない森林の復旧を進めます。

目標年度	現況（令和 2 年度）	令和 8 年度末	令和 13 年度末
目標値	2 1 5 ha	3 1 5 ha	4 1 5 ha

重点施策 2：担い手の育成・確保、農地の集積・集約化の支援

< 施策内容 >

SDGs
との関連



担い手の育成・確保とともに、人・農地プランや農空間づくりプランの策定を推進し、営農が継続されるまちづくりに取り組み、遊休農地化の抑制を図ります。

< 実施概要 >

目標設定	前期	農用地利用集積面積（利用権設定面積）を増やす
	後期	農用地利用集積面積（利用権設定面積）を増やす
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者がスムーズに就農・定着できる相談体制の構築 ・新規就農者の安定した農業経営確立のため、資金面、経営面、技術面、農地確保などについて、関係機関などと連携して支援 ・地元実行組合や関係機関と連携して、農地の借り手と貸し手のマッチングに努め、利用権設定などを推進 ・大阪版認定農業者などで構成された農作業受託組織の農業用機械導入を支援 	
担当課	農林緑政課	

< 現況 >

農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、本市農業を取り巻く状況は依然として厳しく、平成 25（2013）年度末時点で 0.8% だった遊休農地率は令和 2（2020）年度末時点で 1.5% となっており、現状を改善しなければ、今後もさらに遊休農地が増加していくことが懸念されます。

< 施策指標 >

● 農用地利用集積面積

農地の集積・集約化を進めることで、農地の有効利用と農業の振興を図ります。

目標年度	現況（令和 2 年度）	令和 8 年度末	令和 13 年度末
目標値	19.7ha	20.7ha	21.7ha

重点施策3：芥川創生基本構想に基づく「ひとと魚にやさしい川づくり」

< 施策内容 >

SDGs
との関連



芥川創生基本構想に基づき、市民協働による川づくりに取り組みます。

< 実施概要 >

目標設定	前期	河川管理者(国、大阪府)と連携した市民協働の川づくりの継続
	後期	河川管理者(国、大阪府)と連携した市民協働の川づくりの継続
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・芥川の自然を守る保全活動を実施 ・芥川を学び、楽しむイベントを開催 ・芥川を知ってもらおう情報発信 	
担当課	下水河川企画課	

< 現況 >

平成 18（2006）年に芥川創生基本構想を作成し、河川管理者や市民とともに、芥川の豊かな生態系を取り戻し、さまざまな活動の場として次世代に引き継いでいくための取組を進めてきました。遊歩道や魚道を整備し、人や魚が自由に行き来できるようになり、イベントを通じて、多くの市民が芥川の自然にふれあえるようになりました。

< 施策指標 >

● イベント・活動の参加者数

引き続き、芥川を守り育て、水や生き物とのふれあいを通じて、豊かな心を育む「ひとと魚にやさしい川づくり」に河川管理者や市民とともに協働して取り組みます。

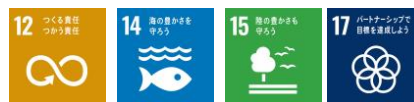
目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	208人	1,000人	1,000人

※現況（令和2年度）の数値については、新型コロナウイルス感染症によるイベント・活動の自粛の影響があったため、コロナ禍以前のイベント・活動の参加人数を維持・継続します。

重点施策4：ヨシ原の保全

< 施策内容 >

SDGs
との関連



河川管理者である国や地元団体などと連携し、多種多様な生き物が生息・生育する鶺鴒のヨシ原の保全活動を支援します。

< 実施概要 >

目標設定	前期	ヨシの生育状況の改善及び多種多様な生き物の生息状況の維持
	後期	ヨシの生育区域の拡大及び多種多様な生き物の生息状況の維持
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・地元団体が実施するヨシ原焼きの支援 ・関係団体や関係機関と連携したヨシ原保全に向けた取組の検討・支援 ・カナムグラなどのつる草の駆除、ヨシの利活用、ヨシを利用した体験、生き物調査などの実施 ・市民へのヨシ原保全の啓発 	
担当課	農林緑政課	

< 現況 >

鶺鴒全体としてのヨシの生育状況は、淀川河川事務所による切り下げ地でのヨシの再生対策の効果もあり、ヨシ群落とオギ・ヨシ群落の合計が安定的に 30%程度確認できています。しかし、雅楽^{ひちりき}の筆簾として利用される良質なヨシが生育する区域でもカナムグラなどのつる草が繁茂し、また、ヨシ群落やオギ・ヨシ群落であったところが、非常に広い範囲でカナムグラ群落やオオブタクサ群落にかわりつつあります。

< 施策指標 >

● 鶺鴒のヨシ原におけるヨシ群落及びオギ・ヨシ群落の割合

ヨシ原の保全を進めることで、ヨシの生育を阻害する要因となるカナムグラなどの植物の繁茂を抑制し、多種多様な生き物が生息できる環境を維持・保全します。

目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	30%	40%	50%

● 鶺鴒のヨシ原焼きの実施

ヨシ原の保全策として有効なヨシ原焼きを今後も継続していくことで、良質なヨシの生育環境の維持・保全を図ります。

目標年度	現況	令和8年度末	令和13年度末
目標値	実施	実施	実施

重点施策5：摂津峡・三好山周辺の歴史・自然環境の保全・活用

< 施策内容 >

SDGs
との関連



市民に親しまれている摂津峡・三好山周辺の歴史・自然環境を保全・活用し、関係団体などと連携しながら、地域の活性化を推進します。

< 実施概要 >

目標設定	前期	<ul style="list-style-type: none"> ・芥川山城跡の史跡指定 ・摂津峡周辺地域の魅力を広く市内外へ発信することで、観光振興の側面から地域の活性化を推進 ・摂津峡公園ハイキング道の安全確保及びルートの見直し検討
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・芥川山城跡の魅力発信と適切な保存 ・摂津峡周辺地域の魅力を広く市内外へ発信することで、観光振興の側面から地域の活性化を推進 ・摂津峡公園ハイキング道の利用促進及び新たなルートの検討・整備
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・芥川山城跡の令和4年度の史跡指定及び適切な遺構保存 ・三好山（芥川山城）の歴史的価値を全国に発信 ・リーフレットなどの作成・配布及びSNSを活用した情報発信 ・摂津峡周辺地域での体験プログラムの実施 ・摂津峡公園周辺における新たなハイキング道の検討・整備 ・「高槻市摂津峡における自然環境の保全等に関する条例」による市民及び来訪者などへの周知・啓発 ・「高槻市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による摂津峡周辺の風致の維持 	
担当課	環境政策課、公園課、農林緑政課、観光シティセールス課、文化財課	

< 現況 >

摂津峡では、バーベキューのごみの放置や飲酒に伴う危険行為などのマナー違反が大きな問題でしたが、平成31（2019）年4月に「高槻市摂津峡における自然環境の保全等に関する条例」が施行されて以降、来訪者のマナーが大幅に改善し、摂津峡周辺の自然環境の保全につながっています。

今後は、摂津峡周辺において、豊かな自然環境を保全するとともに、歴史遺産である芥川山城跡の国史跡化により歴史価値を保存しつつ発信し、観光振興を図りながら、市民・事業者・関係団体などとの連携・協働により地域の活性化を推進します。

< 施策指標 >

- この1年以内に摂津峡・三好山周辺を訪れたことのある市民の割合

目標年度	令和13年度末
目標値	令和8年度に目標値を設定します

※令和4年度から市民意識調査により現況を把握し、令和8年度までの数値をもとに、令和13年度末の目標値を設定します。なお、令和8年度までは毎年の増加を目標とします。

重点施策 6：高槻城公園の整備

< 施策内容 >

SDGs
との関連



市民の憩いの場や、誰もが自由楽しめるにぎわい空間を形成し、「みどり」、「歴史」、「文化」をめぐる人々の交流と地域の活性化を促す新たな交流拠点として、高槻城公園の整備を進めます。

< 実施概要 >

目標設定	前期	高槻城公園中央エリアの開園
	後期	高槻城公園北エリアの開園
展開手法	「城跡公園再整備基本計画」に基づく再整備	
担当課	歴史にぎわい推進課、文化財課	

< 現況 >

かつて高槻城が存在していた高槻城公園は、中心市街地に位置する本市のシンボリックな公園であり、隣接する市民会館の建て替えに伴い、公園の再整備を進めています。

今後、周辺一帯をかつての高槻城の城下町として再生することを見据え、周辺道路や鉄道駅からの案内サインも含め、歴史的景観に配慮した整備や、周辺の公共施設の在り方についても検討が必要です。

< 施策指標 >

● 整備工事の進捗率

高槻城公園の中央エリア、北エリアの整備を進めます。

目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	0%	80%	100%

重点施策 7：芥川緑地の健康づくり広場等整備

< 施策内容 >

SDGs
との関連



地域住民のニーズを踏まえながら、子どもの遊び場や中高年層の健康づくりの場など、幅広い層のライフスタイルに応じて利用される公園の整備を進めます。

< 実施概要 >

目標設定	前期	子どもから高齢者まで“健康づくりを楽しむ公園”の整備
	後期	—
展開手法	“関西最大級の健康づくり広場”、“子どもも体カづくりができる広場”、“芥川緑地のフィールドを活用したウォーキングコース”を有する公園の整備	
担当課	公園課	

< 現況 >

芥川緑地内のレジャープール跡地について、令和2年度に公園整備や解体工事の設計を行い、令和3年度はプール及び管理棟などの解体工事を実施しました。

令和4年度より、令和5年度中の開園に向け、公園の整備工事に着手します。

< 施策指標 >

● 整備工事の進捗率

芥川緑地の健康づくり広場等整備を計画的に進めます。

目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	0%	100%	完了

重点施策 8：緑化重点地区におけるみどりの連続化

< 施策内容 >

SDGs
との関連



「緑化重点地区」では、高槻城公園を中心に周辺の既存公園、街路樹などによるみどりの連続化を図ります。

< 実施概要 >

目標設定	前期	・高槻城公園中央エリアの開園
	後期	・高槻城公園北エリアの開園 ・地域住民、事業者と連携したみどりの連続化の創出
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・「城跡公園再整備基本計画」に基づく再整備 ・街路樹や周辺公共施設などとの連続的な緑化空間の創出 ・市民団体や自治会による緑化活動と連携した緑化空間の創出 ・周辺事業者による緑化の推進 	
担当課	農林緑政課、歴史にぎわい推進課	

< 現況 >

本市では、地域緑化を推進するモデルとして、高槻城公園周辺やJR高槻駅周辺及びそれらを結ぶけやき通りやみずき通りを含む約77haを緑化重点地区として指定しています。

緑化重点地区内のみどりの拠点として、今後、高槻城公園が整備されることから、地域住民や事業者との連携により、公園周辺の一体的な緑化空間の創出を図り、市民が快適に過ごすことができる、より質の高いみどりのまちづくりが求められます。

< 施策指標 >

● 緑化重点地区内の緑視率

緑化重点地区で高槻城公園の整備や周辺エリアのみどりの連続化を図ることで、地区内の緑視率を向上させ、快適で良好なみどり空間の形成を図ります。

目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	18.7%	20.8%	23%

● 緑化重点地区とは

「緑化重点地区」とは、都市緑地法に基づき、みどりの保全や緑化の推進に配慮を加えるべき地区として「みどりの基本計画」に定めるもので、都市公園の整備などの公共事業による緑化と市民との協働による民有地の緑化を重点的に実施する区域です。

● 緑化重点地区の指定

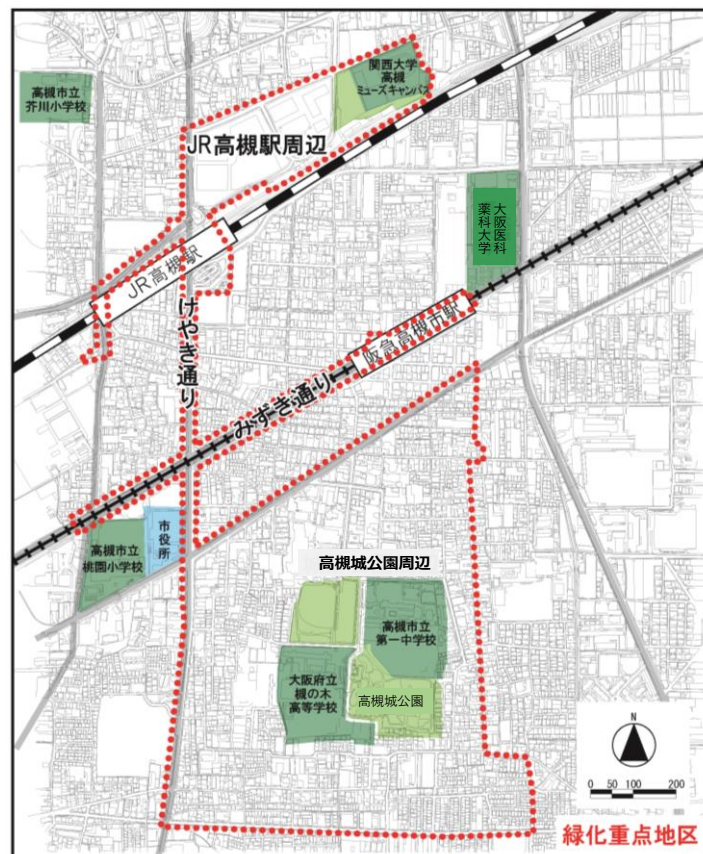
本市では、高槻城公園周辺やJR高槻駅周辺及びそれらを結ぶ、けやき通りやみずき通りを含む約77haを緑化重点地区に指定しています。

【高槻城公園周辺】

高槻城跡や野見神社などの歴史的建造物が立ち並び、歴史的な趣が感じられるまちなみを形成し、また、市の文化交流拠点である芸術文化劇場（整備中）が立地するなど本市の魅力を発信する中心的な地区であることから、この地区での緑化を推進することで、「みどり」、「歴史」、「文化」が融合し、市民が憩いの空間で快適に暮らせるまちをめざします。

【JR高槻駅周辺】

多くの市民や来訪者の玄関口であり、大学、商業施設、都市型住居など、さまざまな都市機能が集積する都市のシンボル地区であることから、この地区での緑化を推進することで、質の高い生活空間と多様な交流を創出し、行き交う人々でにぎわう魅力あるまちをめざします。



4-1 緑化重点地区

重点施策 9：さまざまなみどりの活用による浸水被害の軽減

< 施策内容 >

SDGs
との関連



農地・森林・ため池などの保全や公共施設の活用により、雨水の保水・貯留・地下浸透を促進し、都市型集中豪雨などの浸水被害を軽減します。

< 実施概要 >

目標設定	前期	・農地・森林・ため池の保全や公園などの公共施設を活用した雨水対策による浸水被害の軽減
	後期	・農地・森林・ため池の保全や公園などの公共施設を活用した雨水対策による浸水被害の軽減
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・高槻市総合雨水対策アクションプランに基づく雨水流出抑制施設整備に関する技術支援 ・浸水対策が必要な地域には、公園や学校の運動場に一時的に雨水を貯留する施設の設置 ・遊休農地対策本部及び地区遊休農地対策協議会に参画し、遊休農地解消に向け、農地利用状況の調査や遊休農地所有者への意識調査などの実施 ・台風による風倒木被害の復旧事業を支援 	
担当課	公園課、下水河川企画課、農林緑政課、学校安全課	

< 現況 >

近年、全国的に大型台風や集中豪雨による浸水被害が頻発しており、本市においても、平成 24 (2012) 年の集中豪雨により約 900 戸の浸水被害が発生しました。これを受けて平成 27 (2015) 年度から高槻市総合雨水対策アクションプランに基づき、下水道計画を超える降雨の対策として、学校や公園などの公共施設において、流出抑制施設の整備を進めています。また、国においても河川流域のあらゆる関係者が治水に取り組む「流域治水」を掲げ、浸水被害の軽減を推進しています。

< 施策指標 >

● 雨水流出抑制施設の整備箇所数

浸水が多発する重点区域において、雨水流出抑制施設を整備します。

目標年度	現況 (令和 2 年度)	令和 8 年度末	令和 13 年度末
目標値	0 ヶ所	2 ヶ所	3 ヶ所

重点施策 10：市民参加による生き物調査の実施

< 施策内容 >

SDGs
との関連



市民が興味・関心を持ちながら参加できる身近な生き物調査を実施します。

< 実施概要 >

目標設定	前期	市民が参加できる生き物調査を増やす
	後期	市民主体の生き物調査を増やす
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然博物館と連携した身近な場所での生き物調査の実施 ・北部森林、芥川、鶴殿のヨシ原、津之江公園自然再生エリアなどの生物多様性の拠点となる場所での市民団体と連携した生き物調査の実施 	
担当課	農林緑政課、地域教育青少年課	

< 現況 >

北部の森林、芥川、鶴殿のヨシ原などの生態系が豊かな地域では、市民団体を中心とした保全活動が行われ、その活動の中で、身近な生き物調査も実施されています。また、市民が参加できるイベントも開催されるなど、生物多様性保全の理解促進を図る環境は整っています。

今後、市民団体による調査だけでなく、市民が興味・関心を持ちながら参加できる生き物調査を実施することで、生物多様性の恩恵を学び、その保全への意識の啓発を図る機会を創出する必要があります。

< 施策指標 >

● 市民団体が実施する生き物調査数

市民による生き物調査が実施されることで、貴重な生き物に対する市民の理解が深まるなど、生物多様性保全への意識の啓発を図ります。

目標年度	令和8年度末	令和13年度末
目標値	13調査	16調査

重点施策 11：生物多様性保全の市民への啓発

< 施策内容 >

SDGs
との関連



自然博物館と連携し、生物多様性を保全する活動につながるよう、市民への啓発を図ります。

< 実施概要 >

目標設定	前期	生物多様性の保全について理解する市民を増やす
	後期	生物多様性の保全に向けて行動する市民を増やす
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然博物館での生物多様性保全に関する催しの開催 ・ 広報誌やホームページを活用した情報発信 ・ 自然博物館や市民団体との連携による、多種多様な生き物が生息・生育する自然環境での体験・講座などのイベントの開催 ・ 環境学習や出前講座を通じた市民への生物多様性の理解促進 	
担当課	農林緑政課、地域教育青少年課	

< 現況 >

市民の「生物多様性」の理解において、令和2年度の市民アンケートによると、言葉と意味を「知っている」市民は38.4%、「聞いたことはあるが意味は知らない」市民は31.5%、「聞いたことがない」市民は28.6%です。

本市においては、北部の森林・里山や南部の淀川河川敷など、生物多様性が保たれている豊かな自然環境を有していますが、北部の森林ではシカやイノシシによる生態系被害が拡大するなど、その環境を市民とともに保全する取組の推進が必要です。また、SDGsの達成に向け、生物多様性の保全に対する市民の理解を深め、市民一人一人の日常生活の中で、生物多様性の保全を意識した行動が求められています。

< 施策指標 >

● 生物多様性という言葉と意味を知っている市民の割合

生物多様性の保全を推進するため、イベントや情報発信などを通じて市民へ周知・啓発を図ること、市民一人一人の生物多様性への意識の向上を図り、環境に配慮した市民の行動につなげます。

市民意識調査により、指標項目を調査し、その割合を算出します。

目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	38.4%	55%	70%

重点施策 12：市民共創によるみどりの人材育成の促進

< 施策内容 >

SDGs
との関連



市民団体との共創によるみどりに関する人材育成のための講座を実施します。

< 実施概要 >

目標設定	前期	講座受講者の地域での緑化活動への参加者数を増やす
	後期	講座受講者の地域での緑化活動への参加者数を増やす
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体と連携した人材育成講座の開催 市民の緑化活動への理解促進 市民に対して緑化活動団体の紹介・斡旋 	
担当課	環境政策課、農林緑政課	

< 現況 >

花やみどりのまちづくり活動の中心を担っている市民団体や自治会において、高齢化や自治会活動の弱体化などの影響により、活動の参加者が年々減少していることから、緑化活動の継続性や団体などの存続自体が難しくなっています。

現状、関係団体とともに市民林業士養成講座やたかつき市民環境大学などの講座を開催することにより、緑化活動を担う人材の育成に一定の成果を上げていますが、今後は幅広い市民の参加や活動の中心的な役割を担う人材の育成が求められており、関係団体と連携を密にしながら、市民が気軽にみどりのまちづくり活動に取り組むための仕組みを構築する必要があります。

< 施策指標 >

- 講座受講者のうち、地域などでの緑化活動や環境保全活動に結び付いた人数（令和4年度からの累計人数）

市民団体と連携するなどして、みどりの人材育成に関する講座を開催し、講座受講生が積極的に地域などでの活動に取り組むことで、みどりの活動の活発化を図ります。

目標年度	令和8年度末	令和13年度末
目標値	200名	450名

重点施策 13：イベント・活動などを通じたみどりの体感による楽しさの創出

< 施策内容 >

SDGs
との関連



森林・農地・河川などの恵まれた自然環境の中でさまざまなイベントを開催するとともに、みどりあふれる公園や森林などが市民や事業者などの催しや共創の場として活用されることで、市民が直接みどりとふれあう楽しさを創出します。

< 実施概要 >

目標設定	前期	イベントの参加人数を増やす
	後期	イベントの参加人数を増やし、自然環境の保全活動に興味を抱く市民を増やす
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな主体による公園や緑地を活用したイベントの開催 ・森林、農地、河川などの自然環境を活かした体験型イベントの開催 ・市民と共創したイベントなどの取組の推進 	
担当課	農林緑政課	

< 現況 >

本市は、檜田・原などの里山、芥川や淀川などの水辺空間、安満遺跡公園・萩谷総合公園・津之江公園などの歴史・自然を活かした多種多様な公園などのみどり環境が保全・整備されています。

また、市民のみどりに対する意識では、近年、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化に伴い、みどりに対するニーズも多様化しているため、身近なライフスタイルに活用されるみどりの創出が求められています。

今後は、身近なみどりにふれあうことで得られる楽しさや面白さを体感することで、市民のみどりへの興味・関心を醸成し、市民が主体的にみどりの保全活動を行うきっかけにつなげることが課題として挙げられます。

< 施策指標 >

● イベント参加者で保全活動に興味を持った市民の割合

さまざまなイベントを通じて、森林・農地・河川・公園などの自然とふれあうことで、市民のみどりへの興味・関心を醸成し、市民による主体的な保全活動への取組につなげます。

イベント参加者へのアンケートにより、指標項目を調査し、その割合を算出します。

目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	15%	30%	40%

重点施策 14：みどりの交流の場の創出

< 施策内容 >

SDGs
との関連



市民団体と連携し、緑化活動を行う市民が交流できる場をつくります。

< 実施概要 >

目標設定	前期	自治会や市民団体などが参加できる交流会の開催
	後期	参加団体を増やすとともに、市民同士の自発的な交流を創出する
展開手法	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体と連携した交流会の開催 ・緑化活動の成功事例の周知・啓発 ・自治会や市民団体などによる交流活動の支援 	
担当課	農林緑政課	

< 現況 >

花やみどりのまちづくり活動の中心を担っている市民団体や自治会において、高齢化などの影響により活動の参加者が年々減少していることから、緑化活動の継続性や団体などの存続自体が難しくなっています。また、団体間での交流は一部では図られているものの、多くは交流が図られず、情報共有や連携・協力した活動が十分に行われていません。今後の緑化活動の継続性を保つとともに、活動の活発化を図るためには、団体間でのネットワークを構築し、団体同士が互いに緑化活動に精力的に取り組める環境づくりが求められます。

< 施策指標 >

● 活動団体交流会の年間開催回数

市民団体同士が積極的に交流を図ることで、緑化活動の継続性につなげるとともに、活動の活発化を図ります。

目標年度	現況（令和2年度）	令和8年度末	令和13年度末
目標値	0回	1回	2回

5. 計画の推進に向けて

5.1 推進体制

みどりのまちづくりを進めていくために、市民、市民団体、事業者、行政などの多様な主体が本計画の理念と目標を共有し、それぞれの役割を認識した上で、連携を図りながら、共創により取組を進めていくことが大切です。なお、多様な主体には、市外在住者で、本市にある事業所や学校などに通勤・通学する人や、観光・レジャー・ボランティアなどの目的で本市に訪れる人も含まれています。みどりのまちづくりの理念である「住みたい・住み続けたい・訪れたい みどりでつながるまち たかつき」を支える各主体の役割を次のように示します。



4-2 各主体の役割

(1) 市民の役割

みどりについて学んだり、家庭でのみどりづくりに取り組んだり、地域での緑化活動などに参加したりするなど、みどりのまちづくりに主体的に取り組めます。

(2) 市民団体の役割

みどりのまちづくりの実現に向けて、市民による取組の先導役として、市民に緑化活動への参加を呼びかけ、自主的な地域緑化を進めるなど、行政とともに市民共創の推進を図ります。

(3) 事業者の役割

地域の一員として、みどりのまちづくりに協力し、事業所における環境や景観に配慮したみどりの保全や創出を図るとともに、地域の緑化活動へ参画したり、市民の緑化活動を支援します。

(4) 行政の役割

地域の特性に応じた緑化施策を実施し、みどりの整備を進めるとともに、市民に対してみどりに関する情報提供を行ったり、市民や事業者などが行う緑化活動を支援するなど、関係機関と連携を図りながら、市民共創によるみどりのまちづくりを推進します。

5.2 進行管理

計画の推進においては、PDCA サイクルによる進行管理を行い、取組の実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組につなげることで、継続的な改善を図りながら効果的に進めます。



4-3 PDCA サイクルによる進行管理

(1) Plan 計画の策定・改定

本市のみどりのまちづくりの課題を踏まえ、計画を策定・改定し、計画の方針・施策・指標の方向性などを設定します。

(2) Do 取組の実施

市民・市民団体・事業者・行政の共創によって、具体的な取組を実施します。行政は施策の実施や市民・市民団体・事業者の取組を支援し、市民・市民団体・事業者は主体的な活動を進めます。

(3) Check 進捗状況の点検・評価

重点施策を中心に目標の達成状況や施策の進捗状況の把握・点検を行い、審議会や市民アンケートなどにより評価します。

(4) Action 取組の見直し・目標の設定

指標（目標）の達成状況やそれに対する評価、社会的状況などを踏まえて、施策の方向性や取組の見直し、目標の再設定、新規事業の検討などを行います。

資 料 編

1. 本市の概況
2. 本市のみどりを取り巻く状況
3. 本市の生物多様性の状況
4. 市民アンケート調査の結果
5. 施策一覧
6. 用語集
7. 第2次高槻のみどりの基本計画策定の経過

1. 本市の概況

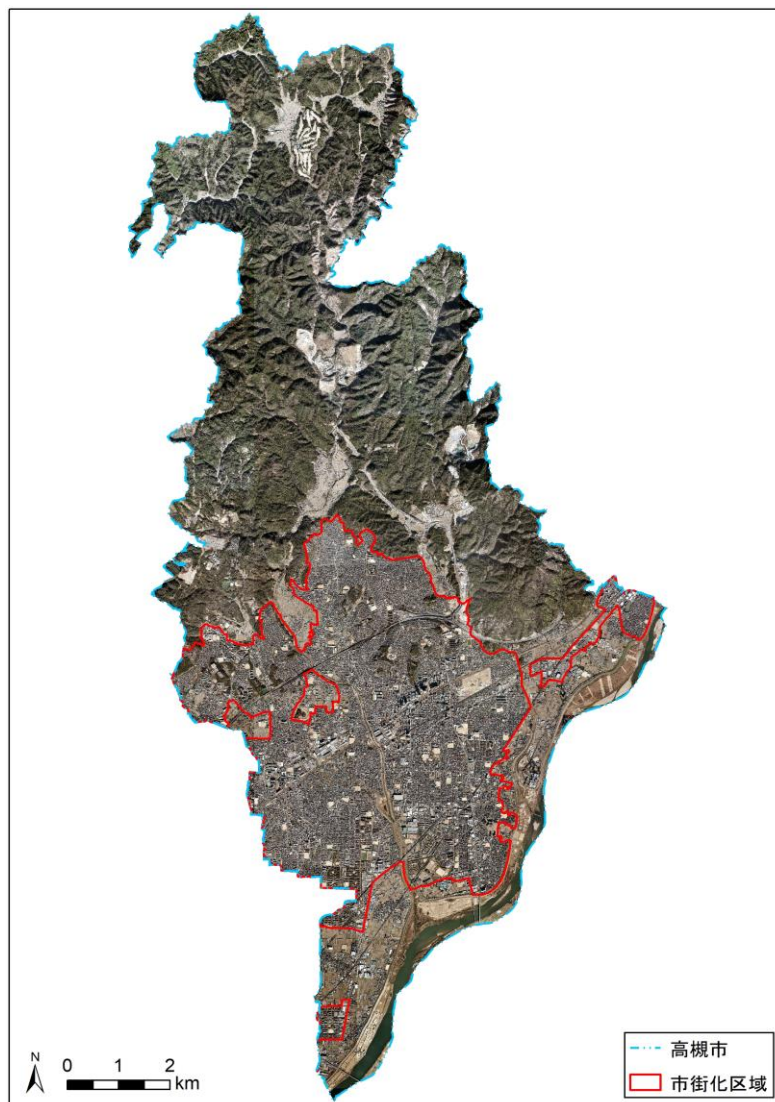
1.1 位置と面積

本市は大阪府の北東部にあって、大阪と京都のほぼ中間に位置しており、周囲は茨木市、摂津市、島本町、京都市、亀岡市及び淀川を隔てて枚方市、寝屋川市に接しています。

また、本市には JR の新快速や阪急電鉄の特急の停車駅が所在していることから、京都・大阪とも短時間で結ばれており、利便性の高い都市として知られています。

市域の面積は 105.29km² で、大阪府下の市町村では 4 番目の広さとなっています。市域の北側は北摂山地、南側は淀川が流れ、北部山間から南流して淀川に注ぐ芥川、女瀬川などが平野部を形成しています。

市街地は鉄道の駅を中心に展開し、その周辺から郊外にかけて住宅地が広がっています。また、北部の山あいと南部の淀川沿岸には農地と集落が立地しています。市域北部は大半が山間地で、最高峰はポンポン山の海拔 678.7mとなっています。

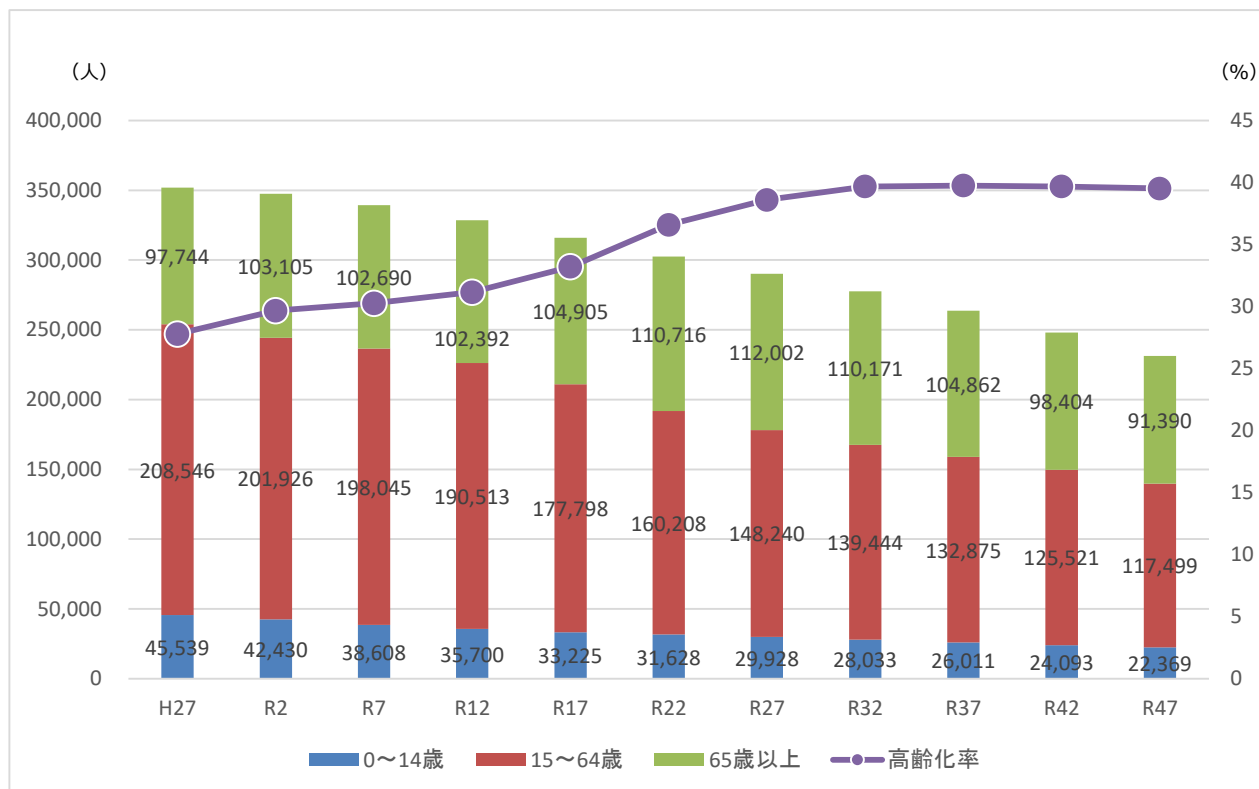


資 1-1 市域の航空写真

1.2 人口

現在、本市の人口は約 35 万人ですが、近年はわずかに減少傾向にあります。

人口推移・将来人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している資料では計画の目標年度の前年となる令和 12（2030）年時点における本市の将来推計人口は、323,781 人と推計されています。また、この推計を用い、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成したデータでは、今後、社会動態（一定期間における転入、転出に伴う人口の動き）をゼロと仮定した場合、令和 12（2030）年時点における推計人口は 328,605 人と推計されています。



資 1-2 人口推移・将来人口推計

注）実績値は総務省「国勢調査」（総数には年齢不詳分を含む）による。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」を基に、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が作成した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和元年 6 月版）」を用いて作成（社会動態はゼロと仮定）。

1.3 産業

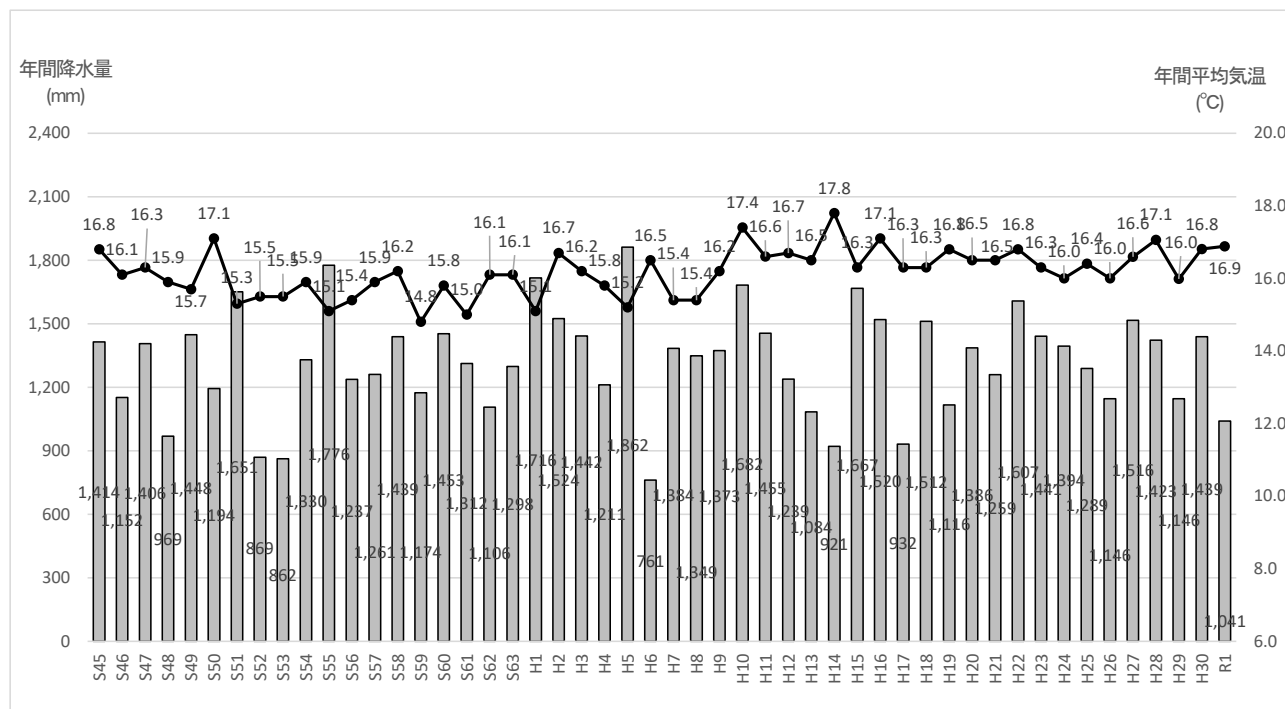
本市は、道路輸送網が発達し、第二次産業を中心とした内陸型の最終消費財生産部門の立地があり、医食健康関連の大規模な製造工場のほか、産業向け設備を主力とする企業も数多く立地しています。周辺にリーディング企業の立地が多いことから、関連する比較的小規模な電気機器、機械器具、金属製品、化学、食品工業などの事業所が多数立地している点も特徴として挙げられます。また、民間の研究施設も数多く立地しており、産学公連携の基盤が充実しています。

第三次産業では、医療、福祉と卸売業、小売業、飲食サービス業などが集積しています。

2. 本市のみどりを取り巻く状況

2.1 気候

本市の気候は、山間部を除く大半の市域が、夏や冬に降雨の少ない瀬戸内式気候に属しています。年間平均気温は、16°C前後ですが、昭和50年代半ば以降、上昇傾向にあります。

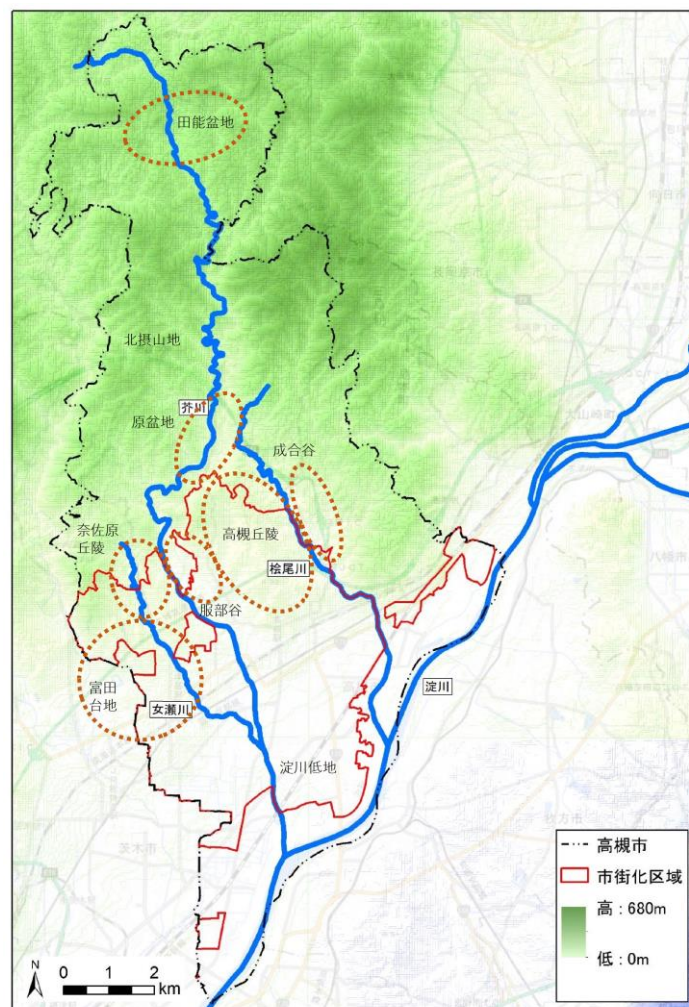


資 2-1 年間降水量及び年間平均気温の推移
(高槻市統計資料より作成)

2.2 地形、水系

本市の地形は、山地、谷底平野、丘陵地、台地、沖積低地の5つに区分されます。市域の北半分を占める山地は、標高700m以下の比較的低い山地ながら全体としては高原状になっています。芥川源流の田能盆地や中流の原盆地、服部谷、檜尾川中流の成合谷など、北摂山地をきざむ川谷に沿って形成された谷底平野では、集落が発達し、北摂山地内における数少ない農業生産及び居住の場となっています。南部の丘陵地では、日吉台、安岡寺、南平台などの大規模な住宅地が形成されており、西側の奈佐原でも、近年の宅地開発によりその形は変わりつつあります。市内唯一の台地である富田台地は、大部分がほとんど起伏の見られない標高10~30m程度の平坦面であり、その南東に富田の古い歴史的なまちなみの面影を残しています。市域南部には、大阪平野の北東部を構成する淀川の沖積低地が広い面積で広がっています。

本市の水系は、市域の南部に広大な河川敷を有する淀川が流れ、ここに北部山地を源とする芥川・檜尾川・女瀬川が市街地を縦貫して注いでいます。また、市内最大の流域面積を有する芥川が原盆地から服部谷へ流れでる途中には、峡谷美で知られる景勝地・摂津峡があります。

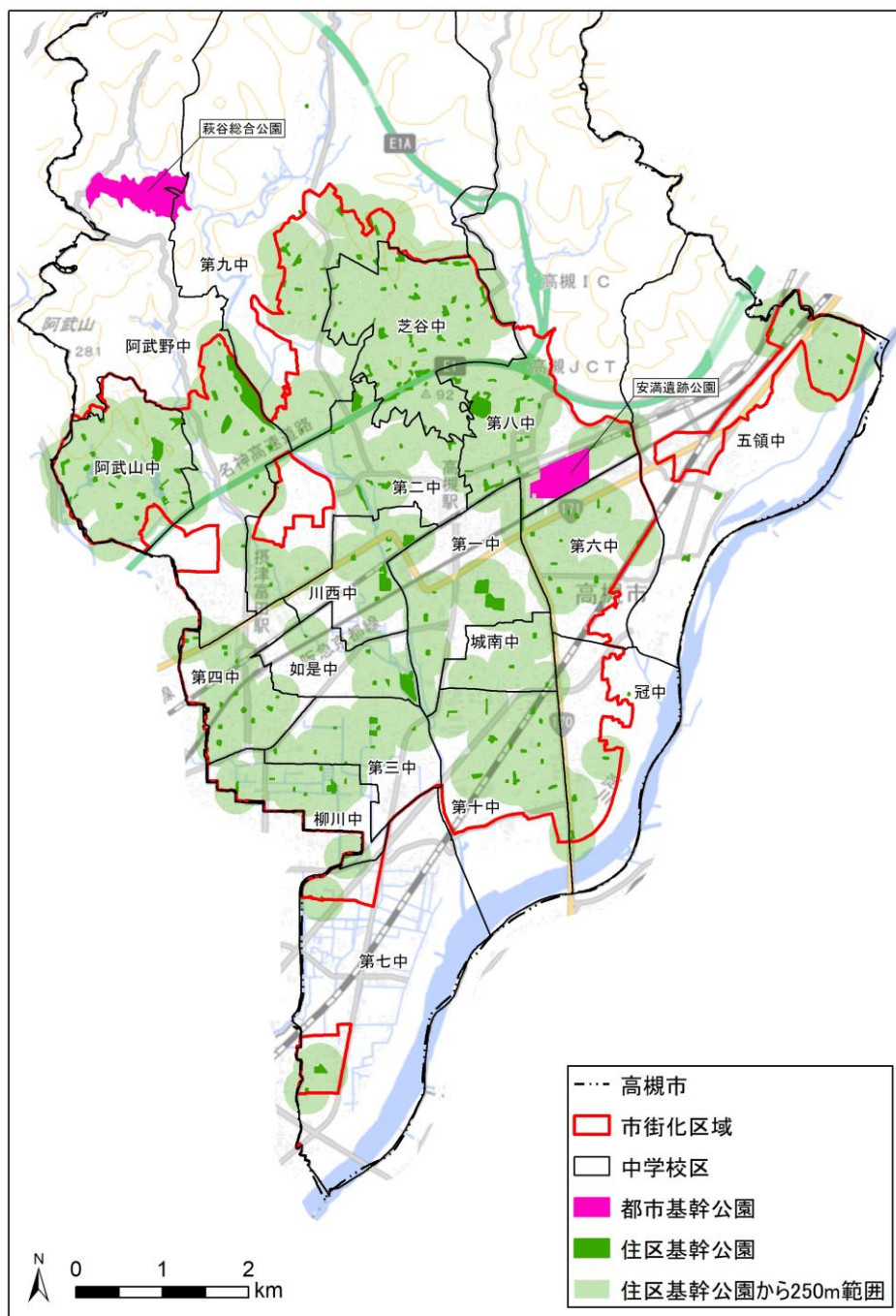


資 2-2 地形、水系

2.3 市街化区域における身近な公園の充足状況

下図では、市街化区域における身近な公園の充足状況として、住区基幹公園を中心に徒歩5分程度（約250m）の範囲を着色し、中学校区別に示しています。

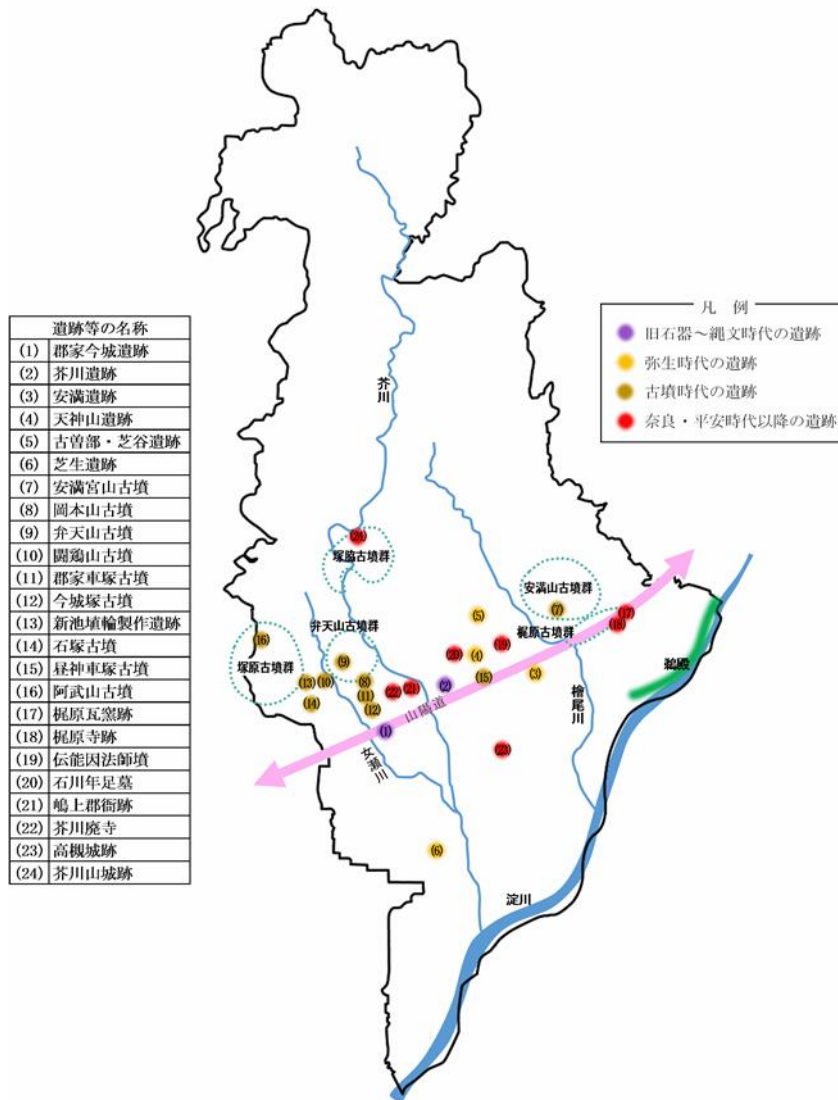
市域には広く身近な公園が分布していますが、着色がなく徒歩5分程度に公園がないエリアとして、第一中・第二中・川西中・如是中校区などが該当します。しかし、これらのエリア周辺には農地が分布していたり、高槻城公園や安満遺跡公園などがあることで、身近な公園の不足を補完する機能を果たしています。



資 2-3 市街化区域における身近な公園の充足状況（中学校区別）

2.4 主な遺跡の分布状況

市域には、北摂連山の山裾や丘陵を中心に、淀川流域最大の今城塚古墳をはじめとする3～7世紀にかけて築かれた古墳が数多く点在しており、みどりのネットワークの形成に重要な役割を担っています。



資 2-4 主な遺跡の分布状況

2.5 その他の歴史的遺産

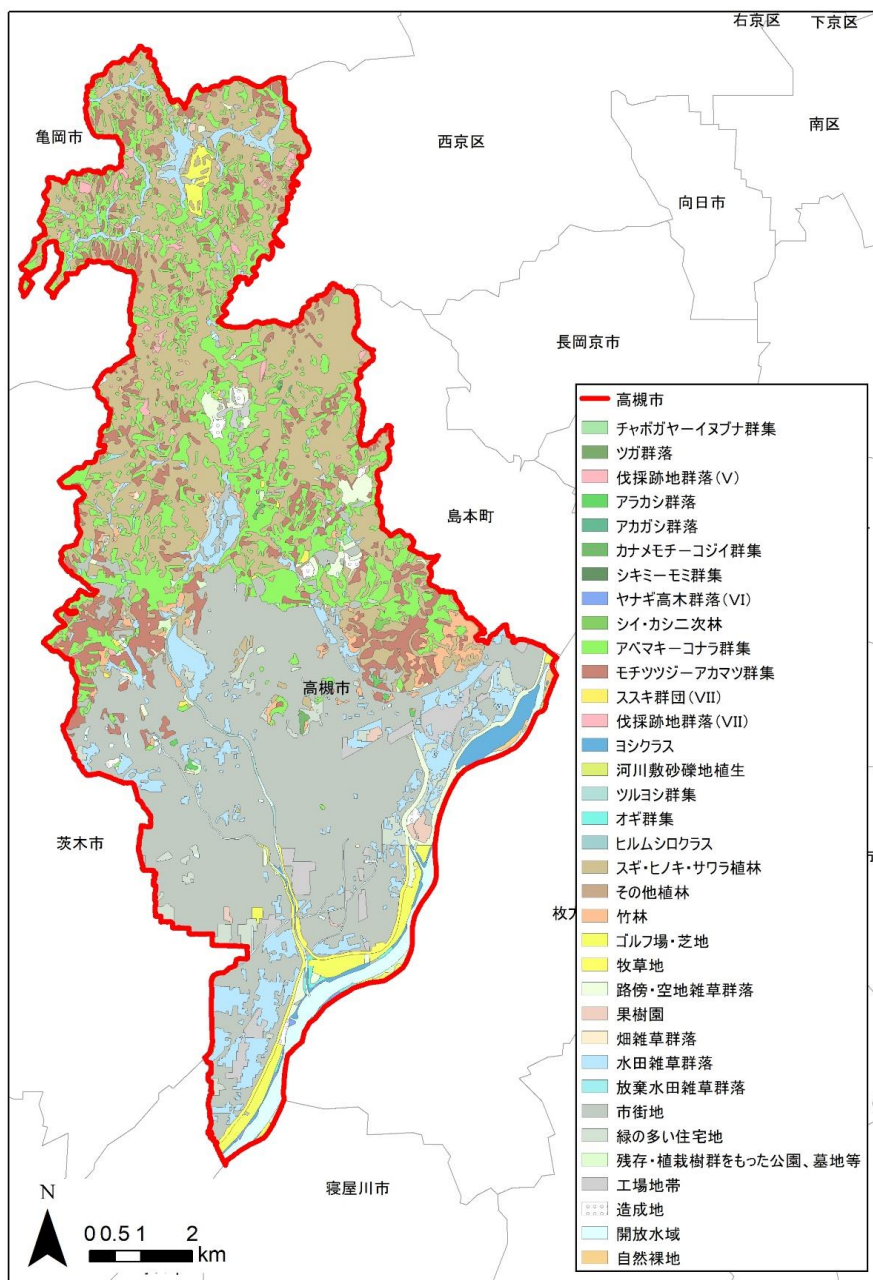
市内を横断している西国街道沿いには、宿場として栄えた芥川のまちなみ、また、市西部の富田には寺内町に由来する歴史的まちなみが残されています。市街地には弥生時代の環濠集落跡である安満遺跡公園が整備され、歴史文化を継承する公園として利用されています。また、摂津峡東側の三好山には、かつて戦国武将三好長慶が居城した芥川山城の遺構が残されています。さらに、戦国時代のキリシタン大名高山右近の居城として知られる高槻城跡は市民に親しまれており、現在、歴史・文化・みどりにふれあう交流拠点となる高槻城公園として再整備が進められています。

3. 本市の生物多様性の状況

3.1 生き物の生息・生育環境

(1) 植生

本市の植生の状況を下図に示します。市域の南部は市街地が広く占め、緑地としては伐採跡地群落の小規模で分布するほか、北部との境界部などに竹林がみられます。また、淀川沿いには水田が分布しています。一方、北部の山地はスギ・ヒノキの植林地が広く占め、南部との境界や芥川沿いなど地形に沿って良好な落葉広葉樹林（アベマキ・コナラ群落）が分布しています。これらの植生を背景に、多くの生き物が生息・生育しています。



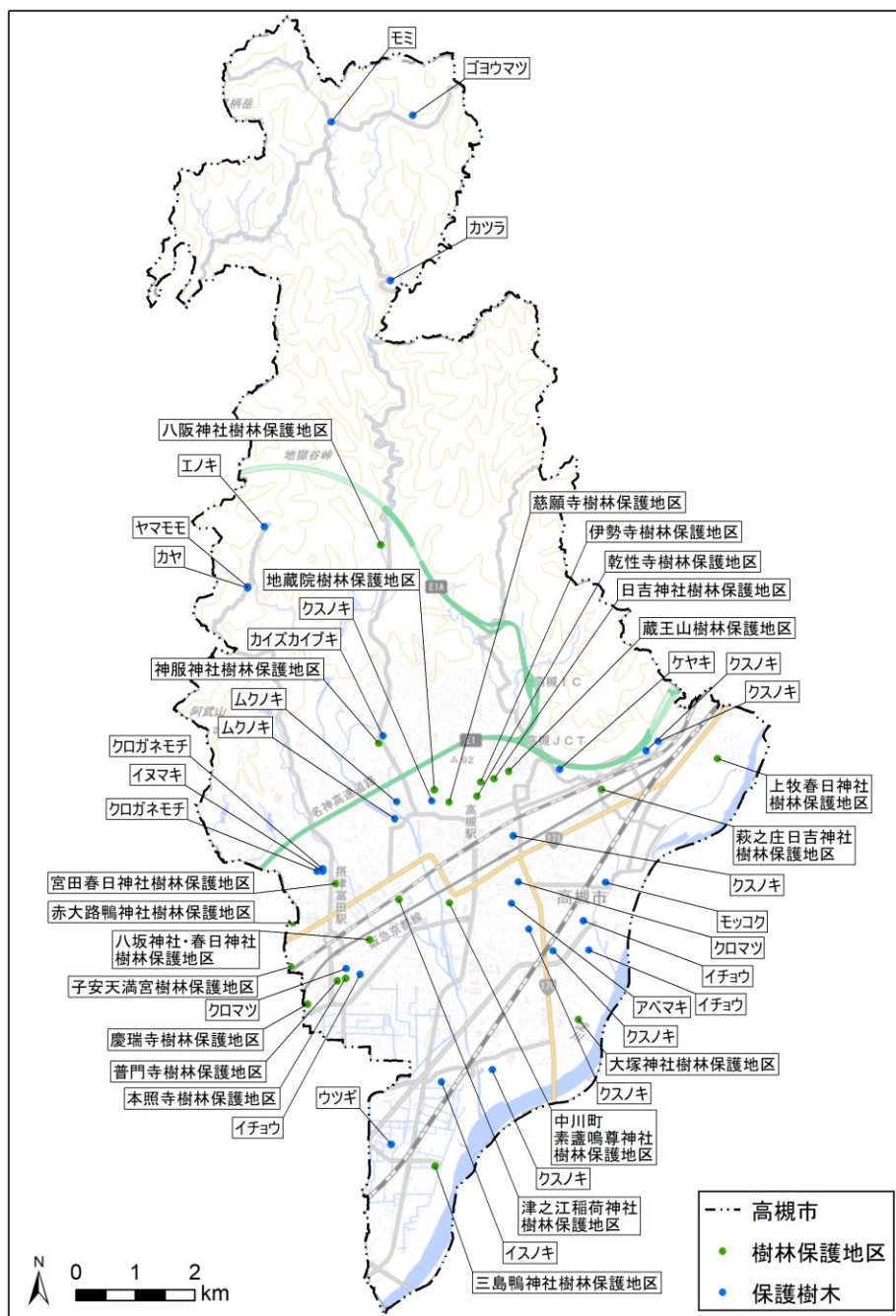
資 3-1 現存植生図（環境省データより）

(2) 樹林保護地区、保護樹木の指定状況

市内に残されたみどりを守るため、「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」により社寺林などを樹林保護地区に指定するとともに、古木や大木で樹容が特に優れている樹木を保護樹木に指定しています。

本市の樹林保護地区、保護樹木

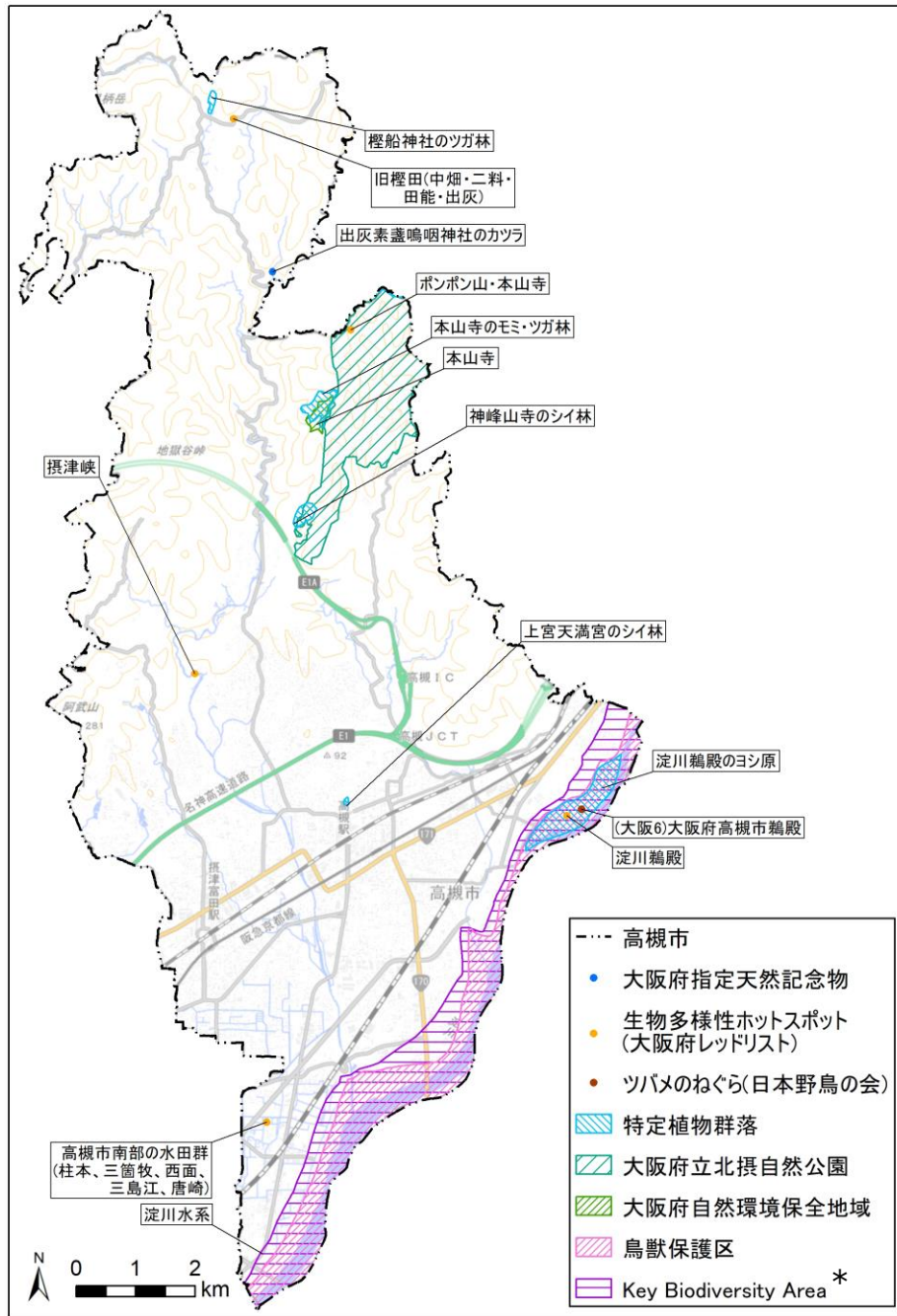
樹林保護地区	社寺林など 21 地区、約 13.8 ha
保護樹木	クスノキなど 29 本



資 3-2 樹林保護地区・保護樹木の位置

(3) 自然公園、天然記念物、特定植物群落などの指定状況

北部には北摂山系の森林が広がり、森林面積は市域のおよそ半分を占め、大阪府内で3番目の広さを有しています。また、ポンポン山周辺が大阪府立北摂自然公園に、本山寺周辺は大阪府自然環境保全地域にも指定されています。さらに、檜船神社のツガ林など大阪府指定天然記念物は2ヶ所、大阪府レッドリストに掲載されている生物多様性ホットスポットが4ヶ所、環境省に指定されている特定植物群落4ヶ所あります。そのほか淀川周辺は大阪府の鳥獣保護区に指定されており、また、国際基準において生物多様性の保全を進める上で鍵となる地域にもなっています。



資 3-3 天然記念物（大阪府指定）、特定植物群落、自然公園などの分布状況

*Key Biodiversity Area : 生物多様性の保全の鍵となる重要な地域

3.2 生き物の状況

本市では、北部の山地や里山と南部の低地を芥川・檜尾川などの河川がつなぎ、市内各地の農地・公園・緑地などのさまざまなみどりが点在していることで、多様な動植物の生息・生育空間となっています。また、芥川や檜尾川の上流部には絶滅が危惧される動物などが生息しており、「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」により保護動物に指定されています。

(1) 保護動物

「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」により、以下の種が保護動物として指定されています。このうち、ヒメボタル、ヘイケボタル、ヒダサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ムカシトンボは、大阪府レッドリストにおいて絶滅の危機にある種として掲載されています。

資 3-4 保護動物

両生類	ヒダサンショウウオ、カスミサンショウウオ、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類	ホタル科全種、ムカシトンボ

※現在、本市に生息するカスミサンショウウオは、2019年の論文（Matsui et al.）によりヤマトサンショウウオと分類されています。

(2) 生息・生育する動物・植物種数

市域でこれまでに確認されている動物・植物の種数については、既往の資料を参考に下表のとおりと推測されます。近年、生き物の生息調査などが行われておらず、種数などの現状を正確に把握することができていないため、今後の生物多様性の保全に向け、調査が求められています。

資 3-5 既往資料に記載のある高槻市の動物・植物の種数（参考）

植物	1190 種 ^{*1}
哺乳類	33 種 ^{*2}
鳥類	245 種 ^{*3}
爬虫類	17 種 ^{*4}
両生類	17 種 ^{*4}
魚類	40 種 ^{*5}

出典：*1：近畿植物同好会. 高槻市北部植物目録. 西川一郎植物標本目録. 2005.10

*2：高槻市立自然博物館 あくあぴあ芥川. 高槻の哺乳類 改訂版. 2015.4

*3：芥川緑地資料館 あくあぴあ芥川. 高槻の野鳥（あくあぴあ芥川資料集 No.14）. 2007.10

*4：高槻市教育委員会. 高槻の両生類・は虫類 生息状況報告書（あくあぴあ芥川資料集 No.18）.2008.8

*5：高槻市立自然博物館 あくあぴあ芥川. 芥川の魚たち. 増補改訂版. 2015.4

(3) 外来生物、鳥獣害

市内では近年、外来生物をはじめとした生態系に好ましくない動植物の増加がみられ、動物では、特定外来生物であるアライグマの生息が市全域で確認されており、在来生物であるイノシシやニホンジカも個体数が増加するなど、これらの食害による農林業や生態系の被害が発生しています。

また、植物では、繁殖力が非常に強いミズヒマワリやオオバナミズキンバイなど外来の水草やナガエツルノゲイトウの繁茂が確認されていますが、現在は市民などによる駆除活動により繁殖が抑制できています。

3.3 生物多様性保全に向けた市民活動の状況

本市では、生物多様性の保全につながる取組として、市民団体を中心に、本市のエコロジカルネットワークの拠点となる場所で、生き物の生息調査や市民を対象とした観察会の開催など、生き物の生息・生育の保全・保護に資する活動が積極的に行われています。

また、地域特性に応じたさまざまな活動が展開されています。津之江公園の自然再生エリアでは、多くの生き物が生息・生育する豊かな自然環境を創出するため、外来植物の駆除や在来種の保全などの取組や、自然観察会や環境学習などのイベントが実施されているほか、楊梅山などの森林や竹林では、市民ボランティアを中心に間伐などの整備活動が行われています。芥川や新川では、地域が主体となって、ホタルの保全活動や観察会などが実施されています。

一方、近年、これらの市民活動は参加者の高齢化などの影響もあり、今後の活動の継続性や活発化が課題として挙げられ、対応が求められています。

4. 市民アンケート調査の結果

4.1 調査の概要

みどりのまちづくりについての市民の意識や意向を把握し、みどりの基本計画に反映するために市民アンケート調査を実施しました。

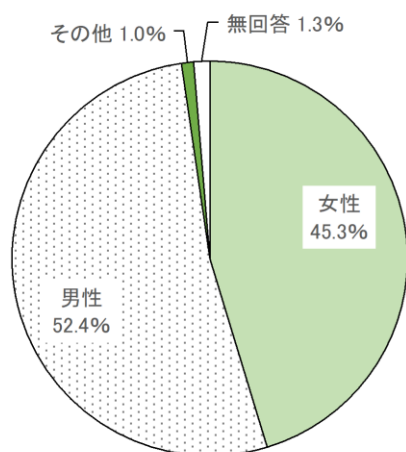
資 4-1 市民アンケート調査の概要と回収率

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した、高槻市に居住する満 20 歳以上の男女 2,000 人 (調査基準日 令和 2 年 11 月 17 日)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 2 年 12 月 24 日～令和 3 年 1 月 8 日
調査内容	回答者の属性、みどりの現状と意識、公園、緑化活動、「みどり」の施策、生物多様性、農林業について計 32 問
有効回答数	794 (有効回答率 39.7%)

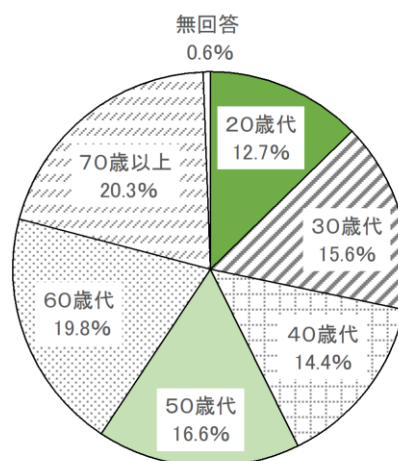
4.2 調査の結果

(1) 回答者の属性

回答者の性別は男性 52.4%、女性 45.3%とやや男性が多い状況でした。年齢構成では 20 歳代から 70 歳代まで比較的バランスよく回答を得ることができました。



資 4-2 性別

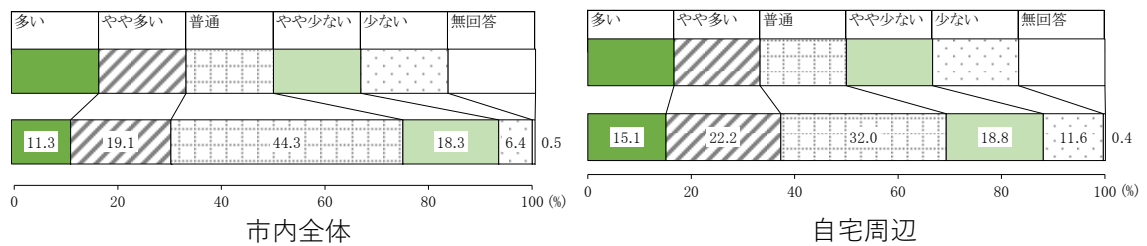


資 4-3 年代

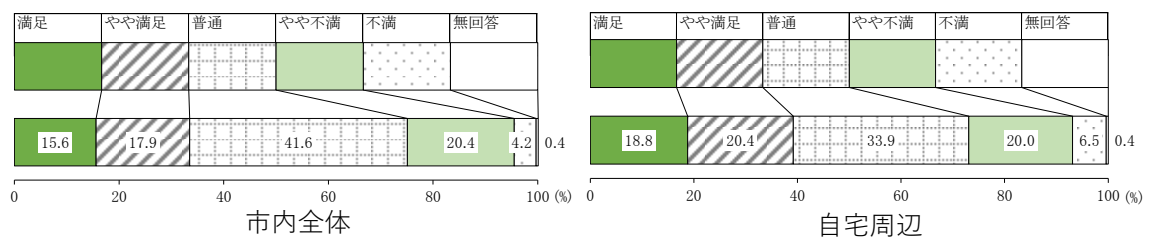
(2) みどりの現状への意識

①みどりの量、満足度について

市内全体及び自宅周辺（徒歩圏内）のみどりの量及び満足度について、量的に「少ない」あるいは満足度として「不満」と感じる人の割合は概ね 20%以下で、全体として、量は「普通」以上、満足度としては「概ね満足」と感じている市民が多いことがわかります。



資 4-4 みどりの量

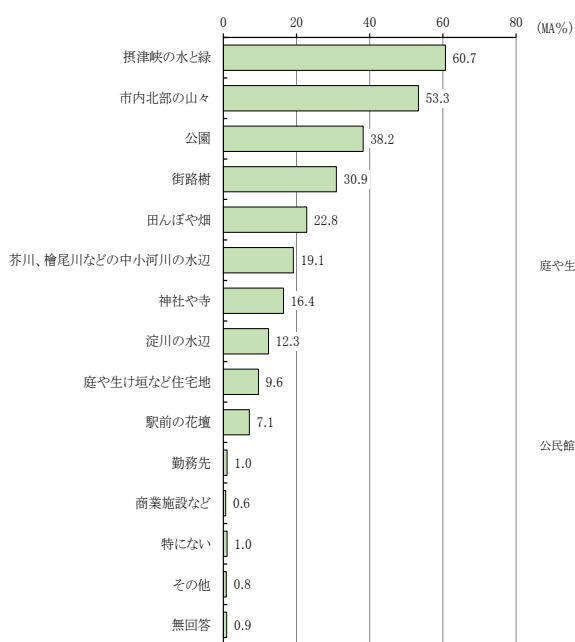


資 4-5 みどりの満足度

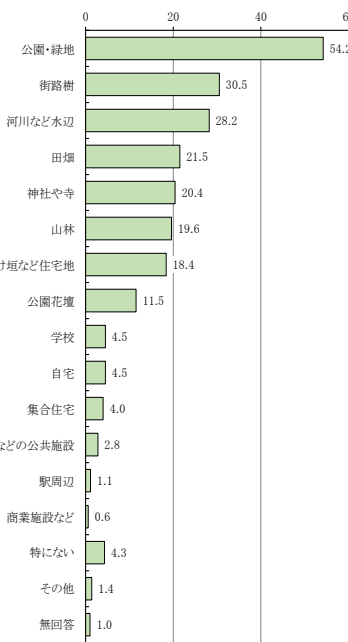
②市内のみどりについて連想するもの、自宅周辺のみどりを感じる場所、みどりに期待するもの
 市内のみどりについて連想するものとして最も多かったのは「摂津峡の水と緑」で、次いで「市内北部の山々」が多く、市民にとって代表的な「みどり」は北部のみどりであることがわかります。

また、自宅周辺のみどりを感じる場所としては、「公園・緑地」が最も多く、次いで「街路樹」及び「河川など水辺」が同程度で多かったことから、「公園・緑地」や「街路樹」、「河川など水辺」はみどりのまちづくりで重要な要素であると位置づけられます。一方で、市街化が進む地域でみどりを感じる景観を形成する「田畑」、「神社や寺」、「庭や生け垣などの住宅地」などについては、一定のみどりとしての認識はありますが、今後これらの身近なみどりへのさらなる理解の醸成が求められます。

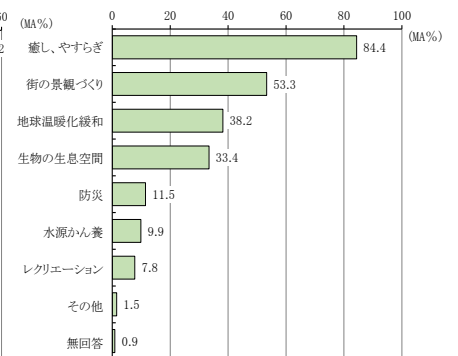
みどりに期待するものとしては、「癒し、やすらぎ」が84.4%と非常に高く、ウィズコロナの新たな生活様式の影響もあり、癒しとしてのニーズが高いことがわかります。また、みどりに対して「街の景観づくり」としての期待も高く、快適な空間を形成するものとして捉えられています。一方で、「防災」、「水源かん養」などのみどりが有する機能に対する期待が低いことから、こうした機能の重要性に対するさらなる理解の醸成を図る必要があります。



資4-6 市内のみどりについて連想するもの



資4-7 自宅周辺のみどりを感じる場所

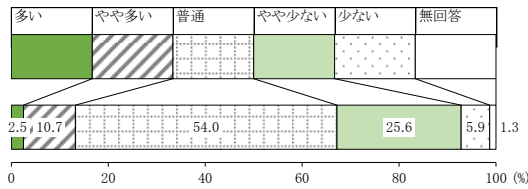


資4-8 みどりに期待するもの

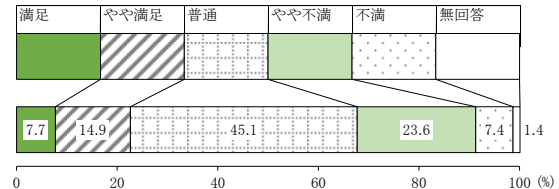
(3) 公園について

①公園の量、満足度について

公園の量及び満足度については、「多い・やや多い・普通」、「満足・やや満足・普通」と感じる市民の割合は約7割ではあるものの、公園の量に対して「やや少ない」「少ない」、公園の満足度に対して「やや不満」「不満」と感じる市民の割合が約3割を占めることから、公園の量や質に対する課題は少なくないことが示唆されています。



資 4-9 公園の量

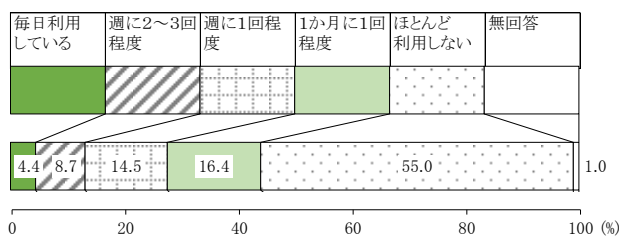


資 4-10 公園の満足度

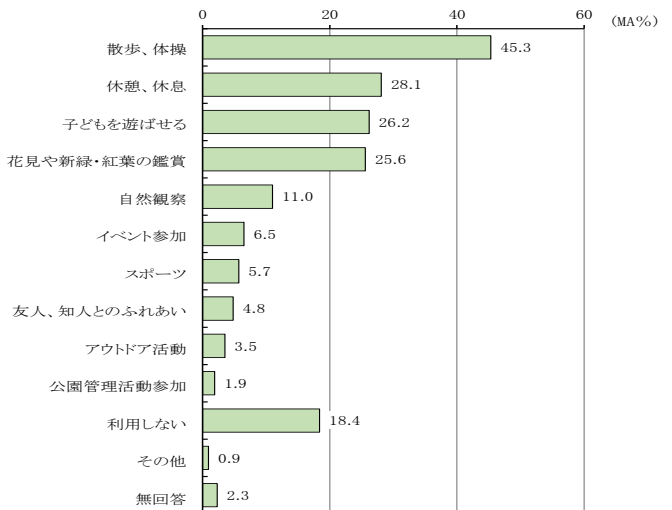
②公園の利用頻度、利用目的について

公園の利用頻度は、「ほとんど利用しない」が55.0%で最も高くなっています。利用する人の割合では、週1回以上が計27.6%、月1回以上が計44.0%で、公園のさらなる利用促進に向けた取組が必要です。

利用目的は、「散歩、体操」が45.3%で最も高く、日常的な利用が多いことがわかります。次いで「休憩、休息」、「子どもを遊ばせる」、「花見や新緑・紅葉の鑑賞」が多く、日常のライフスタイルに応じて活用されていることがわかります。



資 4-11 公園の利用頻度

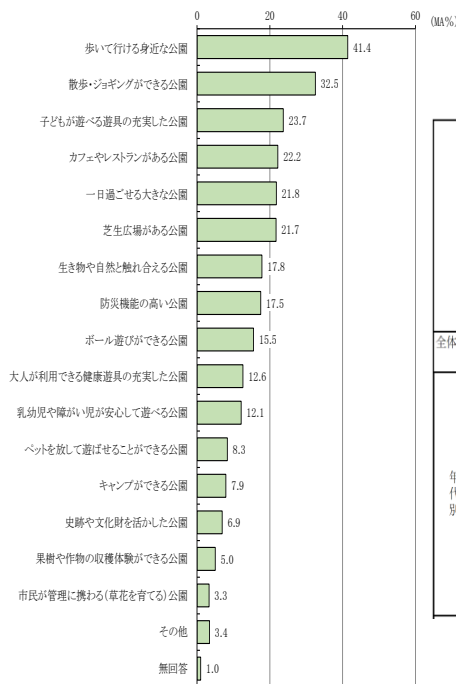


資 4-12 公園の利用目的

③あったらよいと思う公園について

あったらよいと思う公園については、「歩いて行ける身近な公園」が41.4%と最も高く、次いで「散歩・ジョギングができる公園」、「子どもが遊べる遊具の充実した公園」が高い結果でした。身近な公園、日常的に気軽に利用できる公園へのニーズが高いことがわかります。

年代別の割合からは、20歳代で「カフェやレストランがある公園」が40.6%と最も高く、若い世代のニーズの変化が顕著に表れ、子育ての中心世代である30歳代・40歳代では「子どもが遊べる遊具の充実した公園」が43.5%・34.2%と最も高くなるなど、年代別のニーズの違いがみられます。



資 4-13 あったらよいと思う公園

資 4-14 あったらよいと思う公園 (年代別)

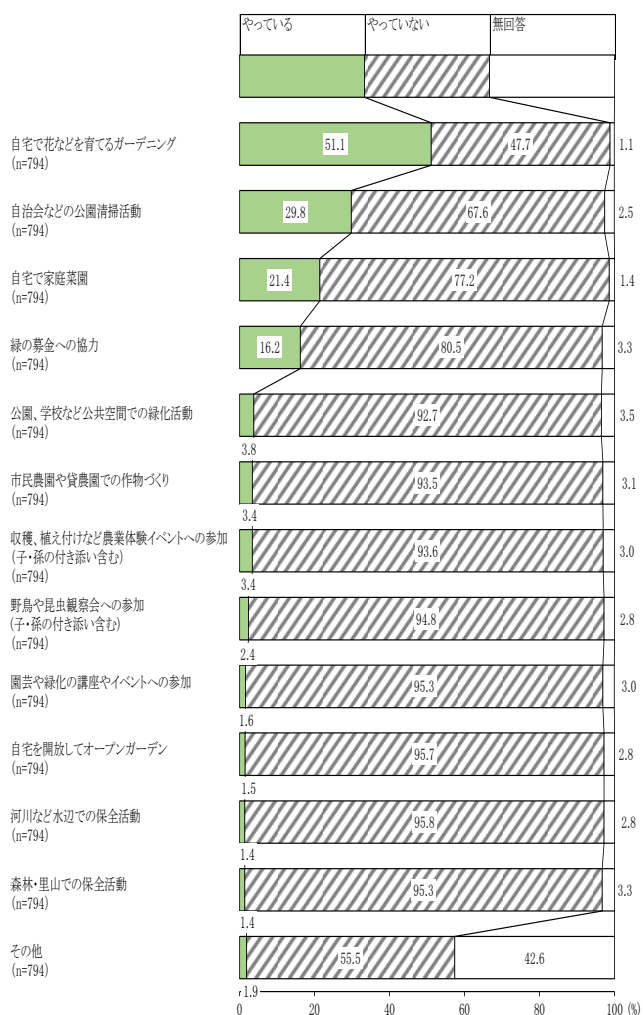
	n	公園の種類																無回答			
		歩いて行ける身近な公園	散歩・ジョギングができる公園	子どもが遊べる遊具の充実した公園	カフェやレストランがある公園	一日過ごせる大きな公園	芝生広場がある公園	公園や自然と触れ合える公園	防災機能の高い公園	ボール遊びができる公園	大人が利用できる健康遊具の充実した公園	遊べる公園	ペットを放して遊ばせることができる公園	キャンプができる公園	史跡や文化財を活かした公園	果樹や作物の収穫体験ができる公園	市民が管理に携わる(草花を育てる)公園		その他		
全体	794	41.4	32.5	23.7	22.2	21.8	21.7	17.8	17.5	15.5	12.6	12.1	8.3	7.9	6.9	5.0	3.3	3.4	1.0		
年代別	20歳代	上段/実数	101	34	20	21	41	20	23	11	15	23	9	13	10	15	5	2	2	4	-
		下段/%	100.0	33.7	19.8	20.8	40.6	19.8	22.8	10.9	14.9	22.8	8.9	12.9	9.9	14.9	5.0	2.0	2.0	4.0	-
	30歳代	上段/実数	124	39	25	54	26	33	30	18	16	28	13	14	11	15	7	10	1	3	2
		下段/%	100.0	31.5	20.2	43.5	21.0	26.6	24.2	14.5	12.9	22.6	10.5	11.3	8.9	12.1	5.6	8.1	0.8	2.4	1.6
	40歳代	上段/実数	114	31	24	39	20	26	27	24	18	34	12	13	8	16	9	7	3	7	-
		下段/%	100.0	27.2	21.1	34.2	17.5	22.8	23.7	21.1	15.8	29.8	10.5	11.4	7.0	14.0	7.9	6.1	2.6	6.1	-
	50歳代	上段/実数	132	60	55	15	33	35	31	23	21	15	15	11	20	8	9	8	5	4	2
		下段/%	100.0	45.5	41.7	11.4	25.0	26.5	23.5	17.4	15.9	11.4	11.4	8.3	15.2	6.1	6.8	6.1	3.8	3.0	1.5
	60歳代	上段/実数	157	68	56	35	26	33	28	36	35	18	19	25	10	7	10	7	8	4	3
		下段/%	100.0	43.3	35.7	22.3	16.6	21.0	17.8	22.9	22.3	11.5	12.1	15.9	6.4	4.5	6.4	4.5	5.1	2.5	1.9
	70歳以上	上段/実数	161	94	77	23	30	26	32	26	34	5	30	18	7	2	14	5	7	5	1
		下段/%	100.0	58.4	47.8	14.3	18.6	16.1	19.9	16.1	21.1	3.1	18.6	11.2	4.3	1.2	8.7	3.1	4.3	3.1	0.6

(4) 緑化活動について

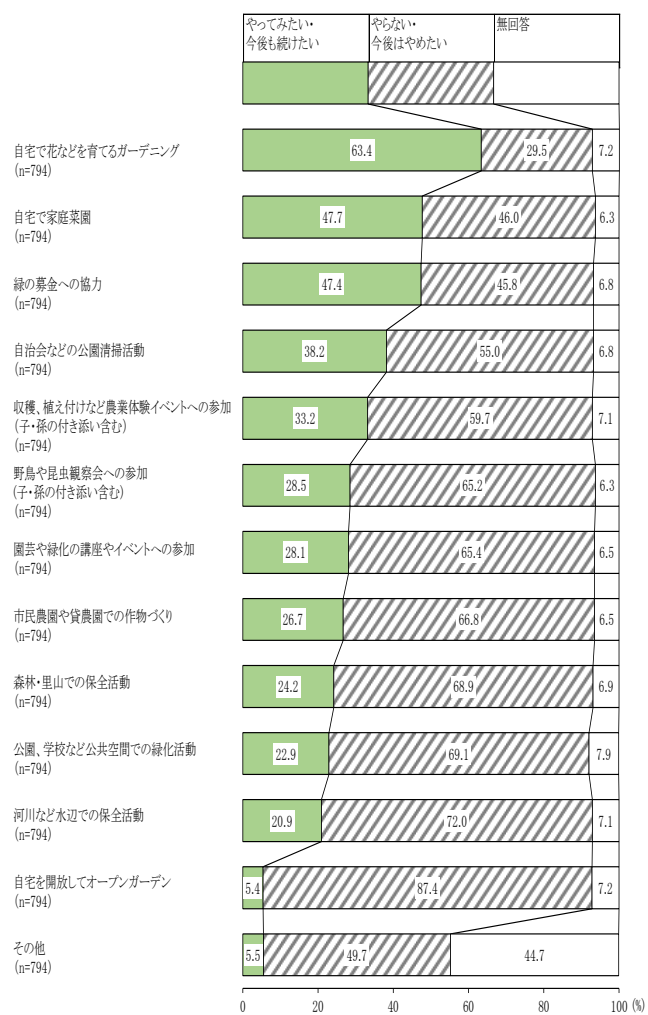
緑化活動の取組状況について

現在行っている緑化活動では、「自宅で花などを育てるガーデニング」が最も高く 51.1%でした。次いで「自治会などの公園清掃活動」、「自宅で家庭菜園」、「緑の募金への協力」などが高い状況でした。一方、今後取り組みたい緑化活動についても、「自宅で花などを育てるガーデニング」が最も多いことがわかります。

着目すべき点としては、「森林・里山での保全活動」、「公園、学校など公共空間での緑化活動」、「河川など水辺での保全活動」などを現在行っている市民は4%以下ですが、今後取り組みたいと考えている市民は20%以上と差が大きくなっています。この結果から、参加型のイベントや機会を望み、活動の場があれば新たな緑化活動に関わってみたいと考える市民が多いことがわかります。



資 4-15 現在行っている緑化活動

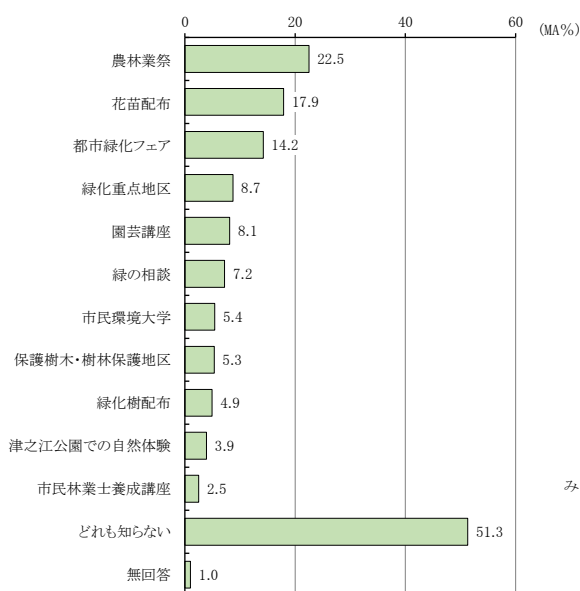


資 4-16 今後取り組みたい緑化活動

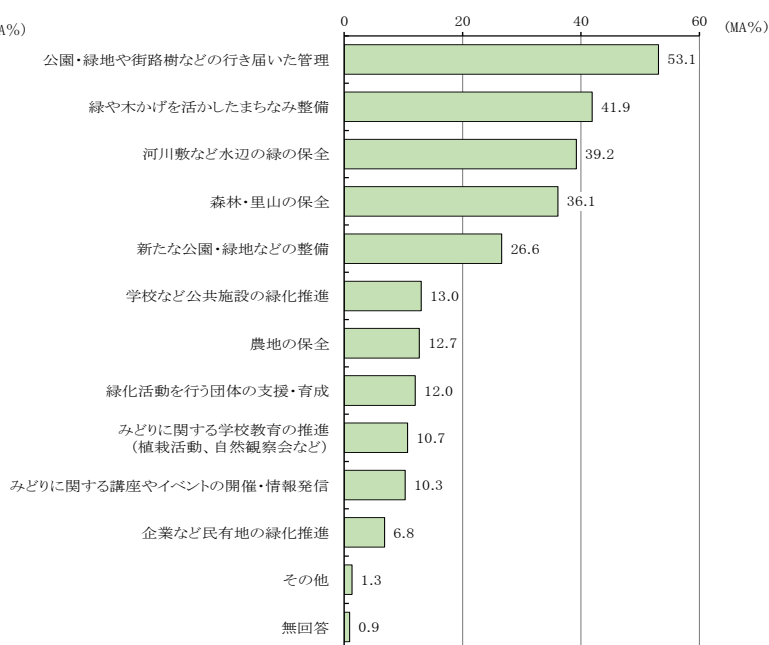
(5) 「みどり」の施策について

市の取組で知っていることについては、「どれも知らない」が51.3%で最も高く、市民に向けたさらなる広報・普及啓発の必要性が示されています。また、知っている内容では、「農林業祭」が22.5%と最も高く、次いで「花苗配布」が17.9%、「都市緑化フェア」が14.2%でした。それ以外の市の取組については10%以下と低く、今後は、取組内容を市民にわかりやすい形で情報発信し、みどりへの理解促進を図ることが求められます。

みどりを守り育てていくために重視すべきことについては、「公園・緑地や街路樹などの行き届いた管理」が53.1%と最も高く、身近に感じるみどりの快適性の確保と維持を第一に考える市民の割合が高いことが示唆されています。次いで多かった「緑や木かげを活かしたまちなみ整備」や「河川敷など水辺の緑の保全」、「森林・里山の保全」からは、まちのあり方への期待や今ある良好なみどりの環境を保全していく必要性の認識が示唆されています。



資 4-17 市の取組で知っていること



資 4-18 みどりを守り育てていくために重視すべきこと

(6) 生物多様性について

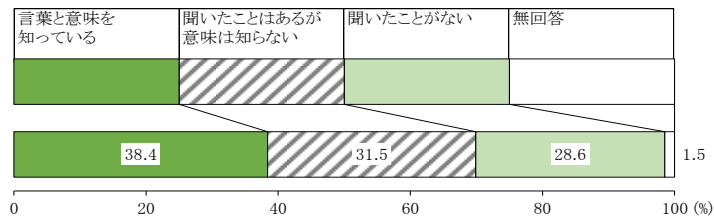
①生物多様性の認知度について

生物多様性の認知度については、「言葉と意味を知っている」が38.4%で最も高い結果となりましたが、「聞いたことはあるが意味は知らない」(31.5%)、あるいは「聞いたことがない」(28.6%)という市民の割合も高く、生物多様性への市民の十分な理解と浸透に向けた取組を図る必要があります。なお、年代別では20歳代での理解・認知度が最も高く、環境教育を通じた理解の浸透も影響していると考えられます。

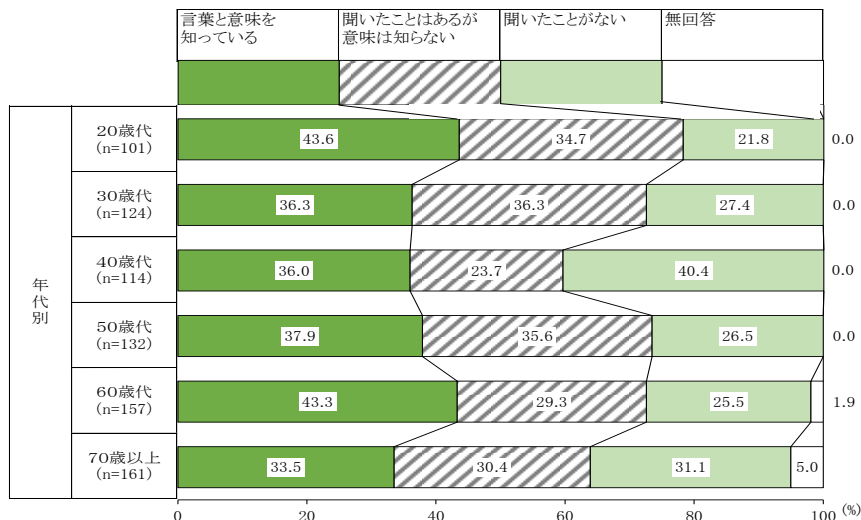
②生物多様性の保全について

生物多様性の保全のために重要だと思うこととして、「市内で広域的な自然環境の保全」や「地球温暖化の防止」、「里地・里山の維持・管理」、「保護動物などの生息地の保護」、「外来生物による生態系への影響の防止」などが比較的高い割合となっています。また、生物多様性保全のために今後やってみたいこととして、「旬の食材や地元で生産されたものを消費する」や「環境にやさしい商品の購入」、「省エネに取り組む」が比較的高くなっています。さらに市内で生態系が豊かだと思う場所としては、「摂津峡や原城山の里地里山」が非常に高く、次いで「ポンポン山や本山寺周辺」、「神峰山の森」が高く、北部の森林・里山の生態系が市民に意識されています。

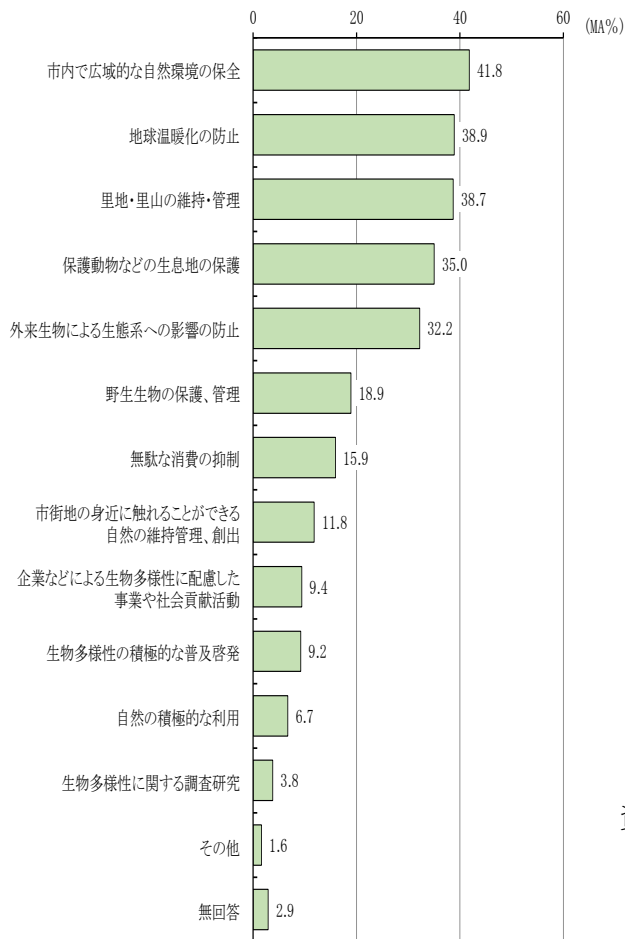
市民が感じる生物多様性の保全の重要性や興味・関心の高い分野を通じて、理解の醸成と保全に向けた行動の喚起を促すことが重要と考えられます。



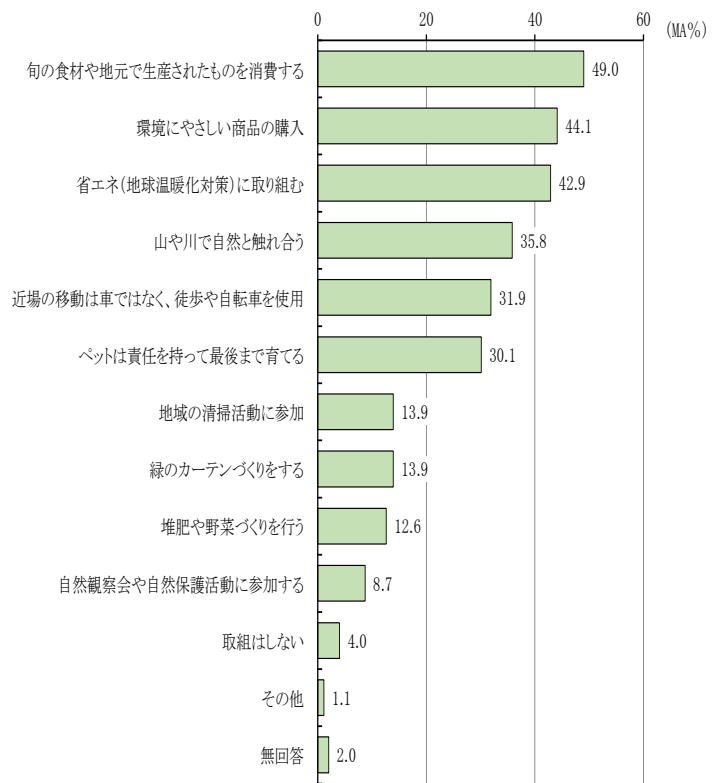
資 4-19 生物多様性の認知度



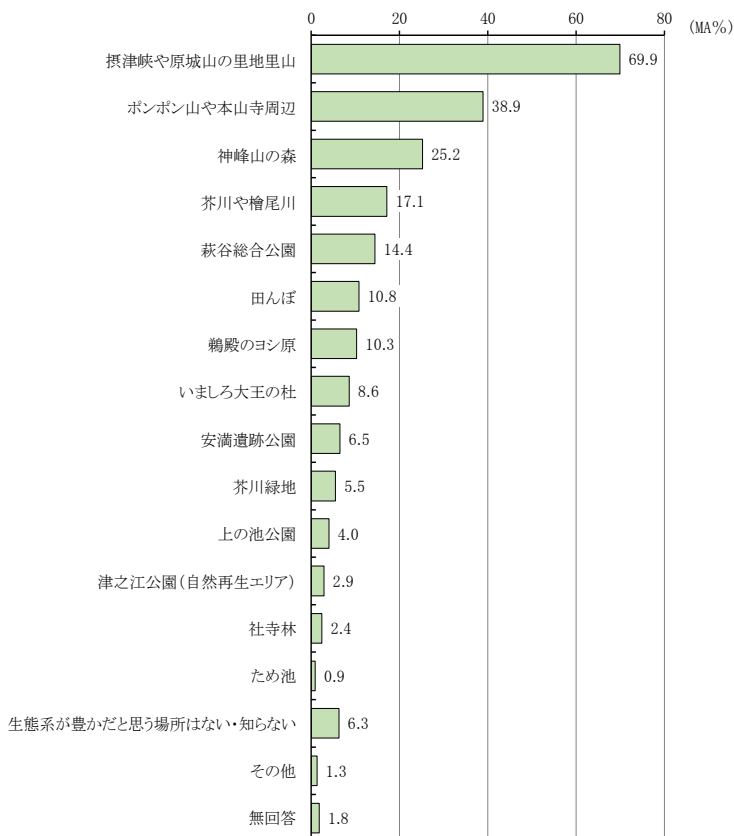
資 4-20 生物多様性の認知度 (年代別)



資 4-21 生物多様性の保全のために重要だと思うこと



資 4-22 生物多様性保全のために今後やってみたいこと



資 4-23 市内で生態系が豊かだと思ふ場所

5. 施策一覧

継続：前計画から継続するもの。

拡充：前計画以降、他の事業との統合や内容の拡充が図られるなど、施策名を変えて継続するもの。

新規：本計画から初めて掲載するもの。

○基本方針1：緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります

施策分野	施策内容		前計画からの継続性	担当部局	重点施策
1. 豊かな森林を保全・活用する	森林の保全・整備・再生	森林の多面的機能の発揮に向けた保育管理の推進	継続	農林緑政課	
		森林などにおける無秩序な開発の抑制	継続	農林緑政課	
		森林被災地復旧への取組の推進	新規	農林緑政課	◎
		森林保全活動の支援、森林ボランティアの養成、市民との共創による森づくり	継続	農林緑政課	
		イベントを通じた森林に対する意識高揚	継続	農林緑政課	
		木材利用の促進・普及啓発	継続	農林緑政課	
2. 持続可能な農地を保全・活用する	農地の保全	農業基盤の保全・整備	継続	農林緑政課	
		担い手の育成・確保、農地の集積・集約化の支援	継続	農林緑政課	◎
		生産緑地の保全による良好な都市環境の維持	継続	都市づくり推進課 農林緑政課	
		野生鳥獣による農作物被害の軽減	継続	農林緑政課	
	地域農業への理解の促進	6次産業化の推進、イベントや学校給食を通じた地産地消の推進	拡充	農林緑政課	
		農業体験イベントや市民農園などを通じた農にふれあう機会の充実	継続	農林緑政課	
		レンゲ、コスモス、ヒマワリなどの植栽による景観形成	継続	農林緑政課	
3. 潤いある河川・水辺を保全・活用する	芥川における多自然川づくりの推進	芥川創生基本構想に基づく「ひとと魚にやさしい川づくり」	継続	下水河川企画課	◎
		イベントを通じた河川・水辺環境保全への意識高揚	継続	下水河川企画課	
	人や生き物とつながる淀川での取組の推進	淀川河川公園整備の促進	継続	公園課	
		国や地元団体と連携した鶴殿のヨシ原の保全活動の支援	継続	農林緑政課	◎
	市民がふれあえる親水空間の形成	ため池などの適切な保全	継続	下水河川企画課	
水路の保全及び自然環境に配慮した親水空間の創出		継続	下水河川企画課		

4. 歴史文化と一体となったみどりを保全・活用する	社寺林の保全	樹林保護地区や保護樹木の指定・保全	継続	農林緑政課	
		神峯山寺・本山寺周辺の自然環境の保全	継続	農林緑政課	
	古墳・遺跡・史跡周辺のみどりの保全	摂津峡・三好山周辺の歴史・自然環境の保全・活用	継続	環境政策課 公園課 農林緑政課 観光シヤールズ課 文化財課	◎
		古墳などの歴史遺産の保存・活用	継続	観光シヤールズ課 文化財課	

○基本方針 2：多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります

施策分野	施策内容		前計画からの継続性	担当部局	重点施策
1. 多様な機能を活かした魅力ある公園を創る	自然・歴史・文化と融合した公園づくり	安満遺跡公園における市民とともに育てつづける公園づくり	継続	歴史にぎわい推進課 文化財課	
		高槻城公園の整備	継続	歴史にぎわい推進課 文化財課	◎
	ライフスタイルと密着した身近な公園づくり	芥川緑地の健康づくり広場等整備	新規	公園課	◎
		交流の場として活用されるみどりづくり	継続	コミュニティ推進室	
	持続可能な公園管理	各種施設など改修計画に基づく計画的な維持管理	新規	公園課	
		市民主体の公園・緑地の維持管理	継続	公園課	
民間事業者を活用した公園の運営管理		継続	公園課 歴史にぎわい推進課		
2. みどりで癒しと安らぎのある生活空間を創る	良好なみどりによる公共空間の形成	緑化重点地区におけるみどりの連続化	継続	農林緑政課 歴史にぎわい推進課	◎
		「地域の庭」の整備による、憩いや交流の場として親しまれる緑化空間の形成	新規	コミュニティ推進室 農林緑政課 城内公民館	
		街路樹の適切な維持管理	継続	道路課	
	民有地における緑化の推進	民有地の敷地接道部への緑化の誘導	継続	農林緑政課	
		生け垣や緑のカーテンなどの促進によるみどりのまちなみづくり	新規	農林緑政課	
		高槻市民間施設緑化指針に基づくみどりの創出	継続	農林緑政課	

3. 安全・安心な暮らしを支えるみどりを創造する	防災機能を高める緑地の保全、緑化空間の形成	公園や農地を活用したみどりの防災機能の発揮	継続	危機管理室 公園課 農林緑政課	
		さまざまなみどりの活用による浸水被害の軽減	継続	公園課 下水河川企画課 農林緑政課 学校安全課	◎
	みどりを活用した都市環境の改善	木陰・緑陰空間の形成によるまちなかの熱負荷の低減	継続	道路課 公園課 農林緑政課	
		屋上・壁面緑化の促進	継続	農林緑政課	

○基本方針3：暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります

施策分野	施策内容		前計画からの継続性	担当部局	重点施策
1. エコロジカルネットワークを保全・形成する	エコロジカルネットワークの拠点の保全	森林・農地・緑地・河川・ため池などの保全	継続	道路課 公園課 下水河川企画課 農林緑政課	
		地域特性に応じた生き物の生息環境の保全	拡充	公園課 下水河川企画課 農林緑政課	
	市街地におけるネットワークの保全・形成	津之江公園自然再生エリアを活用した取組の推進	拡充	農林緑政課 教育指導課	
2. 在来生物を保全する	生息状況の把握・調査	調査を通じた市域に生息する生き物の把握	新規	農林緑政課	
		市民参加による生き物調査の実施	新規	農林緑政課 地域教育青少年課	◎
	希少種の保全	保護動植物の指定	新規	農林緑政課	
		有害鳥獣捕獲による生態系被害などの軽減	継続	農林緑政課	
	外来生物の防除	アライグマ防除実施計画に基づく生態系被害などの防止	継続	農林緑政課	
特定外来生物（植物）の駆除による農業・生態系被害の拡大防止		新規	下水河川企画課 農林緑政課		
3. 生物多様性に関する市民意識の向上	市民への周知・啓発	生物多様性保全の市民への啓発	新規	農林緑政課 地域教育青少年課	◎
		生物多様性保全の情報発信による市民の理解促進	新規	農林緑政課	

○基本方針4：オール高槻でみどりのまちづくりを進めます

施策分野	施策内容		前計画からの継続性	担当部局	重点施策
1.みどりを守り育てる人を育む	みどりを育てる機会の創出	園芸講座や寄せ植え講習会の開催	継続	農林緑政課	
		みどりに関する知識や技術の向上	継続	農林緑政課	
	みどりの人材育成	市民共創によるみどりの人材育成の促進	拡充	環境政策課 農林緑政課	◎
	みどりで育む子どもの情操心	子どもが自然とふれあえる体験機会の提供	拡充	農林緑政課	
		学校教育における環境学習の促進	継続	教育指導課	
2.みどりで楽しさを創出する	身近なみどりのふれあいの創出	イベント・活動などを通じたみどりの体感による楽しさの創出	継続	農林緑政課	◎
	みどりの魅力の情報発信	都市緑化フェアや農林業祭などのイベントを通じたみどりの魅力発信	継続	農林緑政課	
		さまざまな媒体を活用したみどりの情報発信	継続	農林緑政課	
3.市民が主体となって取り組める仕組みをつくる	みどりのまちづくり活動の活発化	公共施設の花壇整備による地域の緑化拠点づくり	継続	公園課 農林緑政課 学校安全課	
		市民ニーズにマッチした支援による地域活動の活発化	継続	公園課 農林緑政課	
		緑化資源のリサイクルの推進	継続	農林緑政課	
		顕彰制度の充実	継続	農林緑政課	
	みどりを育てるネットワークづくり	地域住民・事業者・管理者などの連携による緑化の推進	継続	農林緑政課	
		学校における緑化活動を通じた交流の場づくり	継続	農林緑政課 教育指導課	
		みどりの交流の場の創出	新規	農林緑政課	◎

6. 用語集

あ行

【芥川創生基本構想】

市民と大阪府や高槻市との協働で作成された、芥川が地域の人々に親しまれる川になるよう、多くの住民や行政などが持続性を持って「川づくり」に取り組むための基本的な指針。

【エコロジカルネットワーク】

野生生物が生息、生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海、湿地、湿原、干潟、藻場、サンゴ礁等）がつながる生態系ネットワークのこと。

【大阪版認定農業者】

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、大阪府知事から認定を受けた農業者のこと。認定を受けた農業者は、大阪府から農業経営計画を実現するための様々な支援を受けることができる。

【オープンスペース】

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない土地で、交通用地を除いたものの総称。一般的には都市公園や広場などの公共空を示す言葉として用いられている。

か行

【協働】

市民がまちづくりのプロセス（計画・実施・評価・改善の各過程）の中に参加し、市民と市または市民と市民が、それぞれの資源や専門性を活かし、尊重しあいながら、果たすべき役割と責任を自覚し、ともに考え、ともに力を合わせることで、より良いまちを築き上げていくこと。

【近郊緑地保全区域】

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」により、無秩序な市街化の防止や住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される区域。

【グリーンインフラ】

自然（生態系）が有する多くの機能を活用し、持続可能な社会を形成するためのハード・ソフト両面に関する社会基盤のこと。

さ行

【在来生物】

その地域に古くから存在する固有の生物のこと。それに対して、他の地域から持ち込まれるなどして野生化した生物は帰化生物という。

【里山】

原生的な自然と都市部あるいは農村の集落部分との間に位置し、集落とそれを取り囲む二次林、農地、ため池、草原など多様な環境を含む地域。農業などを通じて、人が関与することで維持・管理されてきた二次的自然環境であり、生物多様性に富む。

【市街化区域】

「都市計画法」により指定された区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

【市街化調整区域】

「都市計画法」により指定された区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

【敷地接道部】

敷地のうち道路に接する部分。

【自然環境保全地域】

「自然環境保全法」に基づき、豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な場所として指定される地域のこと。建築物等の新築や改築等、宅地の造成土石の採取等については届出が必要とされる。

【持続可能な開発のための 2030 アジェンダ】平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際社会共通の目標。序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17 ゴール、169 ターゲット）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

【指定管理者制度】

これまでの管理委託制度に代わって、地方公共団体が指定する法人その他の団体が公の施設の管理を行う制度。多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 15（2003）年 6 月の地方自治法改正により創設された。

【市民緑地】

都市緑地法に基づき、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わし、一定の期間に市民に開放する緑地。

【親水空間】

河川、池など水を主題とし、意図的に水と親しむことを目的として整備された空間。

【森林災害復旧事業】

激甚災害の指定を受けた森林被害の復旧を目的に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）」に基づいて行われる事業のこと。

【水源かん養】

森林の土壌が雨水を貯蓄し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質を浄化する機能のこと。

【生産緑地】

市街化区域内の農地であって、「生産緑地法」に基づき、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているものとして都市計画に定められた農地のこと。

【生物多様性】

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。

【生物多様性ホットスポット】

生物多様性が高く絶滅危惧種（レッドリスト掲載種）が多い地域のこと。保全の優先度を定める指標になるものをいう。大阪府では、「日本固有種を含め、希少な野生動植物が生息・生育し、種の多様性が高い地域」として大阪府内のいくつかの地域を抽出し、「大阪府生物多様性ホットスポット」を選定している。

た行

【地域制緑地】

法律、協定、条例等によって、その土地利用を規制することで、良好な自然的環境等の保全を図ること目的として指定する緑地のこと。「法律によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれている。

【沖積低地】

河川の洪水によって運ばれてきた土砂が堆積してできた土地である沖積地の中で、浸水被害を受けやすい低い土地。

【特定外来生物】

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。

【都市計画区域】

自然的及び社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都道府県知事が指定するもの。

は行

【ヒートアイランド現象】

都市部は、郊外に比べて気温が高いため、等温線が島状になる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて、緑が少ないこと、人間の生活や産業活動に伴う人工熱の放出、大気汚染物質などが原因とされている。

【ビオトープ】

ドイツ語で生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」とを組み合わせた合成語で、野

生生物が安定的に生息できる空間のこと。特に、都市内の空き地や校庭等に造成された、生物の生息・生育環境空間を指す場合もある。

【風致地区】

都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市において良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域のこと。

ま行

【緑のカーテン】

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策の一つ。

や行

【遊休農地】

耕作されていない農地や耕作される見込みがない農地。また、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地。

【遊水機能】

河川沿いの田畑などにおいて、雨水や河川の水を一時的に貯留する機能。

ら行

【流出抑制施設】

雨水が直接下水道管渠や河川に流れ込むのを防ぎ、少しでも河川などへの負担を軽減するための施設。雨水流出抑制施設として主に、雨水を一時的に貯留する貯留施設（貯留槽や貯留池、調整池など）と雨水を地中に浸透させる浸透施

設（雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなど）がある。

【緑化重点地区】

「都市緑地法」に基づく緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のこと。

7. 第2次高槻市みどりの基本計画策定の経過

7.1 高槻市緑地環境保全等審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
市議会議員	笹内 和志	高槻市議会議員	令和3年6月 10日まで
	高木 隆太	高槻市議会議員	
	中村 明子	高槻市議会議員	令和3年6月 11日から
	三井 泰之	高槻市議会議員	
学識経験者	栗本 修滋	大阪大学大学院工学研究科附属 フューチャーイノベーションセンター 特任教授	
	平田 富士男	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授	
	福岡 雅子	大阪工業大学 工学部環境工学科 特任准教授	
関係行政機関 の職員	小野本 徳人	大阪府北部農と緑の総合事務所 地域政策室長	
関係団体の 代表者	都解 浩一郎	大阪府森林組合 三島支店 理事支店長	
	高谷 敏宜	高槻市農業委員会 常任委員	
	森本 榮三	高槻市緑花推進連絡会 会長	
市民	河野 佳苗	公募市民	

7.2 高槻市緑地環境保全等審議会開催経過

開催日	審議案件
令和3年 2月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次高槻市みどりの基本計画の策定について(諮問) ●計画策定の視点について ●計画の理念・目標等について
令和3年 8月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●高槻市みどりの基本計画の進捗状況について ●市民アンケート調査について ●緑被率調査結果について ●本市のみどり・生物多様性の現況 ●現況分析を踏まえた課題・ニーズ整理 ●前回審議会意見について ●課題・ニーズに対する施策の方向性について ●第2次高槻市みどりの基本計画の方針・施策について
令和3年 11月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりの基本計画(素案)について
令和4年 2月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次高槻市みどりの基本計画(素案)に対するパブリックコメント実施結果について ●第2次高槻市みどりの基本計画(素案)に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応について ●第2次高槻市みどりの基本計画(案)について
令和4年 2月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次高槻市みどりの基本計画について(答申)

住みたい・住み続けたい・訪れたい
みどりでつながるまち たかつき

第2次高槻市みどりの基本計画

令和4年3月

編集・発行 高槻市 街にぎわい部 農林緑政課
〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7402 FAX 072-675-3133